

しあわせ 邑南町みんな幸福プラン

邑南町地域保健福祉計画

～こころ響きあい健やかに暮らす町づくり～

平成 19 年 3 月
(平成 21 年 3 月変更)

島根県邑南町

目 次

I. 総論	1
1 計画の前提	2
(1) 策定の背景	2
(2) 法令根拠	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	6
(5) 策定体制	7
(6) 邑南町の現状	8
(7) 邑南町の保健福祉をめぐる課題	27
2 基本構想	28
(1) 邑南町地域保健福祉計画の将来像	28
(2) 人口推計	28
(3) 地域保健福祉計画の体系	29
(4) 各部門計画の基本方針	30
II. 各論	31
1 地域福祉計画	33
1-1 住民参加と協働の里づくり	35
(1) 地域福祉の醸成	35
(2) 地区・団体活動の促進	38
1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり	40
(1) サービス利用者の権利擁護の推進	40
(2) 要支援者への対応の推進	42
1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり	44
(1) 情報提供・相談対応の充実	44
(2) 保健・医療・福祉の連携	47
(3) 自立した生活ができる環境整備の推進	48
2 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画	51
2-1 みんなで支え合う安心・安全な地域づくり	53
(1) 高齢者福祉サービスの充実	53
(2) 地域づくり（見守りネットワーク）	56
(3) 生活支援の充実	59
2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり	61
(1) 介護サービスの基盤整備	61
(2) 介護サービスの質の向上	63
(3) 介護給付の適正化	65

(4) 介護保険事業の円滑な運営	67
(5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援	68
2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化	69
(1) 介護予防の推進	69
(2) 地域の高齢者への総合的な支援	73
3 障害者計画・障害福祉計画.....	75
3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】	77
(1) 啓発・広報.....	78
(2) 生活支援.....	80
(3) 生活環境.....	83
(4) 教育・育成.....	85
(5) 雇用・就業.....	88
(6) 保健・医療.....	90
(7) 情報・コミュニケーション.....	92
3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり【障害福祉計画】	94
(1) 基本的理念等	94
(2) 計画期間及び見直しの時期	95
(3) 平成23年度の数値目標	96
(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの見込 量及び確保のための方策.....	99
(5) 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	104
4 次世代育成支援行動計画	107
4-1 子どもと子育てを支える地域づくり	109
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり.....	109
(2) 子育て支援の地域づくり	110
(3) 安全・安心のまちづくり	112
4-2 いきいき子育てできるまちづくり	114
(1) 妊娠期からの支援体制の整備	114
(2) 子どもの健康の維持.....	117
(3) 家庭における子育ての支援	119
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実	124
(5) 経済的支援の充実	129
4-3 子どもがすくすく育つまちづくり	133
(1) 生きる力を育む環境づくり	133
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	137
(3) 食育活動の展開	142
(4) 次代を担う子どもの育成.....	145
◇実施目標.....	147

5	健康増進計画.....	153
5-1	健康的な生活習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりをめざす.....	155
5-2	健康づくりをみんなで進めるための環境づくりに取り組む.....	155
	◇施策の方向.....	155
	（1）バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進.....	155
	（2）運動による健康づくりの推進.....	157
	（3）心の健康づくりの推進.....	160
	（4）たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進.....	162
	（5）歯の健康づくりの推進.....	164
	（6）生活習慣病予防の推進.....	166
	（7）生涯現役の推進.....	169
	◇実施目標.....	171
6	計画の推進方策.....	181
	（1）行政内部の推進体制の確立.....	182
	（2）町民と一体となった推進体制の確立.....	182
	（3）国・県等との連携.....	183
	（4）フォローアップと見直し.....	183
	（5）計画内容や進捗状況の周知.....	183
	（6）計画の弾力的な運用.....	183
	資料編.....	185
	■ 邑南町地域保健福祉計画策定委員会委員名簿.....	186
	■ 邑南町地域保健福祉計画作業部会委員名簿.....	187
	■ 邑南町地域保健福祉計画策定委員会設置要綱.....	188
	■ 邑南町地域保健福祉計画策定経過.....	189
	■ 邑南町地域保健福祉計画庶務担当者会議経過.....	190
	■ 邑南町障害者計画・障害福祉計画策定に係る調査結果考察.....	191
	■ 邑南町健康増進計画各目標値のデータ根拠.....	200
	■ 邑南町地域保健福祉計画変更経過（平成21年3月変更）.....	203

●用語についての留意点

この計画では、障害者・障がい者の二つの表記をしています。

障害者・・・法律・事業用語の場合は「害」を使用

障がい者・・・人を表記する場合は「害」を使用するとふさわしくないため「がい」を使用しています。

I. 総論



1 計画の前提

(1) 策定の背景

まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しており、必ずしも高齢者、障がい者、児童などといった対象に応じて提供される福祉サービスによって充足されるものではありません。多様な地域住民のニーズに対して、保健・医療・福祉その他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて多様なサービスが十分に連携をもって、総合的に提供されることが不可欠です。

また、21世紀の少子高齢社会を誰もがいきいきとして生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていくことが欠かせません。

こうしたことから、平成12年、社会福祉法が改正され、新たな社会福祉の理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられるとともに、それを具体的に実現する方策として「地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。「地域福祉計画」は、地域住民に最も身近な市町村が、住民等の主体的参加を得て、地域住民の福祉課題やニーズを明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童等の個別分野にとらわれない総合的な視点から住民等と一体となって、解決を図るための基本的な方針を定めるものとして位置づけるものとなります。

本町は、平成16年10月1日、羽須美村、瑞穂町、石見町の3町村が合併し誕生しました。新しい町の将来構想として定めた「新町まちづくり計画」のもとで平成18年3月に第一次邑南町総合振興計画を策定し、総合振興計画では「夢響きあう 元気の郷づくり」に向けて「こころ響きあい健やかに暮らす町」づくり推進のため、保健・医療・福祉・地域産業等の総合的な連携を図り地域ケアネットワークを構築するとともに、子どもから高齢者まで誰もが地域社会に参加し、お互い健やかに暮らすことのできる町をめざしています。

そのため、旧町村で策定されていた地域保健福祉計画を改め、総合振興計画に対応し、地域福祉、高齢者、障がい者、児童育成、次世代育成、健康づくりの各分野において、他のまちづくり各施策との連携を図りながら、保健・医療・福祉の充実を図るための方策を考え、推進する必要があります。さらに、地域福祉の推進を図り、住民・行政・事業者の協働によって、子どもから高齢者まで住民が安心して生活できるようなまちを築き上げていくことが大切です。

(2) 法令根拠

社会福祉法（平成 12 年法律第 111 号）（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8

老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 18

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条

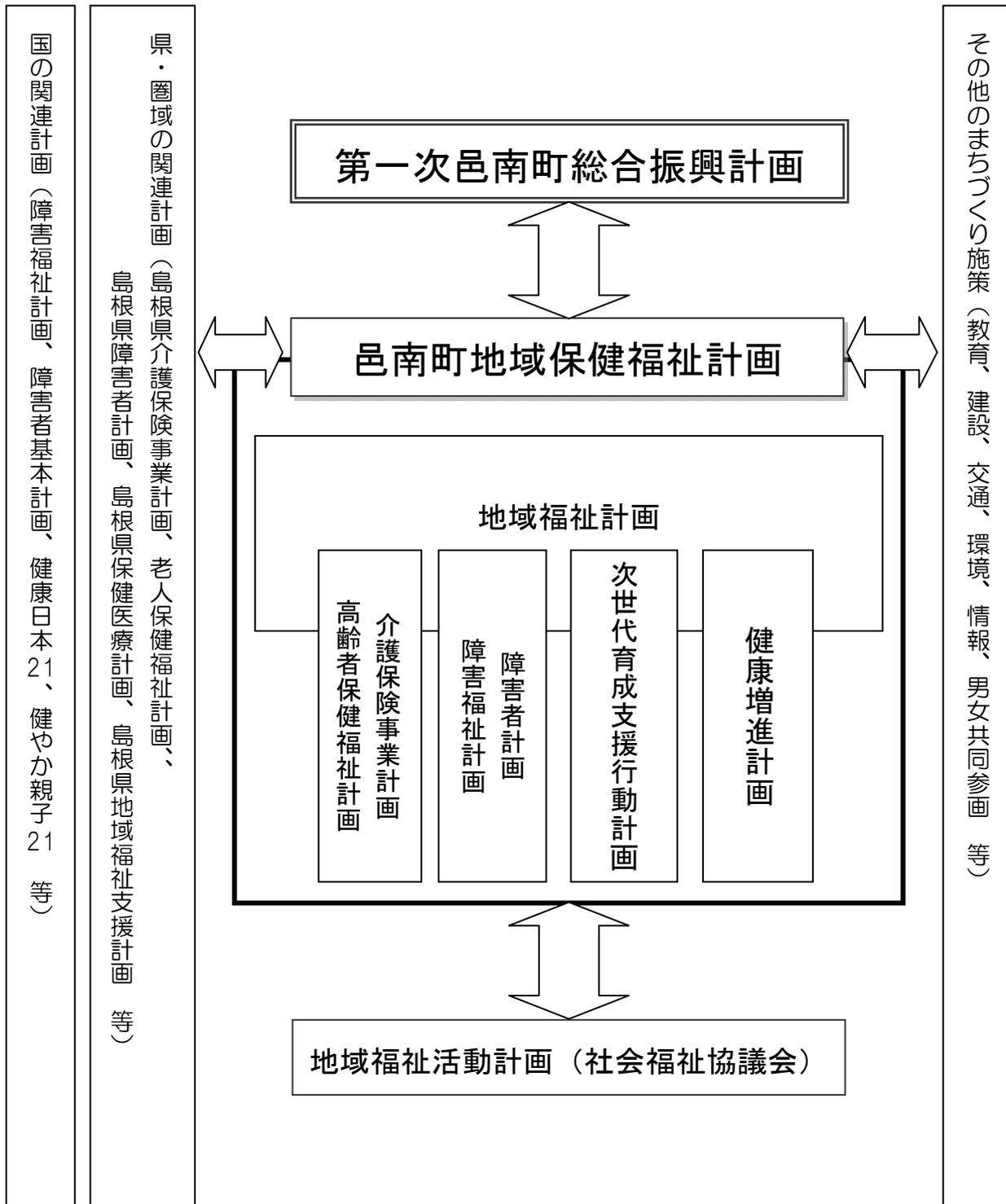
次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第一次邑南町総合振興計画「夢響きあう 元気の郷づくり」のうち基本構想「こころ響きあい健やかに暮らす町」づくりに基づくもので、すべての住民を対象にした福祉保健施策の総合計画として位置付けます。

各計画との関連図



地域福祉計画の位置づけ

第一次邑南町総合振興計画 - 夢響きあう 元気の郷づくり -

地域福祉を推進する上での共通の理念
 (行政・事業者・地域・住民等の役割・協働、福祉サービス利用者の権利、福祉サービスの質、福祉サービスの充実・開発、住民参加など)

(福祉・保健の各計画)

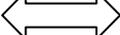
- 介護保険事業計画
- 高齢者保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画
- 次世代育成支援行動計画
- 健康増進計画

地域福祉に関する具体的な施策

- 福祉サービスの適切な利用の推進
 (情報提供・福祉サービス利用援助・苦情対応・福祉総合相談など)
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
 (圏域の設定とサービス基盤の整備、社会資源の有効活用、ケアマネジメント体制の充実など・人材育成)
- 社会福祉に関する活動への住民の参加の促進
 (ボランティア・NPO支援、コミュニティ活動の支援、新しい住民参加の福祉サービスや活動への投資など)

地域福祉活動計画

福祉のまちづくり (ハード面も含むもの、行政・民間(事業者)・地域・住民等の責任の分担)

-  地域福祉計画としての最低限の構成要素 (狭義の地域福祉計画)
-  他の福祉計画の計画を含めて地域福祉計画とする (広義の地域福祉計画)
-  地域福祉計画の策定と連携して検討・策定が考えられる施策・計画 (最広義の地域福祉計画)

(4) 計画の期間

本計画の期間は、障害者福祉計画部分を除き平成18年度～平成22年度とし、必要に応じて見直しを行うものとしします。

邑南町、県等における保健・医療・福祉の主な計画の策定状況及び計画期間 (平成18年度～平成27年度)

計画名・計画期間	平18 年度	平19 年度	平20 年度	平21 年度	平22 年度	平23 年度	平24 年度
邑南町地域保健福祉計画《本計画》 (平成18年度～22年度)	←				→		
うち、邑南町障害者福祉計画(第一期) (平成18年度～20年度)	←	(第 一 期)		(第 二 期)		→	
うち、邑南町次世代育成支援行動計画 (平成17年度～22年度)					→		
第一次邑南町総合振興計画 (平成18年度～27年度)	←						→
【総合計画】							
島根県長期計画 (平成6年度～22年度)					→		
【地域福祉】							
島根県地域福祉支援計画 (平成17年度～21年度)				→			
【高齢者】							
島根県老人保健福祉計画《第3期》 (平成18年度～20年度)	←		→				
島根県介護保険事業支援計画 (平成18年度～20年度)	←		→				
第3期邑智郡広域介護保険事業計画 (平成18年度～20年度)	←		→				
【障害者】							
島根県障害者福祉長期計画《第3次》 (平成15年度～24年度)							→
島根県障害福祉計画(第一期) (平成18年～20年)	←	(第 一 期)		(第 二 期)		→	
【次世代】							
島根県次世代育成支援行動計画(前期) (平成17年度～21年度)				→			
【保健・医療】							
島根県保健医療計画《第4次》 (平成16年度～19年度)		→					
健康長寿しまね計画 (平成12年～22年)					→		

(5) 策定体制

この計画の策定にあたっては、「計画策定作業部会」が中心になって行います。また、公募を含む策定委員会では、策定された計画案について、庁内や各関係機関の連携・調整を図ることにより、邑南町の福祉保健施策を総合的に検討していきます。

- ・ 地域保健福祉計画策定委員会（委員数 20 名）
計画案の協議、最終決定を行う。
- ・ 地域保健福祉計画策定作業部会（部会員数 57 名）
現状把握、原案の作成作業部会から提出されたものを検討修正、調整を行う。

(6) 邑南町の現状

①地勢

邑南町は、島根県中南部の東経 132 度 31 分から 71、北緯 34 度 77 分から 96 分に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市に囲まれた、面積 419.2 km² の広大な地域です。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、東側の羽須美地域をはじめ低地の割合も多く、そのほとんどは標高 100~600m の地域となっています。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の 1,000m 級の急峻な地形も分布しています。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が北流しています。山間部の中高地を、出羽川、濁川とその支流など、江の川に流入する多くの河川が浸食したことにより、地域内に盆地と山地の組みあわせによる優れた景観をもたらしています。これらの自然条件が、時には洪水や土砂災害等の被害を及ぼしてきたことから、これまで治水・治山に多くの努力がなされてきました。

地域とその周辺の気候は、日本海性気候に属し、かつ山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が激しくなっています。松江市は北陸型の日本海気候ですが、この地域は北九州型に近い日本海性山間地特有の気候となっています。また、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪のために降水量が増えるという特徴があります。

②人口

ア. 人口の推移

国勢調査による邑南町（旧羽須美村・旧瑞穂町・旧石見町、以下同じ）の総人口は、昭和 60 年以来減少を続けています。平成 17 年の人口は 12,944 人で、前回調査の平成 12 年に比べ 922 人、6.6%減少しています。島根県の人口は 742,223 人で、前回調査の平成 12 年に比べ 19,280 人、2.5%減少しています。

人口の推移(単位:人)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
邑南町	15,795	15,117	14,456	13,866	12,944
邑智郡	30,290	28,235	26,766	25,274	23,179
島根県	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223

資料:国勢調査

イ. 人口動態

人口動態について、郡や県と比較すると、出生率は郡より高く県より低くなっています。一方死亡率は郡より低く県より高くなっています。また、乳児・新生児死亡は郡と同じで県より低く、死産については群・県より低くなっています。

平成17年人口動態の概況 (単位:人・%)

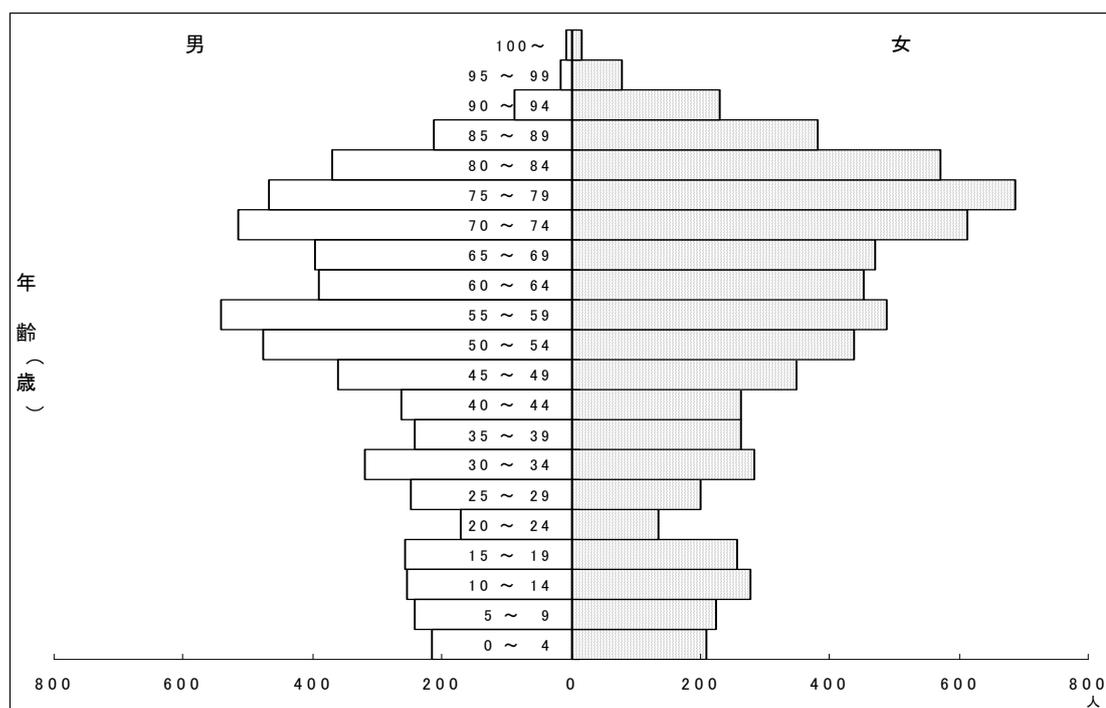
	人口	出生		死亡		乳児死亡		新生児死亡		婚姻	
		数	率 (人口千対)	数	率 (人口千対)	数	率 (出生千対)	数	率 (出生千対)	数	率 (人口千対)
邑南町	12,944	80	6.2	229	17.7	0	0.0	0	0.0	39	3.0
邑智郡	23,179	138	6.0	420	18.1	0	0.0	0	0.0	72	3.1
島根県	742,223	5,697	7.7	8,556	11.5	18	3.2	7	1.2	3,345	4.5

離婚		死産		自然死産		人工死産		周産期死亡	
数	率 (人口千対)	数	率 (出産千対)	数	率 (出産千対)	数	率 (出産千対)	数	率 (出産千対)
12	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
26	1.1	2	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1,124	1.5	70	12.1	62	10.8	108	18.6	31	5.4

(平成17年人口動態統計月報年計 概数)
人口は平成17年国勢調査

ウ. 5歳階級別男女別人口構成割合

人口を男女別にみると、男性が6,056人、女性が6,888人で女性が832人多くなっています。5歳階級別の人口をみると、男性は55～59歳の542人(町男性人口の8.9%)、女性は75～79歳の687人(町女性人口の10.0%)が最も高くなっています。



エ. 行政区別の人口

地区別に人口をみると矢上地区が2,506人（邑南町の人口の19.2%）と最も多く、次いで、田所地区が2,020人（同15.4%）となっており、最も少ないのは布施地区の265人（同2.0%）となっています。

地区別人口の推移

（単位：人・世帯）

住民基本台帳 各年3月末現在

地区	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
	人口	世帯数								
阿須那	1,169	422	1,153	440	1,123	440	1,089	429	1,055	429
口羽	1,010	434	987	425	979	422	970	423	942	418
市木	583	223	570	221	560	217	540	215	532	214
田所	2,088	817	2,063	823	2,063	816	2,050	802	2,020	798
出羽	1,030	429	1,040	432	1,017	427	1,004	431	1,006	430
高原	1,133	399	1,109	388	1,096	393	1,068	381	1,069	382
布施	278	105	274	103	273	103	272	103	265	101
矢上	2,549	933	2,556	936	2,549	949	2,547	948	2,506	947
中野	1,726	748	1,712	759	1,684	753	1,676	753	1,671	756
井原	924	301	913	302	869	291	859	291	827	287
日貴	736	247	726	247	703	244	693	243	661	232
日和	573	178	560	178	554	176	540	177	523	176
合計	13,799	5,236	13,663	5,254	13,470	5,231	13,308	5,196	13,077	5,170

③世帯・家族・地域社会

ア. 家族類型（単独世帯、高齢者世帯等）

世帯構成をみると、総世帯数及び高齢者二人世帯・高齢者同居世帯は減少傾向となっています。逆に高齢者単独世帯は増加傾向にあります。

世帯の状況（単位：世帯・%・人）

区分	平成16年	平成17年	平成18年
総世帯数 A	5,231	5,196	5,170
高齢者のみの世帯 B	1,962	1,963	1,962
比率 B/A	37.5	37.8	37.9
高齢者単独世帯 C	1,078	1,095	1,116
比率 C/A	20.6	21.0	21.6
高齢者二人世帯 D	828	818	798
比率 D/A	15.8	15.7	15.4
高齢者同居世帯 E	3,572	3,558	3,528
比率 E/A	68.2	68.5	68.2
1世帯あたりの平均人数	2.54	2.56	2.52

（住民基本台帳 各年3月末現在）

④産業・就業

ア. 産業大分類別就業者数

産業大分類別の就業者数をみると、就業者の割合は農業（24.8%）が最も多く、次いで医療・福祉（15.9%）、建設業（11.8%）となっています。

産業大分類別就業者数(単位:人)

分類	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業
就業者数	6,716	1,664	16	4	12	794	637

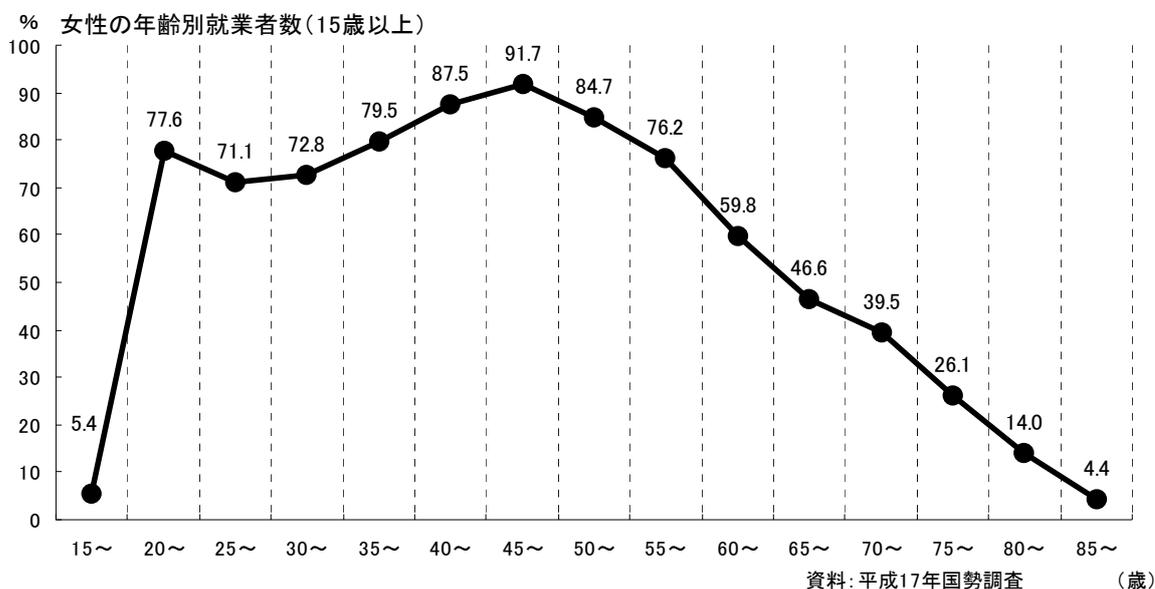
電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業
20	4	178	729	57	-	126

医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業
1,067	315	315	468	285	25

資料：平成17年国勢調査

イ. 女性の年齢別就業状況

平成17年の国勢調査による邑南町の女性の就業者数は2,992人となっています。年齢別就業率をみると、20歳～34歳では70%前後であった就業率が、40歳～50歳にかけて90%前後まで上昇する傾向がうかがえます。子育てが一段落ついでから就労する女性の様子を反映していることが考えられます。



ウ. 通勤流出の状況

邑南町に居住する人のうち、15歳以上の従業者・通学者は8,201人となっており、そのうち、町内で就業・通学している人は7,266人であり、全体の88.6%となっています。県内他市町村の従業・通学先としては、川本町が最も多く、次いで旧浜田市、旧桜江町となっています。

町内で従業・通学（自宅、自宅外別）

	総数	旧羽須美	旧瑞穂	旧石見
15歳以上就業者	6806	959	2819	3028
15歳以上通学者	460	9	38	413
合計	7266	968	2857	3441

他市区町村で従業・通学（県内・他県別）

	総数	県内	他県
15歳以上就業者	834	441	393
15歳以上通学者	101	77	24
合計	935	518	417

他市区町村で従業・通学（県内市町村別）

	旧浜田市	旧大田市	旧江津市	川本町	旧桜江町	旧旭町	旧大和村	その他県内市町村	合計
15歳以上就業者	44	11	20	207	46	24	11	78	441
15歳以上通学者	14	0	2	51	0	3	0	7	77
合計	58	11	22	258	46	27	11	85	518

他市区町村で従業・通学（県外市町村別）

	広島市	旧三次市	旧大朝町	旧千代田	旧高宮町	旧作木町	その他市町村	その他県外	合計
15歳以上就業者	37	36	80	117	15	42	60	6	393
15歳以上通学者	4	0	18	0	0	0	0	2	24
合計	41	36	98	117	15	42	60	8	417

平成12年国勢調査

⑤高齢者

ア. 高齢者数、高齢化率の推移

邑南町の高齢者人口は平成17年では5,117人でした。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は39.5%となり、県の平均を12.5ポイント上回っています。

高齢者の推移（単位：人）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
邑南町	3,741	4,290	4,915	5,180	5,117
邑智郡	6,958	7,941	8,937	9,434	9,229
島根県	121,744	142,061	167,040	189,031	201,103

資料：国勢調査

高齢化率の推移（単位：%）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
邑南町	23.6	28.3	33.9	37.3	39.5
邑智郡	22.9	28.1	33.3	37.3	39.8
島根県	15.3	18.1	21.6	24.8	27.0

資料：国勢調査

イ. 年別老年化の状況

本町の老年化指数は上昇傾向にあり、平成14年には3.5、平成16年には3.6となっており、平成17年には年少人口のおよそ3.7倍の65歳以上高齢者人口となっています。

老年化指数の推移

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
老年化指数	3.5	3.6	3.6	3.7

老年化指数＝老年人口(65歳～)／年少人口(0～14歳)×100

ウ. 要支援・要介護者数の推移

介護保険制度に基づく要介護認定を受けている人数は高齢者人口と同様、増加傾向にあり、その総数は平成15年度では1,041人、平成17年度には1,125人となっています。また、高齢者人口に対する要介護認定者の発生率をみると、平成15年度では19.6%だったものが、平成17年度には21.7%と2.1%の伸びをみせています。

要介護者認定者の現状(各年度3月末、単位:人・%)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
高齢者人口	5,233	5,170	5,102
第1号認定者 (要介護認定者発生率)	1,024 (19.6)	1,092 (21.1)	1,106 (21.7)
要支援	150	171	178
要介護1	291	287	287
要介護2	168	182	158
要介護3	143	139	169
要介護4	135	157	166
要介護5	137	156	148
第2号認定者	17	15	19
要支援	0	0	0
要介護1	5	2	4
要介護2	7	10	9
要介護3	3	3	2
要介護4	1	0	3
要介護5	1	0	1
総数	1,041	1,107	1,125

※要介護認定者発生率は、ここでは「第1号認定者数／高齢者人口」

※総数＝第1号認定者＋第2号認定者

資料:邑智郡総合事務組合介護保険課

◎障がい者

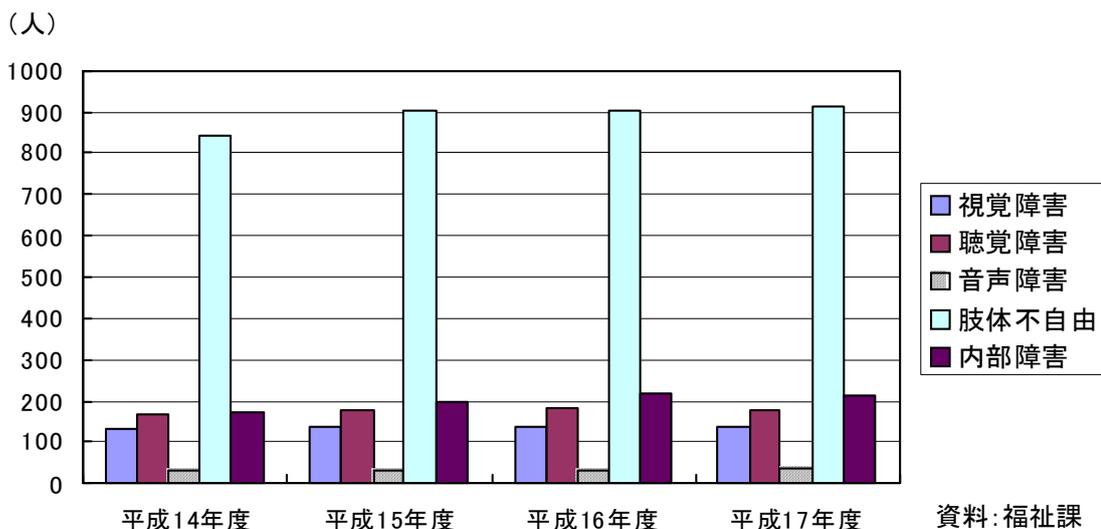
ア. 手帳所持者数の推移（身体・知的・精神）

身体障害者手帳所持者の状況を見ると、平成17年度末では1,479人となっており、下肢の障がい者が最も多く、次いで上肢、聴覚となっています。また、療育手帳所持者は132人、精神障害者手帳所持者は124人となっています。

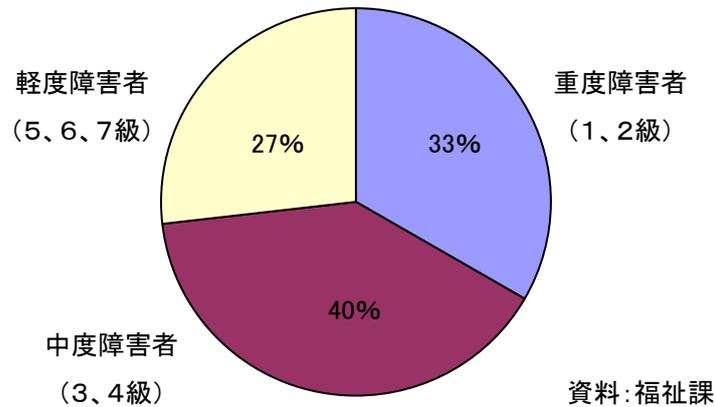
身体障害者手帳所持者数(各年度末現在 単位:人)

内 訳	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
視覚障害	129	134	134	136
聴覚障害	169	179	181	178
平衡機能障害	1	1	1	1
音声言語機能障害	36	36	36	37
上肢体不自由	321	337	342	339
下肢体不自由	320	355	356	381
体幹不自由	156	163	159	147
四肢体幹機能障害	43	43	43	41
運動機能障害(上肢)	2	2	2	2
運動機能障害(移動)	3	3	3	3
心臓機能障害	105	112	123	126
腎臓機能障害	31	37	37	36
呼吸器機能障害	17	22	25	20
膀胱直腸機能障害	21	26	30	31
小腸機能障害	0	0	1	1
合 計	1,354	1,450	1,473	1,479

障害の種類別身体障害者手帳所持者数(各年度末現在)



身体障害者手帳の等級分布(平成 17 年度 3 月末現在)



身体障がい者の年齢構成(平成 17 年度 3 月末現在)

0～17 歳:1% 18～64 歳:87% 65 歳以上:12% 資料:福祉課

療育手帳所持者数(平成 17 年度末現在 単位:人)

内訳	平成16年	平成17年	平成18年
A判定	79	76	74
B判定	53	54	58
合計	132	130	132

資料:福祉課

知的障がい者の年齢構成(平成 17 年度 3 月末現在)

0～15 歳:8% 16～59 歳:71% 60 歳以上:21% 資料:福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数等(平成 17 年度末現在 単位:人)

内訳	羽須美地域	瑞穂地域	石見地域	合計
手帳所持者	7	90	27	124
通院医療費公費申請者	11	104	90	205

資料:福祉課

⑦子ども

ア. 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

出生数は近年、年間 70 人以上みられており、出生率は 6 前後で推移しています。これに対して大田圏域では、7 前後で推移しているほか、県では 8 前後で推移しています。

また、合計特殊出生率（1 人の女性が一生のうちに出産する子ども数）は、直近の 2 年間は 2.0 前後と、大田圏域、島根県を大きく上回っています。

2.07 を超えないと人口は減少に転ずるとされています。

出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

区分		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
邑南町	出生数(人)	79	86	74	90	80
	出生率 (人口千人対)	5.7	6.3	5.5	6.8	6.2
	合計特殊出生率	-	-	1.63	2.07	1.98
大田圏域	出生数(人)	473	479	473	466	397
	出生率 (人口千人対)	6.7	7.1	6.8	6.9	6.2
	合計特殊出生率	-	-	1.81	1.81	1.69
島根県	出生数(人)	6,640	6,318	6,092	6,104	5,697
	出生率 (人口千人対)	8.7	8.3	8.1	8.2	7.7
	合計特殊出生率	1.60	1.52	1.48	1.48	1.50

資料:人口動態統計

イ. ひとり親世帯

ひとり親家庭は、近年増加傾向にあります。

母子世帯・父子世帯・寡婦世帯(平成 17 年 11 月 1 日現在 単位:世帯)

区分	羽須美地域	瑞穂地域	石見地域	計
母子世帯	11	40	56	107
父子世帯	1	12	15	28
寡婦世帯	13	27	62	102

資料:平成 17 年度島根県母子・寡婦・父子世帯実態調査

⑧健康

ア. 死亡原因別死亡状況

本町における主要死因は、1位が悪性新生物で22.7%、2位が心疾患で17.0%、3位が肺炎で10.9%で、この3つが全体の50.6%を占めています。悪性新生物の部位別では、男女共、肺がん、胃がんが多い状況です。

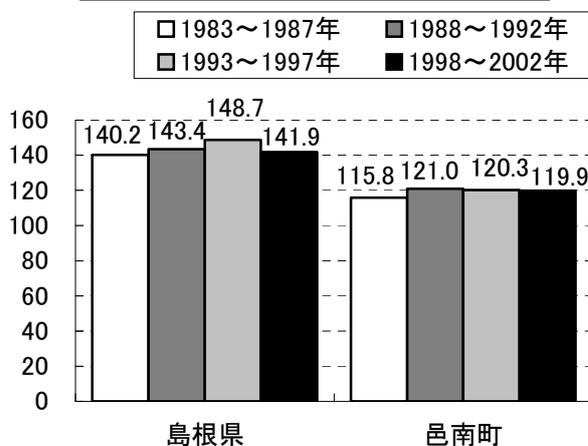
邑南町の主要死因(単位:人、%)

	平成 16 年		平成 17 年	
	死亡数	死亡割合	死亡数	死亡割合
総数	219		229	
結核	-	-	-	-
悪性新生物	61	27.9	52	22.7
糖尿病	-	-	1	0.4
高血圧疾患	2	0.9	1	0.4
心疾患	32	14.6	39	17.0
脳血管疾患	25	11.4	22	9.6
大動脈瘤及び解離	-	-	2	0.9
肺炎	20	9.1	25	10.9
慢性閉塞性肺疾患	6	2.7	5	2.2
喘息	-	-	-	-
肝疾患	4	1.8	4	1.8
腎不全	5	2.3	5	2.2
老衰	10	4.6	10	4.4
不慮の事故	8	3.7	11	4.8
自殺	3	1.4	5	2.2
その他	43	19.6	47	20.5

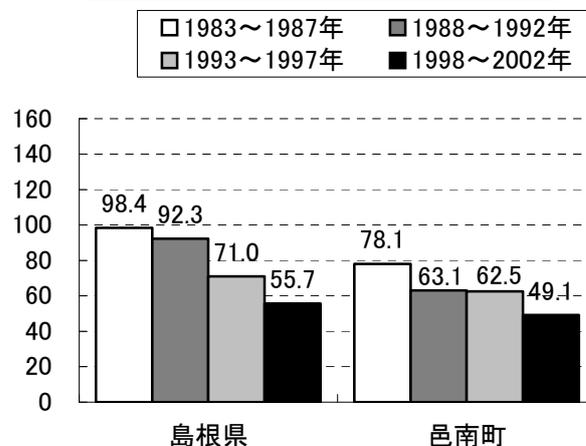
資料:人口動態統計

3大死因年齢調整死亡率の動向(全年齢5年間の平均)

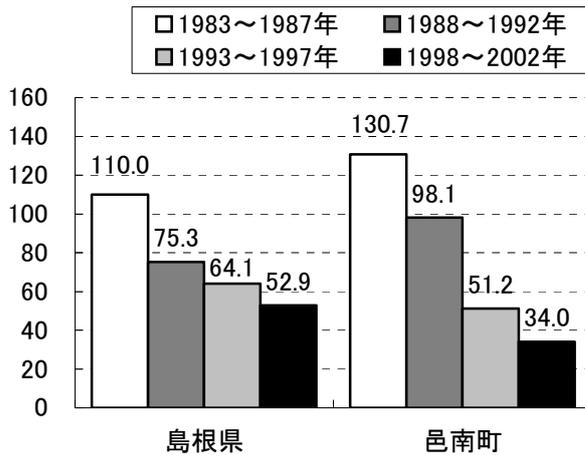
全がん年齢調整死亡率(人口10万人対)



心疾患年齢調整死亡率(人口10万人対)



脳血管疾患年齢調整死亡率(人口10万人対)



資料: 県央保健所

イ. 各種健診・検診の結果

a. 基本健康診査(平成17年度)

基本健康診査の受診状況をみると、男性・女性とも50歳以上から「要指導」よりも「要医療」の数が多くなっています。

男性

区分	受診者数(年度中)			指導区分別実人員			
	基本健康診査			異常 認めず	要指導 (1)	要医療 (2)※	計 (1)+(2)
	集団検診	医療機関					
39歳以下	31	0	31	3	21	7	28
40歳～49歳	57	22	35	7	29	21	50
50歳～59歳	139	52	87	6	61	72	133
60歳～64歳	113	39	74	4	42	67	109
65歳～69歳	162	69	93	4	50	108	158
70歳～74歳	204	204	0	6	43	155	198
75歳以上	404	404	0	5	52	347	399
計	1,110	790	320	35	298	777	1,075

女性

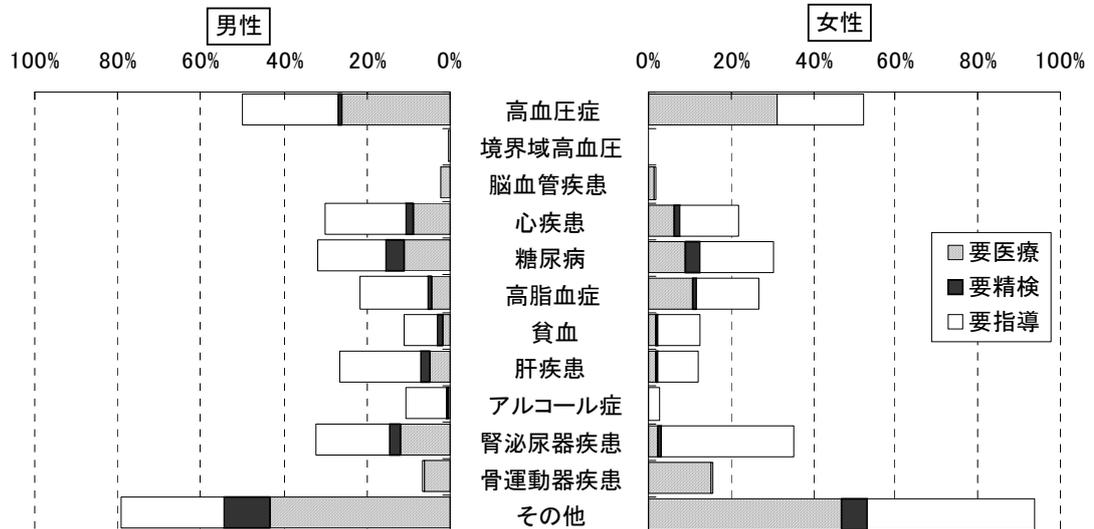
区分	受診者数(年度中)			指導区分別実人員			
	基本健康診査			異常 認めず	要指導 (1)	要医療 (2)※	計 (1)+(2)
	集団検診	医療機関					
39歳以下	46	0	46	10	29	7	36
40歳～49歳	99	46	53	20	45	34	79
50歳～59歳	217	111	106	17	90	110	200
60歳～64歳	181	90	91	8	68	105	173
65歳～69歳	258	144	114	11	79	168	247
70歳～74歳	317	317	0	11	66	240	306
75歳以上	600	600	0	2	67	531	598
計	1,718	1,308	410	79	444	1,195	1,639

※:すでに医療機関で治療している人も含む

b. 疾病別の状況（平成 17 年度）

男女とも高血圧が一番高くなっています。ついで男性で心疾患・糖尿病、女性は糖尿病が、高脂血症の順に率が高くなっています。

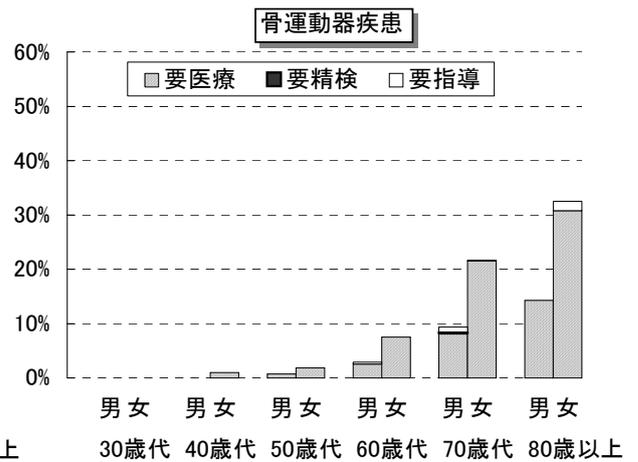
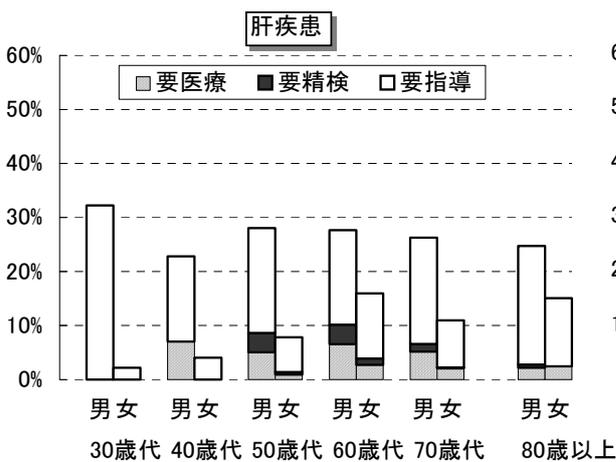
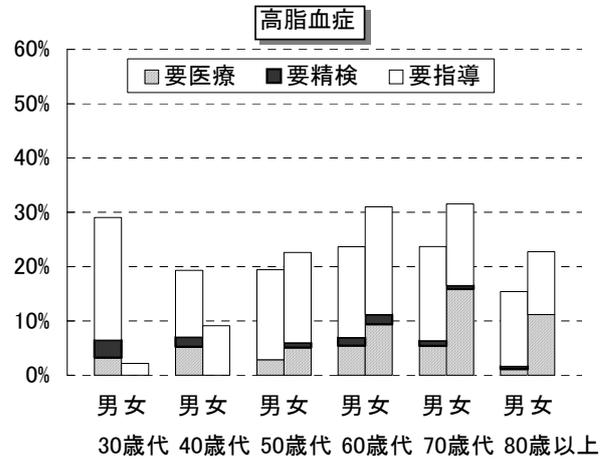
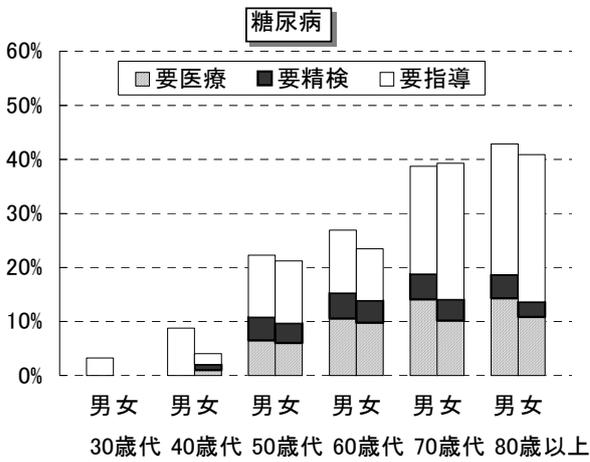
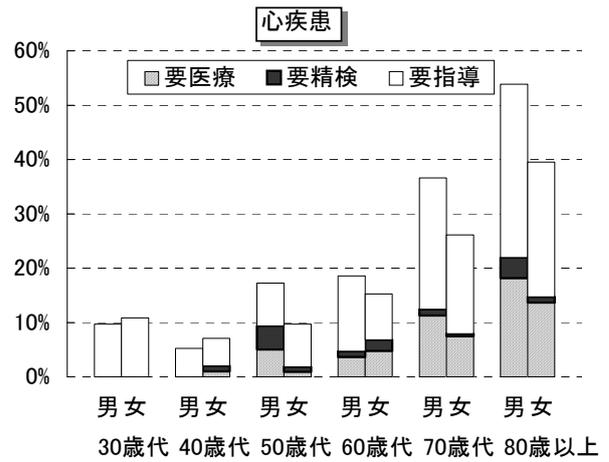
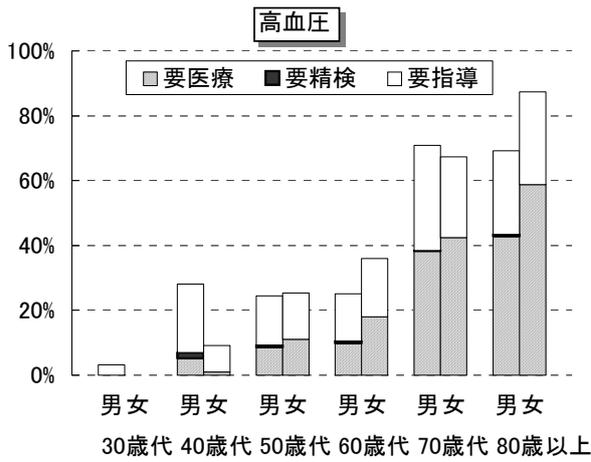
(1)男女別疾病割合(全年齢)



(2)疾病別指導区分(人数)

男性	要医療	要精検	要指導	女性	要医療	要精検	要指導
高血圧症	292	6	259	高血圧症	540	0	357
境界域高血圧	0	0	5	境界域高血圧	2	0	5
脳血管疾患	24	0	2	脳血管疾患	26	0	1
心疾患	98	21	216	心疾患	110	18	250
糖尿病	124	47	183	糖尿病	152	60	306
高脂血症	48	11	182	高脂血症	184	14	261
貧血	21	14	86	貧血	27	10	178
肝疾患	55	22	218	肝疾患	34	7	163
アルコール症	4	4	109	アルコール症	0	0	44
腎・泌尿器	131	32	194	腎・泌尿器	35	17	552
骨・運動器	69	1	5	骨・運動器	262	0	6
その他	483	119	279	その他	803	106	702
受診者数	1,110			受診者数	1,718		

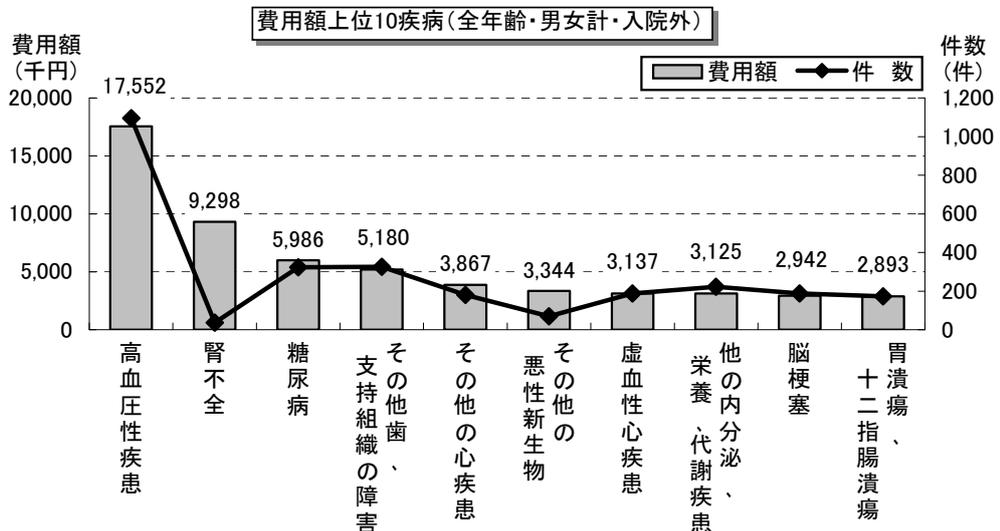
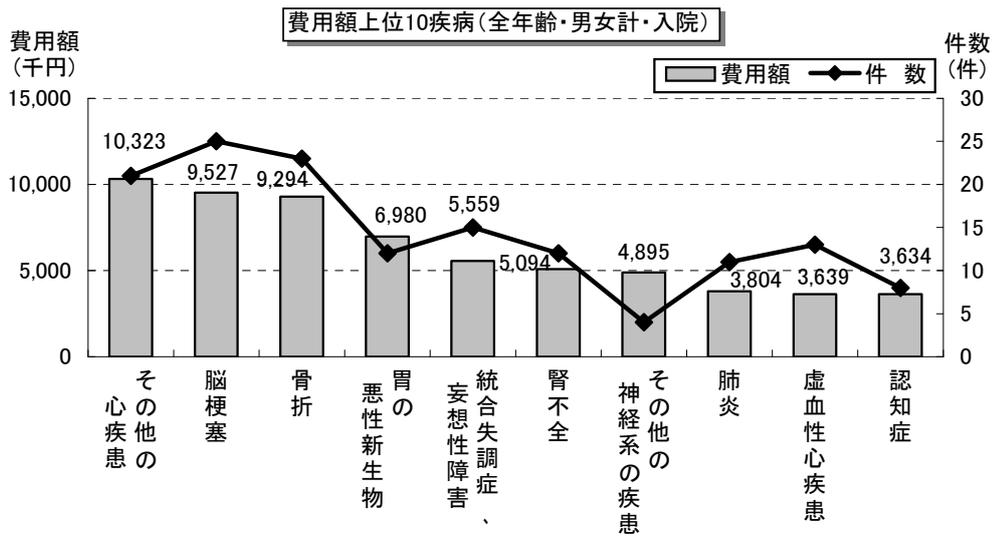
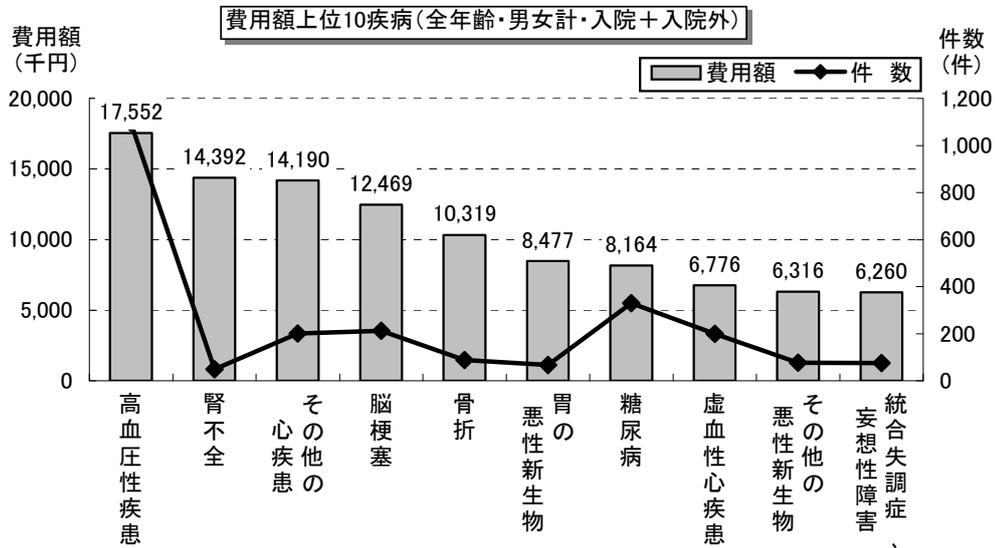
(3)年代別・男女別疾病別指導区分(主要疾病)



⑨医療費

ア. 国民健康保険被保険者の医療費

邑南町国民健康保険被保険者の平成17年5月診療分の費用額を疾病別にみると、高血圧性疾患が最も高く全体の13.2%となっています。



⑩保健・医療・福祉サービスの資源

ア. 町内医療機関

町内には、病院が2、診療所が10、歯科診療所が5あります。

町内の医療機関等(平成17年度)

病院	2	診療所	10
歯科診療所	5	薬局	0

イ. 介護保険サービス事業者

介護保険サービスを提供する事業者をみると、町内では在宅サービスのうち、訪問系サービス（訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ）が22、通所系サービス（通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護）が10みられます。施設サービスについては介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が3施設、介護老人保健施設が1施設、介護療養型医療施設が1施設あります。

邑南町内の介護保険サービス事業者数(平成17年度現在)

*在宅サービス

訪問介護	4	訪問看護	11	通所介護	4	短期入所生活介護	3	福祉用具	1
訪問入浴	2	訪問リハビリ	5	通所リハビリ	1	短期入所療養介護	2	居宅介護支援	6

*施設サービス

介護老人福祉施設	3	介護老人保健施設	1	介護療養型医療施設	1
----------	---	----------	---	-----------	---

ウ. 患者輸送サービス

住民の医療機関への利便性を図るため、患者輸送を行っています。

区分	内容	地域
福祉バス	おおむね全集落に週に1度巡回バスを運行	瑞穂地域
患者輸送バス(けんこう号)	週に1度巡回バスを運行	羽須美地域
通院タクシー助成制度	「けんこう号」を運行できない地区に住む人を対象として週に1度タクシー利用を助成	羽須美地域の指定地区
	住まいが町営バスの停留所から離れておりバス利用が困難な人を対象としてタクシー利用を助成	石見地域の指定地区

エ. 保健・医療・福祉の専門的人材の状況

保健・医療・福祉に関わる人材については、町内では医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師がそれぞれ従事しています。

また、人材の資質向上を図るために、ケアマネジメント研修会を開催し、保健・医療・福祉をめぐる多様なニーズ、変化への対応に努めています。

保健・医療・福祉の連携については、地域ケアの視点で取り組んでおり、町内の居宅介護支援事業所やサービス事業所、施設等の担当者による地域ケア会議を開催しています。

邑南町における保健・医療・福祉従事者数(平成 16 年 10 月現在 単位:人)

医師	21	保健師	12	准看護師	69
歯科医師	6	助産師	0		
薬剤師	10	看護師	93		

※就業地が邑南町である人の人数

資料: 県央保健所

邑南町内の保健・医療・福祉に関わる人材の資質の向上に向けた取り組み(平成 17 年度)

項目	主な内容
ケアマネジメント研修会	介護支援専門員、介護サービス従事者を対象とした研修会

地域ケアへの取り組み(平成 17 年度)

組織	出席者	内容
地域ケア会議 (1回/月)	居宅介護支援事業所、 サービス事業所、 社会福祉協議会等	・情報提供、情報交換、 ・認知症処遇研修、 ・資源マップづくり ・その他

オ. 民生委員・児童委員

現在、町内には民生委員・児童委員が62人、主任児童委員が4人おり、住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、行政機関の業務への協力などが行われています。

近年の相談・支援内容については、在宅福祉、年金・保険に関する内容が最も多く、次いで健康・保健医療及び家族関係が多くみられます。

民生委員・児童委員の数(平成 18 年4月1日現在 単位:人)

民生委員・児童委員	62	主任児童委員	4
-----------	----	--------	---

資料: 邑南町民生児童委員協議会

民生委員・児童委員、主任児童委員相談・支援内容(平成17年度邑南町分 単位:件)

区分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	学校生活 子どもの教育・	生活費	年金・保険
民生委員・児童委員	460	112	140	115	187	225	145	23
主任児童委員	2	-	1	4	18	9	2	-

区分	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
民生委員・児童委員	283	193	56	121	734	952	3,746
主任児童委員	-	-	-	3	1	12	52

カ. ボランティア、NPOの状況

本町では40近くの多様なボランティア団体等が活動を展開しています。また、活動の充実を図るため、ボランティアセンターなどを通じた情報交換、連絡・調整を推進していくよう努めています。

ボランティアセンターに登録している団体(平成18年4月現在)

団体等の名称	活動内容
点訳ボランティア 「かたつむり会」	「頼原町ボランティアスクール」点訳指導に協力
手話ボランティア 「ゆびの輪会」	毎月第2・4木曜日に「手話技術講習会」を実施 小学校手話教室「ふれあいコンサート」に協力 「聴覚障がい者交流デイサービス」に協力
近隣友愛ボランティア 「つくし会」	地区内一人暮らし高齢者支援活動
近隣友愛ボランティア 「スムーズ市木」	市木地区一人暮らし高齢者・障がい者支援活動 ブロック福祉委員会「いきいきサロン」に協力
施設ボランティア 「みずぐるまの会」	地区内福祉施設等での交流活動・支援活動 生きがいデイサービス来所者への創作活動等指導・協力
職能ボランティア 「高原布施地区福祉協力会」	職能ボランティア活動として家屋の修繕・小改築等 地区内一人暮らし高齢者・障がい者世帯等友愛訪問活動 しまね住民参加型在宅福祉サービス団体に所属

団体等の名称	活動内容
介護ボランティア 「スクラム21」	いなほ会「総会・交流会」「ふれあい研修会」の運営協力 施設ボランティア活動(瑞穂西デイサービスセンター) 一人暮らし高齢者友愛訪問活動 しまね住民参加型在宅福祉サービス団体に所属
介護ボランティア 「己卯」	いなほ会「地区別料理教室」運営協力
ふるさと愛ボランティア 「ふるさと宅急便」	ふる里の情報を伝える「ふれあい」年3回発行
幼児交流ボランティア 「みちの会」	保育所の幼児を対象に月2回茶道教室 各機関・団体の交流会等で「ふれあい茶席」を提供 生きがいデイサービス来所者との交流活動
障がい者支援ボランティア 「ライフサポートサークルみずほ」	知的障がい者親の会との交流活動等総合支援・協力 「僕らの音楽会」を開催
芸能ボランティア 「西鱒淵ひまわり会」	公民館・各種機関・団体等の事業に協力
地域近隣ボランティア 「遊・湯ボランティア」	地区内一人暮らし高齢者へ温泉ツアー引率・交流
要約筆記ボランティア 「瑞穂かけはし」	福祉講演会等の要約筆記通訳 聴覚障がい者交流デイサービスに協力
子育て支援ボランティア 「邑智ファミリー劇場」	郡内での各種子育て支援活動 邑智郡「こどもまつり」の開催
知的障がい者支援ボランティア 「あじさい」	瑞穂地区知的障がい児(者)支援活動 「知的障がい者交流デイサービス」に協力 知的障害者更正施設の事業に協力
子育て支援ボランティア 「おはなし会 トムテ」	第3土曜日に絵本の読み聞かせ、ブックトーク 高原・瑞穂小学校(学級への読み聞かせ)に協力
国際交流ボランティア 「瑞穂アジア塾」	アジア地域より研修生・留学生の受入れ等交流活動
生活支援ボランティア 「惣2000」	地区内の一人暮らし等高齢者世帯への生活支援活動
地域支援ボランティア 「市木ともしび会」	地域の福祉事業等(地区社協等)に協力支援 ブロック福祉委員会「いきいきサロン」に協力
地域支援ボランティア 「出羽かたらい会」	地域の福祉事業等(地区社協等)に協力支援
地域支援ボランティア 「高原・布施ともしび会」	地域の福祉事業等(地区社協等)に協力支援 知的・聴覚障がい者交流デイサービスに協力

団体等の名称	活動内容
ふるさと支援ボランティア 「広島瑞穂会」	ふるさと応援ボランティア活動 特別会員制度に協力
ふるさと支援ボランティア 「関西瑞穂会」	瑞穂地区一人暮らし高齢者に「肌着」を提供 田舎作り会議の開催
ふるさと支援ボランティア 「松江瑞穂会」	ふるさと応援ボランティア活動
施設ボランティア 「さつきの園」	生きがいデイサービス来所者への話し相手等 活動回数16回(延べ27名)
読み語りボランティア 「小学生読み語りボランティア」	町内小学校に読み語りの活動
地域友愛ボランティア 「高原絵手紙文通サークル」	地域の小・中学生、高齢者に絵手紙を送って交流活動 福祉施設へも絵手紙を送って交流活動 生きがいデイサービス来所者との交流活動
地域支援ボランティア 「手つなぎ会」	小集落単位で「ふれあいサロン」の開催 (平成17年度実績 実施回数50回)
高齢者支援ボランティア 「お達者かい」	羽須美地区一人暮らし高齢者「ほたる会」の活動支援
話し相手ボランティア	介護老人福祉施設「あさぎり」に施設訪問(月1回) (平成17年度実績 活動回数48回)
メンタルヘルスボランティア 「七色の会」	精神障がい者支援活動 精神障がい者を理解する学習会・研修会の開催
日本語ボランティア 「おいでよ」	外国人に対する日本語教室の開催
矢上高校 「ボランティア同好会」	町内福祉施設訪問活動(障がい者施設・保育所) 「地域子育てサロン」の活動に協力
地域支援ボランティア 「いきいきいわみ」	高齢者に対する在宅福祉活動の開発・支援 「さつき会」活動支援
読み聞かせボランティア 「そらいろのたね」	石見地区小学校での絵本読み聞かせ、ブックトーク 地域子供会行事等のサポート活動
地域支援ボランティア 「夢芝居」	施設ボランティア活動(施設行事の活動支援)
子育て支援ボランティア 「ねむの木」	羽須美地区「地域子育てサロン」の開催

資料: 邑南町社会福祉協議会

(7) 邑南町の保健福祉をめぐる課題

①少子高齢化の進行とライフスタイル・価値観の多様化への対応

全国的に少子高齢化が進むなか、本町においても近年においては、人口の減少がみられますが、傾向として、子どもの数が減り、高齢者が増えるという、少子高齢化が進んでいます。

また、世帯数をみると、総世帯数が増加していますが、その中では核家族世帯の増加、高齢者のみの世帯の増加など、多様な世帯構造がみられ、1世帯あたりの平均人数は微減している状況にあります。

これに対し、制度として高齢者介護には介護保険制度、障がい者への生活支援には障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等、児童育成には次世代育成支援対策推進法に基づく少子化対策など、様々な制度・取り組みが導入されています。今後は、少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化などの状況に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、広域的連携を図りつつ、充実したサービスの提供に努めることが大切です。

②住民一人ひとりの自立と社会参加・地域福祉の推進

アンケート結果で「引き続き今後も住み続けたい」と8割近くの方が考えているように、住民の多くが、日々健康に、充実した暮らしを送ることを願っています。様々な生活や考え方をもつ住民が、こうした願いをかなえるためには、自助・互助・共助・公助に基づく地域福祉の推進が大切です。

自助については、住民の健康づくりという視点から各種健診をはじめ、食事や運動、こころの健康など、健康づくり活動を全町的に推進し、住民の主体的な健康管理を促すことが大切です。

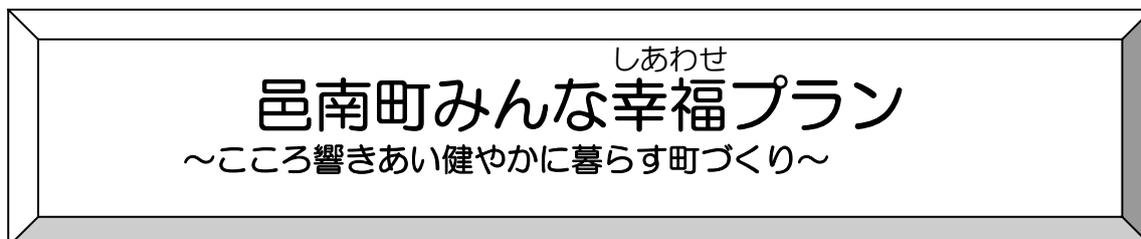
また、互助・共助については、既存の自治会や社会福祉協議会、各種団体・事業者などの活動の充実を支援するとともに、隣近所の助け合いやボランティア活動への積極的な参加など、福祉意識の醸成を図ることが大切です。

公助としては、物理面、制度面、情報面のバリアフリーなど福祉の視点に基づいたまちづくりの推進や保健事業の充実、地域医療体制の充実など、住民の自助・互助・共助を支援していくことが大切といえます。

2 基本構想

(1) 邑南町地域保健福祉計画の将来像

本町の保健福祉の将来像を以下に定め、各施策の推進を図ります。



(2) 人口推計

直近の国勢調査をもとに、平成 22 年までの人口推計を行ったところ、平成 22 年には総人口が 12,000 人前半となり、少子化及び高齢化が緩やかに進むものと見込まれます。

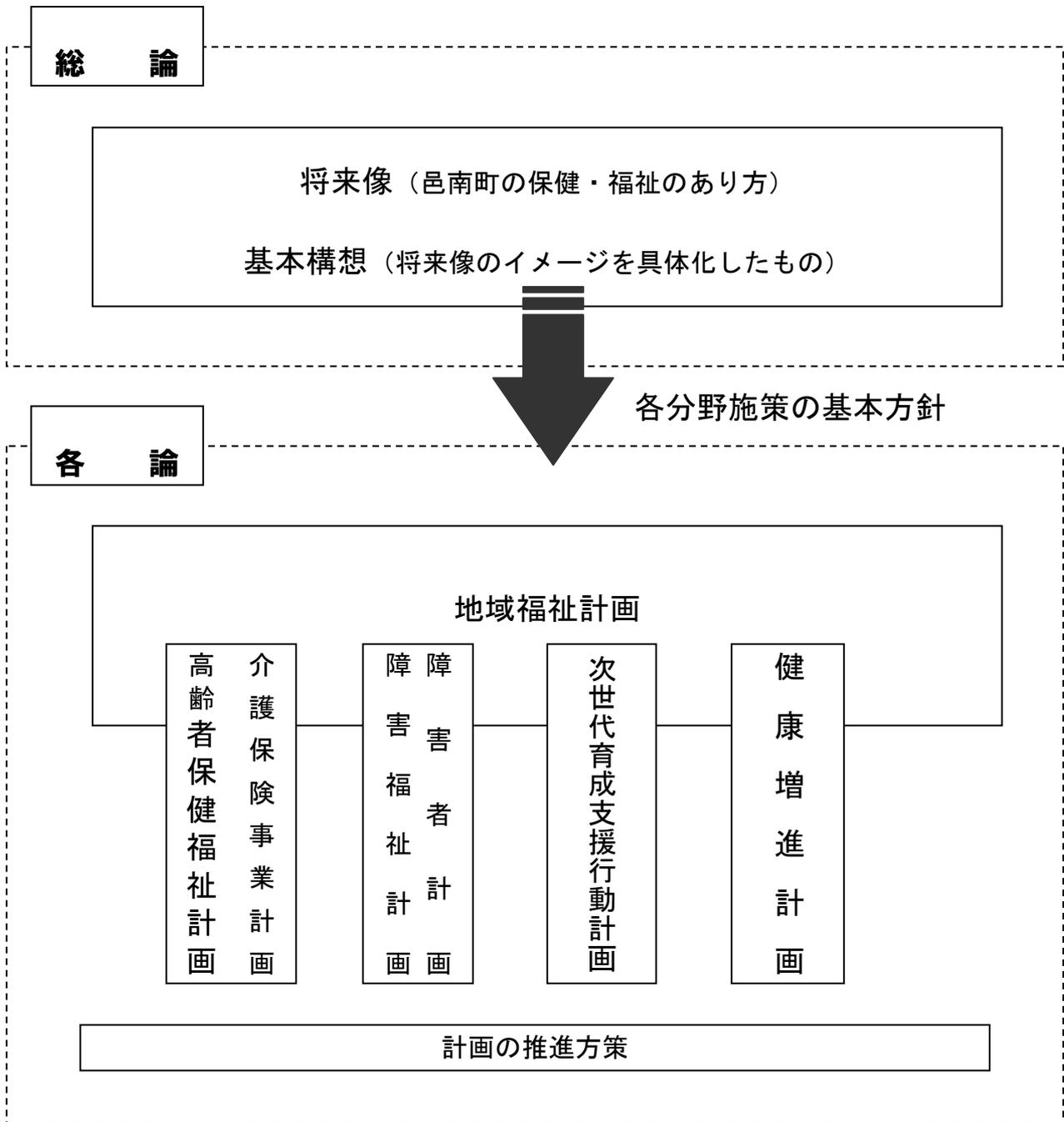
人口推計(単位:人)

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
13,866	12,944	11,959	10,963	9,963

※推計方法:センサス変化率法

(ある年齢集団の数とその5年前の数の変化率を用いて、その年齢集団の5年後の数を推計する方法)

(3) 地域保健福祉計画の体系



※ 「計画によっては、その性格に応じ説明要旨、数値目標を設定していますが、具体的には各部門別推進組織により評価・検証をします。」

(4) 各部門計画の基本方針

各部門における基本方針を以下に定めます。

1 ・ 地域福祉計画
理念：誰もが安心して自立した
暮らしができるまち

2 ・ 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画
理念：いきいきと笑顔で暮らす長寿のまち

3 ・ 障害者計画・障害福祉計画
理念：安心して地域で自立した
生活ができるまち

4 ・ 次世代育成支援行動計画
理念：子どもが笑顔 みんなが笑顔
あったか子育てのまち

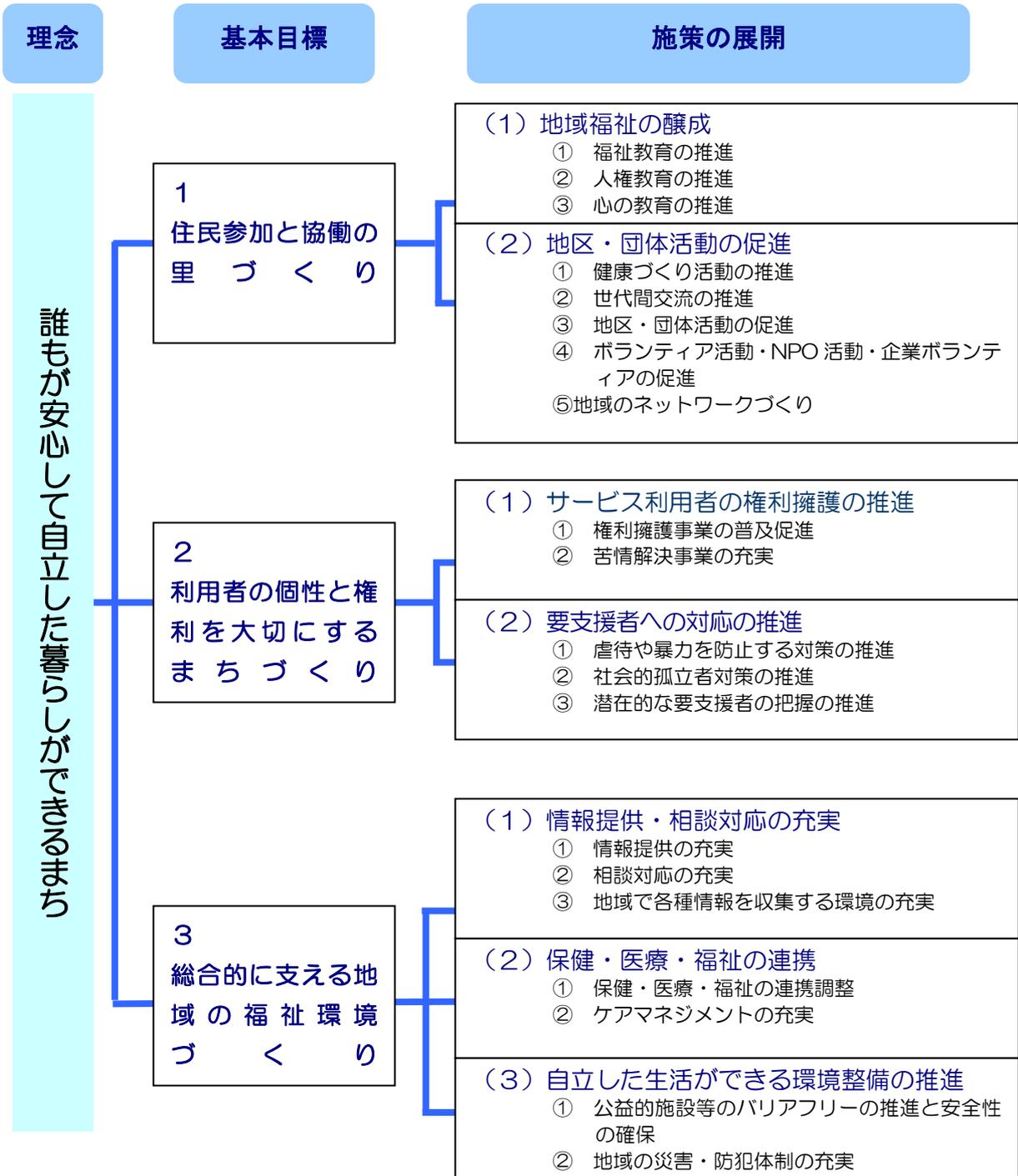
5 ・ 健康増進計画
理念：一人ひとりが健康で元気あるまち

II. 各論

1 地域福祉計画

--

<施策の体系>



1-1 住民参加と協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

◆現状と課題◆

- 地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による福祉の町づくりをすることが重要です。
- 認知症や障がいについて偏見や差別、年齢や性別などによる人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の権利である社会参加や地域生活を制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- 本町は「福祉のまち」をとなえています。行政においては、福祉・人権教育等を複数の課で行い縦割りになっているため、各関係機関の連携が必要であるということが指摘されています。
- 一人ひとりが大切にされ地域において安心して生活を送ることができる地域づくりには、各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力が必要となっています。
- 福祉や保健、教育に関心を持ち、人を尊ぶ心をはぐくみ、お互いに支え合う心を養う人材の育成や活動しやすい環境づくりをめざして、地域・学校・家庭・職場など、それぞれが面をつながる地域づくりが求められています。

◆今後の方向◆

①福祉教育の推進

項目	内容
地域福祉推進期間の設定	・ 町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。
各福祉週間の充実	・ 町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。
連携のとれた福祉教育の推進	・ 社会福祉協議会で福祉教育連絡協議会を定期的を開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。 ※1（イメージ図参照）

項目	内容
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・疑似体験）を支援します。 ・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進めることを支援します。 ・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進を図れるよう支援します。 ・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。 ・福祉体験教室（疑似体験、手話等）を支援します。
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。 ・健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。 ・邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。 ・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。

②人権教育の推進

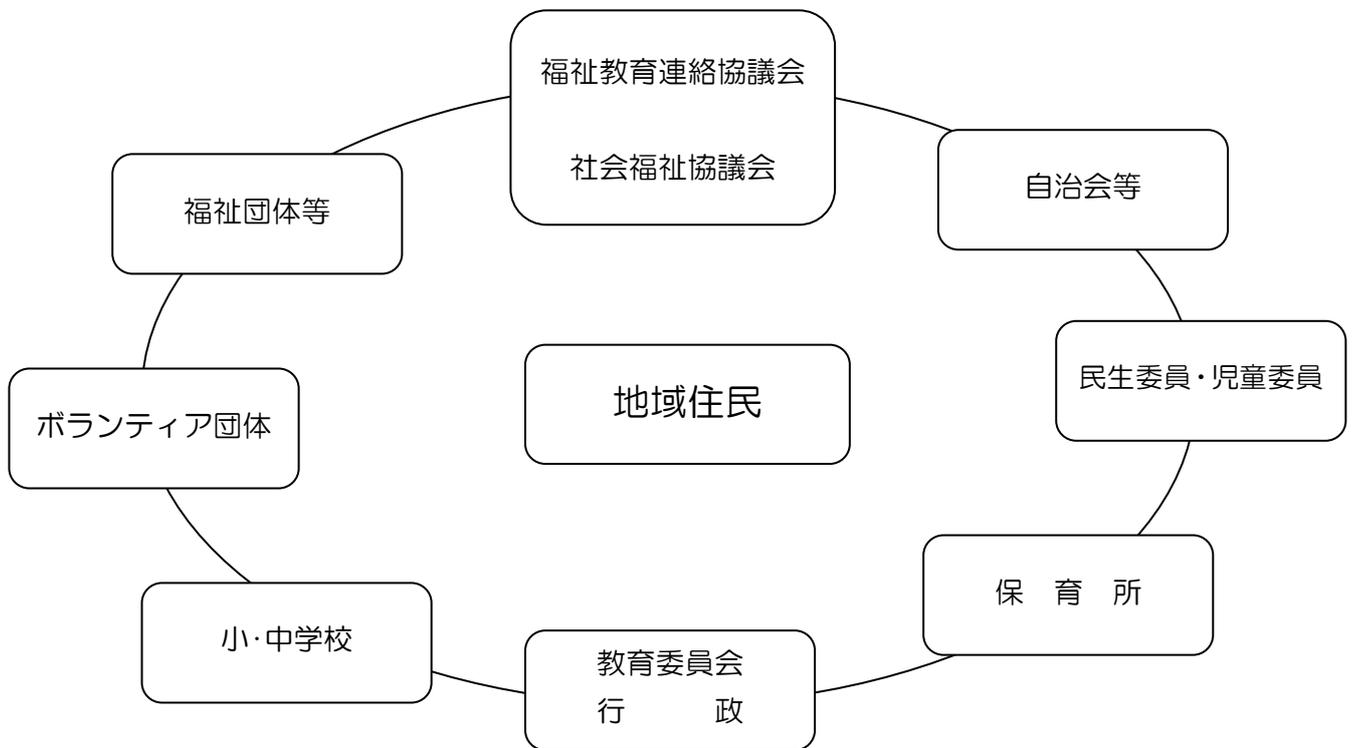
項目	内容
連携のとれた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。 ・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践を推進します。 ・人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。

③心の教育の推進

項目	内容
地域が行う心の教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し心の育成を図れるよう支援します。

※1

福祉教育連絡協議会イメージ図



(2) 地区・団体活動の促進

◆現状と課題◆

- 本町は高齢者のみの世帯が増加しているとともに、共働き世帯、ひとり親世帯の増加及び核家族化により、家庭における介護力や育児力が低下する傾向にあります。
- 地域での生活には、高齢者の見守りや地域の子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、※1限界的集落は34集落に及んでおり、※2危機的集落も7集落を数えることから、自治会や地区社協の編成などにより地域の支え合い機能を強化する体制の整備を推進しているところです。
- 平均寿命が伸び、介護を必要としない「健康寿命」を延伸するための自助努力も求められており、個人と地域でできる健康づくりや支え合いの推進を図ることが重要です。
- 地域福祉の推進や健康づくりを町民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、自治会・地区社協等の地域組織やボランティア、※3NPO法人による住民参加の活動を推進するために、社会福祉協議会等の関係機関との連携が必要です。

※1 限界的集落 高齢化率が50%以上で冠婚葬祭等の社会的共同生活が困難になった集落。

※2 危機的集落 高齢化率が70%以上で9世帯以下の集落。

※3 NPO 特定非営利活動法人。県知事が認可する社会的な公益活動を行う非営利組織。

◆今後の方向◆

①健康づくり活動への促進

項目	内容
基本的な生活習慣の推進	・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。
住民が主体の健康づくりの推進	・自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。
公民館単位での健康づくり活動の推進	・公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。 ・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。

②世代間交流の推進

項目	内容
ふれあいサロンの推進	・社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。

③地区・団体活動の促進

項目	内容
集落(班)・自治会の地区活動の促進	・各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。
各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。

④ボランティア活動・NPO活動、企業ボランティアの促進

項目	内容
ボランティア活動への参加の促進	・ボランティアへの参加が少ない青・壮年層を中心にボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を提供します。
一般企業等のボランティア活動の促進	・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。
ボランティア団体の横の連携	・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 ・既存のボランティアグループの活動が活性化できるよう支援に努めます。
NPO法人の育成支援	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。

⑤地域のネットワークづくり

項目	内容
公民館の活用	・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。
地域リーダーの育成の推進	・各機関・団体・組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。

1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり

(1) サービス利用者の権利擁護の推進

◆現状と課題◆

- 平成 12 年4月に介護保険制度が始まり、契約に基づく介護サービスの利用という仕組みになりました。また、平成 18 年4月からは虚弱高齢者が要介護状態にならないために、積極的な介護予防を推進することとなり、そのための情報の提供と介護予防に対する意識の啓発が求められています。
- さらに、平成 18 年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者の福祉サービスの利用についても利用者が自らの判断に基づき、適切なサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を取り交わして利用する形態に変わりました。
- しかし、高齢化の進行により認知症の高齢者が増加しつつあり、必要な介護サービスの選択や利用契約に支障が生じたり、知的障がい等により必要なサービスを選択するための情報を得ること等が難しいという状況がみられます。
- 利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。

◆今後の方向◆

①権利擁護事業の普及促進

項目	内容
※1 地域福祉権利擁護事業の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。
※2 成年後見制度の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。 ・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。

②苦情解決事業の充実

項目	内容
サービス事業者が行う苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を進めます。
介護相談員派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービス提供事業者との間に入り解決にあたります。

※1 地域福祉権利擁護事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

援助内容として以下のものがあります。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②苦情解決制度の利用援助
- ③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④日常的金銭管理

※2 成年後見制度 成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行います。申立てができるのは、本人、本人の家族などです。

(2) 要支援者への対応の推進

◆現状と課題◆

- 少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化による価値観が多様化する中で、すべての町民がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは地域福祉を考える上で重要なことです。
- 近年、本町においても認知症高齢者に対する虐待や児童虐待などが発見され、ひきこもりなど必要なサービスに結びつきにくい事例がみられます。
- このような処遇困難といわれる事例については、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えていることが多く、児童や高齢者、障がい者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い問題の解決を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。
- 高齢者、児童及び女性に対する暴力・虐待については、それぞれ※1・2虐待防止法や※3DV防止法が施行され、また、障がい者についても虐待防止法の制定が検討されているところであり、町にもそれぞれに対応するマニュアルの作成が求められています。
- 地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、民生委員の役割が重要であり、民生委員を中心にした地域のネットワークの構築が必要です。

※1 高齢者虐待防止法 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

※2 児童虐待防止法 「児童虐待の防止等に関する法律」

※3 DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

◆今後の方向◆

①虐待や暴力を防止する対策の推進

項目	内容
高齢者、障がい者 児童、女性に対する虐待・暴力の防止	<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決方策を検討し対応にあたります。・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童地域対策協議会」と連携して迅速に対応します。・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。

②社会的孤立者対策の推進

項目	内容
経済的自立のための支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 ・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう※「生活福祉資金」の活用を紹介します。 ・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 ・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 ・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。

※ 生活福祉資金 低所得者、障がい者または高齢者に対し経済的自立を図り、安定した生活を確保するため、更正・福祉・住宅・就学等の資金の貸し付けと、民生委員による必要な援助を行います。貸し付けの申込みは町社会福祉協議会です。その他、母子・寡婦福祉資金があり手続きは福祉事務所が行います。

③潜在的な要支援者の把握の推進

項目	内容
各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。

1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

◆現状と課題◆

- 高齢者の退院時の在宅療養や介護サービスへの移行時の相談、消費者問題では、どこに相談すればいいのかわからず、不安が増長し解決に時間がかかるという声があるため公的な相談窓口をわかりやすくすることが求められています。
- 地域においても町民自らが、自治会や地区社協等の地域組織、ボランティア団体等で自主的に医療・介護や福祉等についての学習を進めることにより理解を深めることが必要です。
- 相談内容によっては、地域の相談窓口では対応できないこともあり、緊急時の対応、医療、介護、保健・福祉等の各種のサービスを利用するために専門的な相談窓口をわかりやすくすることが必要です。

◆今後の方向◆

①情報提供の充実

項目	内容
地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。・育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。
職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。

②相談対応の充実

項目	内容
在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。 ・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充実し迅速な相談対応を図ります。
日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。 ・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。 ・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。
高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。
障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。 ・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 ・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。
児童に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。 ・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。 ・通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。 ・社会福祉協議会では、教育相談を定期的で開催します。
母子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に配置されている母子自立相談員が母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。

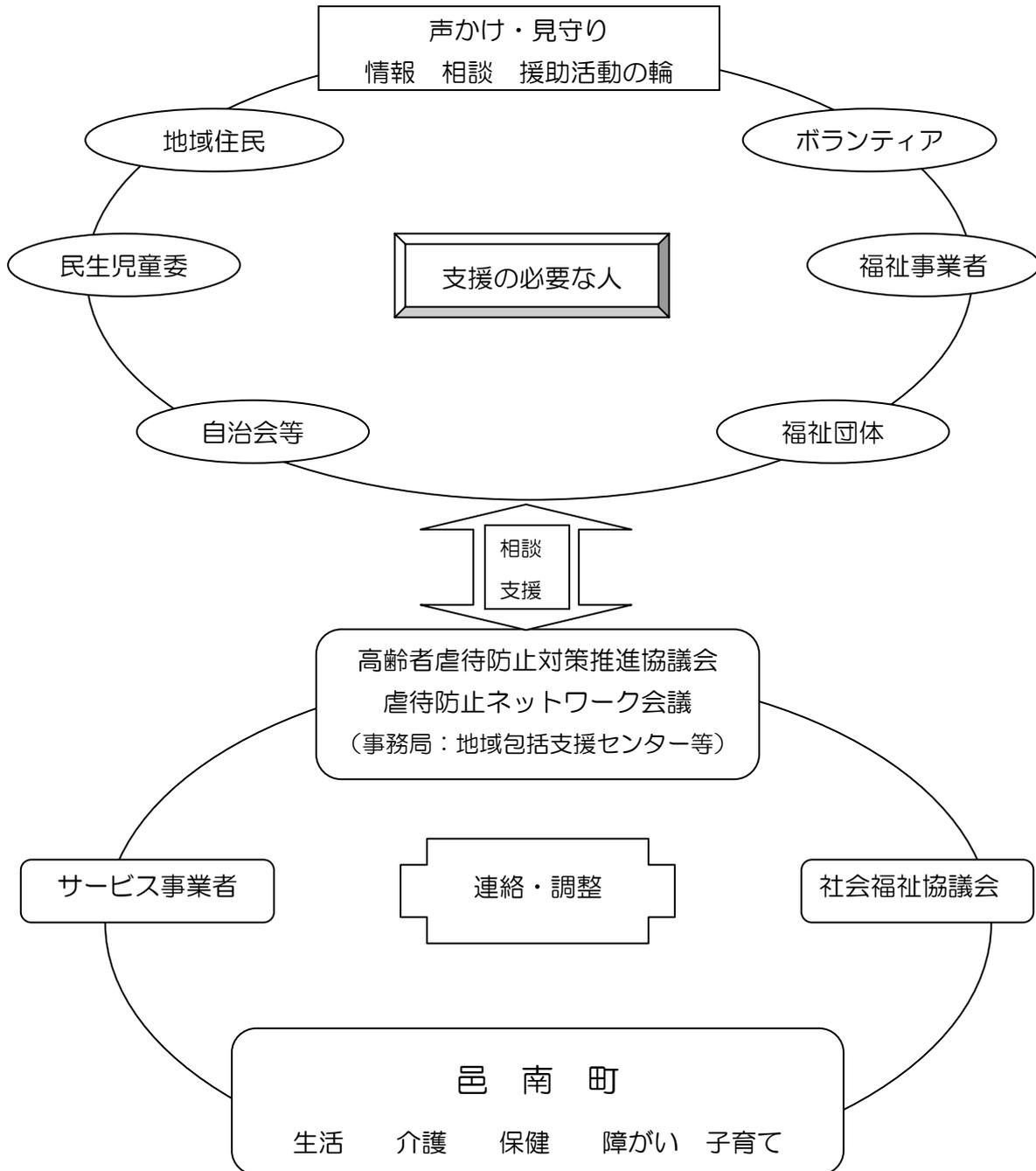
③地域で各種情報を収集する環境の充実

項目	内容
地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。 ・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。

項目	内容
※F T T Hを活用した情報環境の充実	・F T T Hの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。

※F T T H 光ファイバーを家庭に引いて、各種情報を提供するシステム。

情報提供・相談体制のイメージ



(2) 保健・医療・福祉の連携

◆現状と課題◆

- 人口はすでに減少期に入り、高齢者世帯が増加していることから社会的な支援を要する人が増加しています。
- このような状況の中で、援助を必要とする人の支援には、すぐれた専門性や質の高いサービスが要求されるようになっていきます。
- また、社会の成熟化に伴って、生活様式、家族構成、生活ニーズなどが多様化しており、これらに対応し「利用者本位のサービス」を効果的・効率的に提供するためには、それぞれの生活課題を総合的、継続的に把握していく必要があります。
- 保健・医療・福祉の3分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスを提供できる環境の整備が必要です。

◆今後の方向◆

①保健・医療・福祉の連携調整

項目	内容
福祉調整会議の充実	・福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。

②ケアマネジメントの充実

項目	内容
※ケアマネジメント研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 ・保健・医療・福祉・介護・の連携を深めます。
ケアマネジメントの充実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。

※ ケアマネジメント 福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事

(3) 自立した生活ができる環境整備の推進

◆現状と課題◆

○多数の人が、円滑に利用できる公共施設の建築を目的とした※1「ハートビル法」や公共交通機関を利用した移動の安全性・利便性をはかることを目的とした※2「交通バリアフリー法」が制定され、県においては「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されて社会参加の促進が図られる環境が整いつつありますが、既存の施設には利用するのに不便なものもあります。

○特に、高齢者が多く、障害者施設等の多い本町では、※3ユニバーサルデザインに配慮し、社会参加を促進することが重要です。誰もが活動的にできるよう公共施設や移動経路のバリアフリー化はもとより自宅のバリアフリーも推進していくことが必要です。

○また、災害時には高齢者・障がい者、子どもたちのような社会的弱者が被害を受けやすいことが考えられるため、自治会等の地域組織での災害対応やボランティア団体等との調整や連携を図るため「邑南町地域防災計画」に基づき、身近な地域での救援・支援の対応が求められています。

※1 ハートビル法 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

※2 交通バリアフリー法 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

※3 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にできるかぎり利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

◆今後の方向◆

①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

項目	内容
バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。 ・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。 ・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。 ・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。
バリアフリーの意識啓発と相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。 ・介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリーに関する研修会の開催を図ります。 ・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。

②地域の災害・防犯体制の充実

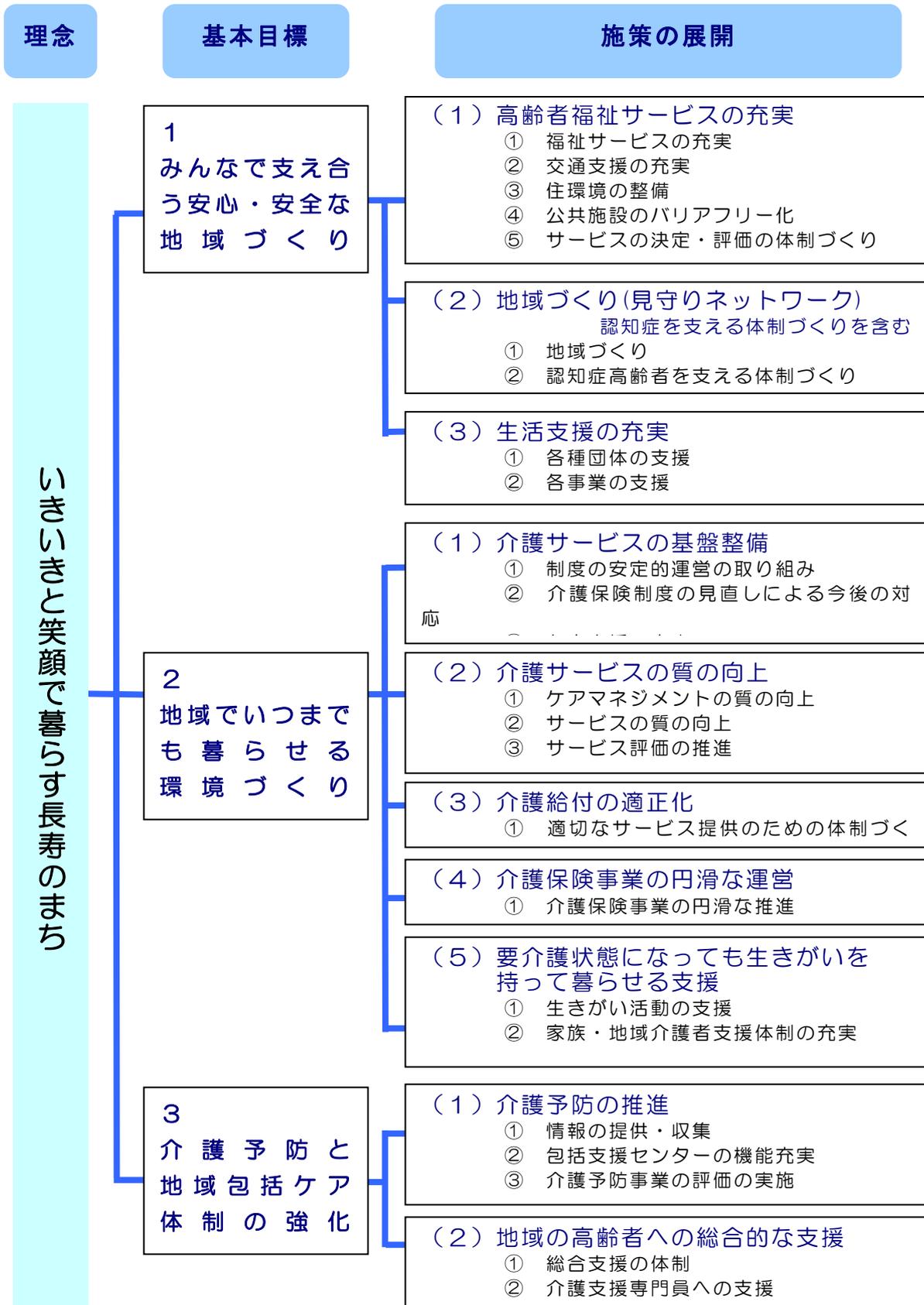
項目	内容
自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・※ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。 ・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。 ・消費者教育、防犯活動を推進します。 ・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
福祉施設等の災害対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。
災害ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。

※ ハザードマップ 災害で被害を受けやすい箇所や住宅の予測図

2 介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画

平成21年3月 介護保健事業計画 変更

〈施策の体系〉



2-1 みんなで支え合う安心・安全な地域づくり

(1) 高齢者福祉サービスの充実

◆現状と課題◆

- 介護保険制度が普及・充実し、公的サービスの質の向上・生活しやすい支援体制が整ってきました。その一方で地域での扶助が薄れかけています。今後ますます1人暮らし・2人世帯の増加が見込まれ、高齢者を支えるサービスをより充実させていくことが大切です。
- 交通手段は、通院・買い物等だけでなく、交流の場への活動参加を促します。色々な場に出かけやすい交通の確保が早急に必要です。
また、個人ニーズにあった交通体系の基盤づくりのために、地域で担い手となるNPO・ボランティア団体が活躍できるような体制づくりが必要です。
- 今後、より福祉サービスを充実させるために、配食・福祉用具リサイクルの民間導入の検討やサービス体制の見直しをする必要があります。
- 高齢者にとって、身体・経済・家庭状況に合った住環境を地域で整備する必要があります。

◆今後の方向◆

①福祉サービスの充実

項目	内容
緊急時体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・緊急電話利用者への定期的な訪問を行い、緊急時の正しい使い方を指導します。・さらに安心・安全な地域づくりをめざし、近隣世帯はもとより、集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の人の協力を得て、高齢者世帯を支える体制づくりを進めます。
食の支援	<ul style="list-style-type: none">・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、自立への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。・今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を検討します。

項目	内容
自立した生活への支	<ul style="list-style-type: none"> ・家事援助等生活支援の必要な人に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行います。
生活をより行いやすくするための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で不要となった福祉用具の有効活用を図り、必要とする人が利用できるような体制整備を行います。 ・1人暮らしを支える日常生活用具を引き続き給付することを検討します。 ・1人暮らしの不安を考慮し、食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行うグループリビングもその1つです。既存の施設（ぐるーぷリビング）を活用するだけでなく、身近な交流の場として空家の利用や公民館・自治会館などを有効活用し、小グループで互いの生活を支え合う場を検討します。

②交通支援の充実

項目	内容
交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの路線・体系見直しを行い、体制づくりを検討します。巡回バスの入らない地域に住む人を対象とした通院タクシー助成制度の対応、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体等民間サービスの導入も検討していきます。
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。

③住環境の整備

項目	内容
住居の提供	<ul style="list-style-type: none">・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活を行うための準備や、家族の介護を支援する役割になっています。・65歳以上独居・2人世帯の人で、在宅生活に不安がある人に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。・居宅で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。

④公共施設のバリアフリー化

項目	内容
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設であるか（トイレ・段差・スロープ等）点検に努めます。

⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

項目	内容
福祉サービスの決定・評価	<ul style="list-style-type: none">・対象者に必要なサービスが提供できるようにするために調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービスを適切に提供していきます。

(2) 地域づくり（見守りネットワーク）

認知症を支える体制づくりを含む

◆現状と課題◆

○以前は隣近所の見守り・助け合い（互助意識）、家族のつながり（自助意識）があり、田舎ならではの地域性がみられましたが、近年少しずつ希薄になってきています。また、高齢化や就労者の増加とともに、地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーも不在となり、地域をまとめていく人材が不足しているのも、地域力弱体化の原因と考えられます。

○高齢化の進展とともに、認知症の問題も深刻化しています。以前に比べると認知症に対する理解は少しずつ深まってはいますが、家族だけで抱え込み、孤立してしまうケースもみられます。町民すべてが認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていくため、認知症に対する理解を促進し、偏見を解消する意識啓発を行っていく必要があります。

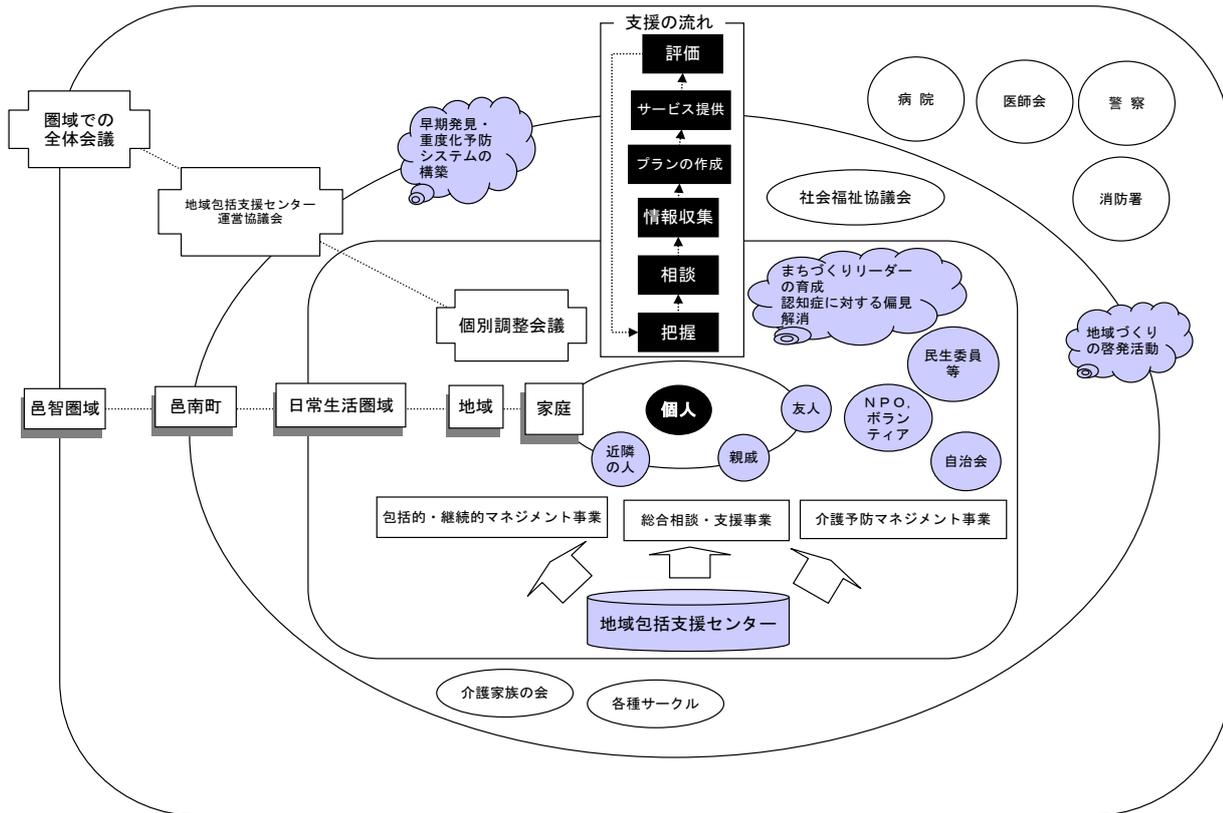
○これまで行政主導の福祉活動を展開してきましたが、地域の福祉力を高め継続的な事業を展開していくには、自らの健康づくり・生きがいづくりに関心のある人の集まり（＝地域コミュニティ）を構築し、地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していく必要があります。

◆今後の方向◆

①地域づくり

項目	内容
地域づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していくため、公民館を中心とした生涯学習活動、生涯学習課の行っている地域づくり等、関係機関との連携をとり、地域の体制づくりを推進します。・要介護状態になる前から、将来 家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。
活動の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。
支え合いネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・町内の独居老人・高齢者夫婦世帯の状況を把握し、民生委員を中心として、身近な地域で支えていくネットワークを構築していきます。

高齢者の支え合いネットワーク図（トータルで個人を支えゆく）



② 認知症高齢者を支える体制づくり

項目	内容
意識啓発	・ 認知症高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認知症についての理解を深めていきます。
相談窓口の充実	・ 現在各支所にある認知症相談窓口をより周知するとともに、地域包括支援センターと連携をとり、認知症に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。
個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者には日常生活への支援が必要であり、また症状も個人差が大きいため、個別支援が必要となります。個別相談・指導の必要な人は地域包括支援センタースタッフや保健師が訪問し、状況把握を行った上で個別支援計画を立て、それに基づいたサービス提供を行います。 ・ 認知症サポーターが生活支援や地域行事への参加支援 等日常生活の支援を行います。
家族に対する支援の充実	・ 認知症高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大きいことから、※1 キャラバンメイトや※2 認知症サポーター・関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ・情報交換・仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。

項目	内容
本人と家族を支えるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけでは限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。認知症の症状として、徘徊・物を壊すなどの問題行動がみられる場合もあります。そういう人に対しては、それを見かけたときの本人に対する声かけや見守り・家族への情報提供が必要であることから、近隣住民による支援体制づくりを行います。また、ボランティアなど公的以外のサービス調整に努めます。 ・ 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症になっても地域で暮らし続けることができる地域づくりを推進し、住民による学習会を自主的に開催します。 ・ キャラバンメイト・認知症サポーターの位置づけや役割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。

※1 キャラバンメイト 自治体事務局等と協働して、地域や職域・学校などで認知症サポーターを育成したり、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、認知症に関する地域のリーダー役を担う立場の人。

※2 認知症サポーター 認知症になった人やその家族の応援者。認知症について正しい知識を持ち、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守り、日常生活の中で支援できることがあれば支援していく立場の人。

数値目標

キャラバンメイト 現状 50人（平成18年度）

目標 100人（平成22年度）

認知症サポーター 現状 244人（平成18年度）

目標 認知症高齢者3人につきサポーター1名養成（平成22年度）

(3) 生活支援の充実

◆現状と課題◆

○町の中には、各種ボランティアグループ・老人クラブ・趣味のグループといった、色々なグループが存在しています。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、それを支える組織もありますが、現在はそれぞれが独自の取り組みにとどまっており、横の連携が十分とはいえません。それぞれの活動がより効果的に展開され、地域での生活支援体制が構築されるため、連携づくり・ネットワークづくりが必要となります。

○地域の高齢者が生きがいを感じることができる地域社会を築くため、社会参加・地域交流事業の整備・支援を推進するとともに、高齢者の有する知識や経験、伝統・文化を活かすような地域参加への取り組みや、多様な住民グループの育成・支援を行う必要があります。

◆今後の方向◆

①各種団体の支援

項目	内容
ボランティア活動の促進	・ボランティア活動の活性化を図るため、町民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。
老人クラブ活動の支援	・老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動ができにくい状況になっているので、各老人クラブ単位で、参加してみたいくなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。
生きがいづくり自主グループの支援	・地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、行政が相談やアドバイスを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。

項目	内容
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。
社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は地域における福祉活動の中心的な役割を担っており、行政と連携して住民参加型の地域福祉活動の推進が期待されています。民生委員の活動を支援する組織として、また一番身近な支え合いの単位である集落福祉員・ブロック福祉委員会が、地域の福祉活動の母体となるよう位置づけ、各公民館・自治会と連携をとって地域づくりを推進していきます。

②各事業の支援

項目	内容
生きがいづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を行います。
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉ブロック・公民館単位に取り組まれている各事業に対し、虚弱な人を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない人があることから、対象者の把握と参加勧奨を積極的におこないます。 内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。
社会参加の促進 ・シルバー人材センター ・農業活動 ・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターを各地域に整備するよう努め、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。 平成 19 年度から定年を迎えるいわゆる団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に目を向ける働きかけを行うとともに、定年を迎えたとき、そのマンパワーが地域で活躍できる体制を整えます。 農業は高齢者が生涯現役として活躍できる場です。自宅の農作業はもとより、集落営農等農業の場で、高齢者の持つ知識や、これまで培ってきた技術を発揮し、生きがいに結び付くよう支援体制を整えます。 世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。

2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

(1) 介護サービスの基盤整備

◆現状と課題◆

○介護保険制度がスタートし、介護を社会全体で支える制度として町民に定着してきました。現在、邑南町では、前期高齢者は減少する方向であり、後期高齢者は増加しています。今後さらに高齢化が進み認定者が増える傾向が続くと考えられます。それに伴い制度から給付される費用も増大しています。制度を安定的に運用するためには、必要性の高いところに給付の重点を置くことや要介護者を増やさない、重度化させない取り組みや在宅サービスの拡充により給付を効率化させることが必要です。

○介護保険制度は、施行から5年が経過し制度の見直しが行われ、平成18年4月から新しい枠組みで再スタートしました。見直しのポイントは、「介護予防」「自立支援」の強化です。新たなサービスとして、地域密着型サービスが創設・施行されました。また、平成23年には介護療養型医療施設の転換が行われます。また養護老人ホームの外部サービスの利用が、平成18年10月から開始されています。このような変革の中、現在サービスを利用している人が途切れることなく次のサービスにつながる体制をつくる必要があります。そのために介護保険制度や運営状況を、町民に周知し現状を理解し協力が得られるような対策を考えることも大切です。

○介護保険制度導入前に設置された施設の中には、長年経過し老朽化した施設もあり、改修が急がれます。

1. 総人口と高齢者人口(住民基本台帳から)

	総人口	高齢者合計	前期高齢者	後期高齢者	高齢化率	前期高齢者率	後期高齢者率	高齢者中の後期高齢者割合
H17/4月	13,333	5,171	2,026	3,145	38.8%	15.2%	23.6%	60.8%
H18/4月	13,095	5,090	1,924	3,166	38.9%	14.7%	24.2%	62.2%
H19/4月	12,858	5,073	1,853	3,220	39.5%	14.4%	25.0%	63.5%
H20/4月	12,616	4,982	1,786	3,196	39.5%	14.2%	25.3%	64.2%
H21/1月	12,506	4,958	1,777	3,181	39.6%	14.2%	25.4%	64.2%

2. 認定者数(第2号保険者の認定者も含む)

	要支援1	要支援2	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定率
H17/4月			165	294	189	145	153	155	1,101	21.3%
H18/4月	12	17	167	283	171	175	175	145	1,145	22.6%
H19/4月	92	176		167	166	197	168	162	1,128	22.2%
H20/4月	93	169		187	194	192	134	166	1,135	22.8%
H21/1月	85	169		192	191	211	120	173	1,141	23.0%
	7.4%	14.8%		16.8%	16.7%	18.5%	10.5%	15.2%		

*平成18年4月から予防給付が開始された。

*平成17年4月及び18年4月は要支援(経過的要介護)者が上がっている。

◆今後の方向◆

①制度の安定的運営の取り組み

項目	内容
介護保険資源の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。 ・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。 ・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。

②介護保険制度の見直しによる今後の対応

項目	内容
広報活動による意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙を活用し、理解の促進を図ります。
制度改正に伴う円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・※地域密着型サービスに対する町民の理解を促進し、町として必要量を把握し必要に応じた整備を推進します。 ・介護療養型医療施設については、国の動向を注視しながら今後の対応を検討します。 ・養護老人ホームの外部サービスについて利用者やその家族の理解を得ることが必要です。また、重度化した利用者に対して、速やかに次のサービスにつながる体制づくりを検討します。

③在宅支援の充実

項目	内容
自立支援・介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう支援の強化が求められています。介護予防に重点を置いたケアプランが必要で、事業所においてもその実現のための取り組みが必要です。

※地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を維持できるよう、原則として日常生活圏内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを新たに類型化したもの。

地域密着型サービスに含まれるもの

- ①小規模（定員 30 人未満）介護老人福祉施設
- ②小規模（定員 30 人未満）で介護専用型の特定施設
- ③認知症高齢者グループホーム
- ④認知症高齢者専用デイサービス
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥夜間対応型訪問介護

(2) 介護サービスの質の向上

◆現状と課題◆

- ケアプランの中に公的サービスだけでなく公的外サービスも活用し、生活を重視した視点をもつことが大切です。作成されたケアプランの評価を行い、次のプランにつなげる必要があります。そのためケアマネジメントの向上が期待されます。
- サービス事業所には介護予防に重点を置き、介護の重度化の予防や軽減を図り、高齢者の自己実現が達成されるよう、質の高いサービス提供が求められています。
- 介護相談員を養成し、施設や事業所へ派遣しています。これにより利用者の声をサービスに反映できる体制が整いつつあります。また、積極的に外部評価を取り入れ質の向上に努めることが必要です。グループホームでは、これが義務化され外部評価が行われています。他の施設については自己評価を行っています。サービス利用者や家族から寄せられる苦情・相談に適切に対応し、利用者の誰もが満足できる質の高い介護サービスを受けられることが求められます。

平成19年度介護相談員の活動状況

1. 介護相談員 5名 平成19年中1人退任のため途中から4人 相談延べ日数 62日

2. 相談形式

(単位:人)

個人面接	125	
集団面接	10	
その他	16	
行事等の参加	15	
施設との相談	2	合計 158

3. 相談内容

制度についての相談(誤解や勘違い)	1	
介護の環境や体制について(設備・職員の対応)	3	
介護サービスの内容等について(食事・嗜好品)	1	
その他生活全般	13	
財産管理や権利について	1	
健康・医療	1	
その他(話し相手等)	27	合計 47

◆今後の方向◆

①ケアマネジメントの質の向上

項目	内容
介護支援専門員の質の向上	・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。

②サービスの質の向上

項目	内容
居宅サービス・施設サービスの質の向上	・人権や尊厳確保の観点から、身体拘束を廃止する取り組みを推進します。 ・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。

③サービス評価の推進

項目	内容
介護相談員の活動の促進と第三者評価の推進	・町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み状況を掲載し、啓発に努めます。 ・連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。 ・介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きかけます。
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口相談を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。

(3) 介護給付の適正化

◆現状と課題◆

○介護給付の適正化は、給付の動向を注視し、適正を疑う動向がある場合は、給付の内容を点検し検討する必要があります。必要な人に必要なサービスを行い介護状態が悪化しないプランを利用者に提供できるよう努めることが必要です。介護認定調査を受けた未利用者への指導、また、サービスの必要があるにも関わらず申請していない人の掘り起こしを行い、要介護状態に移行しないようにする必要があります。

邑南町のサービス種別の給付費状況

(単位:千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度見込	増減率20年度/17年度見込
訪問介護	予 防	96,726	7,343	15,016	15,478	83.0%
	介 護		76,908	69,308	64,807	
小 計		96,726	84,251	84,324	80,285	
訪問入浴	予 防	65	0	0	0	306.2%
	介 護		35	13	199	
小 計		65	35	13	199	
訪問看護	予 防	31,861	1,229	1,979	2,634	97.4%
	介 護		27,601	29,358	28,410	
小 計		31,861	28,830	31,337	31,044	
訪問リハビリテーション	予 防	1,653	0	18	0	164.5%
	介 護		1,593	2,235	2,720	
小 計		1,653	1,593	2,253	2,720	
通所介護	予 防	194,476	17,270	34,951	40,394	104.2%
	介 護		169,057	161,912	162,272	
小 計		194,476	186,327	196,863	202,666	
通所リハビリテーション	予 防	65,453	9,757	21,041	21,032	119.0%
	介 護		52,529	48,635	56,849	
小 計		65,453	62,286	69,676	77,881	
福祉用具貸与	予 防	34,259	1,652	2,351	2,658	81.9%
	介 護		31,115	25,396	25,408	
小 計		34,259	32,767	27,747	28,066	
短期入所生活介護	予 防	58,726	85	841	826	103.9%
	介 護		63,378	52,143	60,200	
小 計		58,726	63,463	52,984	61,026	
短期入所療養介護	予 防	30,799	53	267	1,019	121.9%
	介 護		26,188	23,094	36,516	
小 計		30,799	26,241	23,361	37,535	
居宅療養管理指導	予 防	1,403	149	126	181	130.4%
	介 護		1,299	1,436	1,649	
小 計		1,403	1,448	1,562	1,830	
特定施設生活介護	予 防	19,526	875	1,661	2,994	243.4%
	介 護		28,374	53,135	44,527	
小 計		19,526	29,249	54,796	47,521	
居宅サービス計		534,947	516,490	544,916	570,773	106.7%
認知症対応型共同生活地域密着型計		61,484	64,168	62,983	60,522	98.4%
居宅介護支援	予 防	70,130	5,503	8,591	9,239	105.5%
	介 護		71,258	62,005	64,744	
計		70,130	76,761	70,596	73,983	
居宅サービス費総計		666,561	657,419	678,495	705,278	105.8%
介護老人福祉施設		443,041	419,729	418,319	404,844	91.4%
介護老人保健施設		326,407	302,734	298,735	267,127	81.8%
介護療養型医療施設		268,124	232,862	252,129	250,460	93.4%
施設サービス費総計		1,037,572	955,325	969,183	922,431	88.9%
総合計		1,704,133	1,612,744	1,647,678	1,627,709	95.5%

※平成20年度見込は、平成20年4月から平成21年1月までの集計を12ヶ月で按分した。

※平成18年度から、予防給付と介護給付に区分された。

※平成17年10月より、施設給付費に居住費が自己負担となった。

◆今後の方向◆

①適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容
適正給付ができる体制づくり	・保険者として定期的な給付の点検を行います。
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	・サービス未利用者には指導を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の予防を行い、また、サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

◆現状と課題◆

- 介護保険の運営は、邑智郡総合事務組合を広域保険者として実施しています。第4期の邑智郡介護保険事業計画が決定されたところです。サービスの現状と評価、課題と目標設定は事業計画の中に策定され進められています。保険者として事業計画に基づき適切な運営が行われているかを確認することが必要です。
- 邑南町として介護保険事業の進捗状況等を把握・分析・評価を行い、今後の方向性を導いていく体制づくりをする必要があります。
- 生計困難者に対する対策として、「社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業」、「障害者ホームヘルプサービス等利用に係る介護保険利用者負担軽減事業」等があります。この制度は、邑南町の要綱により行われています。適切な制度の運用ができるよう定期的な情報交換し周知、徹底する必要があります。

◆今後の方向◆

①介護保険事業の円滑な推進

項目	内容
事業の円滑な推進	・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。
生計困難者に対する対策の適切な運営	・町広報紙、地域ケア会議等において周知し推進します。 ・個々の相談にも対応します。

(5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援

◆現状と課題◆

- 高齢者の多くが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることを望んでいます。また、楽しみや趣味を引き続きしたいと望んでいる人が要介護状態になってもその人らしく、生きがいのある生活を送ることができるように、地域社会全体で支えていくことが重要です。
- 地域の実情や家庭の事情等で家庭で介護している家族もいることから、介護者の負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続を図ることを目的にし、介護者を地域で支援していく体制を整える必要があります。

◆今後の方向◆

①生きがい活動の支援

項目	内容
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合に、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。

②家族・地域介護者支援体制の充実

項目	内容
家族の経済的負担の軽減	・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。
家族介護者の支援	・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。
地域の支援体制づくり	・ヘルパー養成研修等により、介護を要する人たちへの思いやりを深め、よりよい介護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材を養成していきます。また、そういった人たちの活躍の場を提供していきます。

2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

(1) 介護予防の推進

◆現状と課題◆

○高齢者の増加に伴い、要介護状態になる人が増加していることから、虚弱高齢者を対象にした介護予防事業がスタートしました。介護予防には、介護保険サービスとしての予防給付と地域支援事業がありますが、介護予防を効果的に推進するためには、予防についての理解を図るとともに、予防を必要とする虚弱高齢者の情報収集を行い、適切なサービスを提供していく必要があります。

本町では、後期高齢者の割合が高いことから、虚弱高齢者が多いという傾向にあります。また、多くの高齢者は農業を営んできたため、膝関節症等の筋骨格系の疾病が多いということも特徴としてあげられます。

こうしたことから、町として虚弱高齢者の早期発見する仕組みづくり、介護状態にならないための介護予防への取り組み等の体制づくりで重度化を防ぐことが必要です。

○高齢者が地域で切れ目のない予防サービスを利用できるよう取り組む機関として、新たに地域包括支援センター（以下「センター」という。）が町に1か所設置されました。

センターとは地域支援事業を地域において一体的に実施する役割を担い、地域にある様々な社会資源を使って、高齢者の生活を支えていく総合的な拠点です。

今後、センターについての住民への周知や理解を徹底することはもちろんですが、センターを核として地域の他機関とのネットワークづくりを行うことが必要です。

また、センターには運営協議会が設置されていることから、高齢者ニーズにあったセンターとしての活動を検証し機能の強化を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①情報の提供・収集

項目	内容
介護予防推進の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢者世代に入る早い段階から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。
情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none"> 基本健診・主治医・民生委員・保健師・本人・家族からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者（特定高齢者）・予防給付への適切な働きかけをしていきます。
介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、下肢筋力低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題に対するアセスメントを行います。 特定高齢者介護予防支援事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。 提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。 保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。
一貫した評価	<ul style="list-style-type: none"> 介護マネジメント（生活状態・ニーズに合った介護計画）をし、「特定高齢者」「新予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。 介護予防特定高齢者施策・予防給付を実施している関係機関との有機的な連携に努め、予防事業評価を実施します。
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 身近な所へ出かける場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。 高齢者同士や地域での自主的な介護予防への取り組みへの支援を行います。

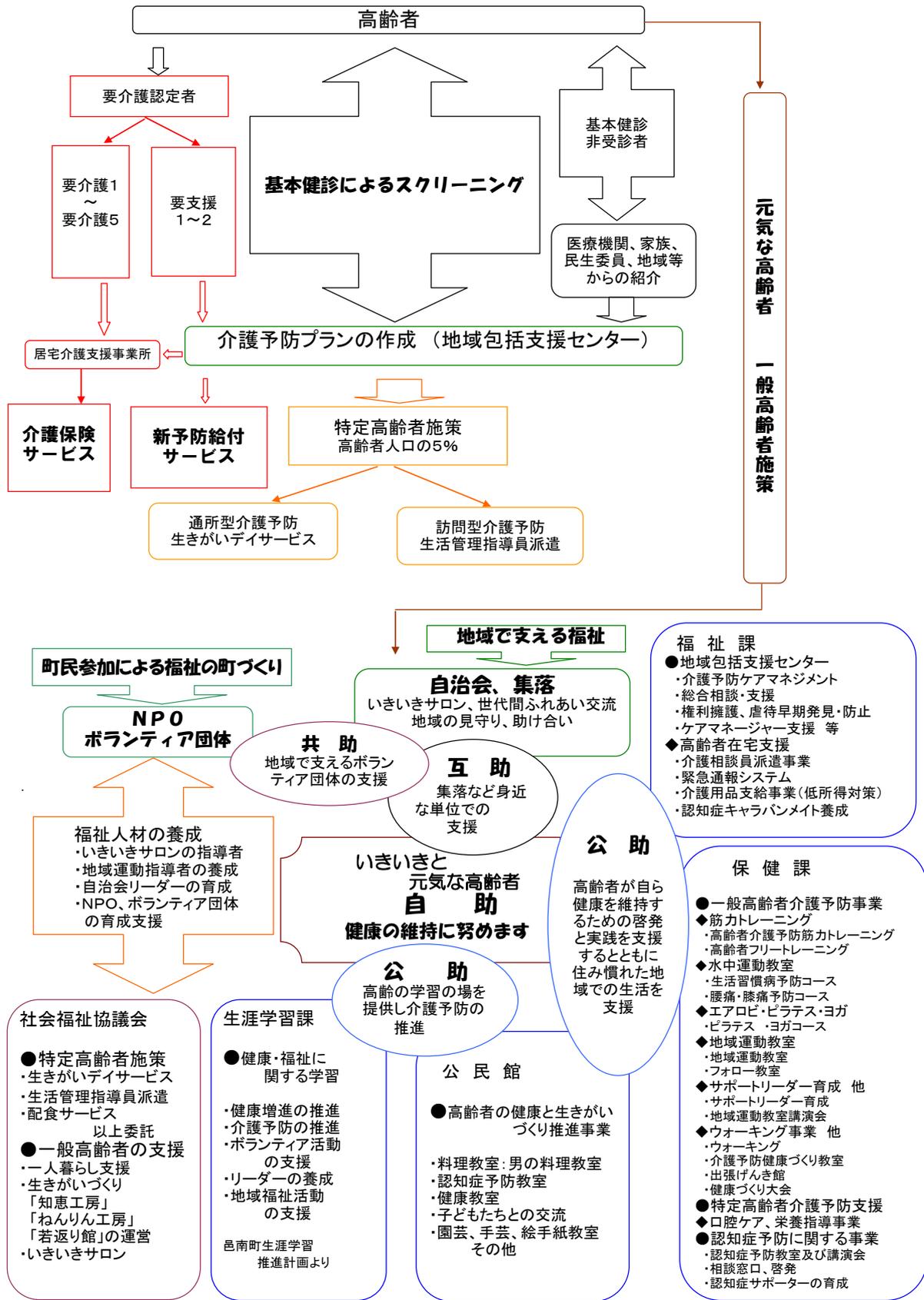
②包括支援センターの機能充実

項目	内容
センターの周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援体制の実施をめざし、総合的なネットワークの構築・総合相談・権利擁護・包括継続的ケアマネジメントの支援・介護予防マネジメントを行います。 ・必要な人に適切なサービスが提供できる調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い適切なサービスを提供をします。 ・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。 ・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が求められます。
地域包括支援センター運営協議会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であってほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、センターの運営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。

③介護予防事業の評価の実施

項目	内容
介護予防事業の評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、要支援状態から要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価（アウトカム評価）、投入された資源量、事業量の評価（アウトプット評価）、事業実施過程に関する評価（プロセス評価）を実施します。

邑南町の高齢者介護予防施策のイメージ



(2) 地域の高齢者への総合的な支援

◆現状と課題◆

- 高齢者が安心して生活を継続していくためには、高齢者自身が必要な情報を取り入れ、様々な情報からサービスを選択することが望ましいといえますが、実際には難しいのが実態です。
- そのため、必要な情報やサービスを提供することはもとより、高齢者の実態把握や情報収集により、ニーズに早期対応する窓口としてセンターが位置づけられています。
- センターが行う業務としては、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、認知症高齢者等の権利擁護、高齢者虐待の早期発見・防止、介護支援専門員のネットワーク構築と困難事例に対する助言等を行います。
- 本町のように高齢者世帯が多い地域では、健康不安や介護だけでなく多様な生活ニーズがあるため、地域や民生委員等の人材によるネットワークを構築することにより、高齢者が安心して地域生活を送ることができ、保健、医療、福祉、介護サービスの連携も必要です。認知症等で判断力の低下した高齢者の権利擁護、虐待・介護放棄高齢者自身の養護はもとより、虐待を行う側の介護者・家族の支援も必要といえます。
- このような様々なニーズや困難事例を抱えて日々活動をしている介護支援専門員やサービス事業者についても、問題を解決するためにセンターの積極的な協力体制が必要です。

◆今後の方向◆

①総合支援の体制

項目	内容
総合相談の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。
高齢者が安心して生活できる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。 ・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。
自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域のインフォーマルサービスを活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。 ・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。
包括・継続した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援を集め生活全体を支えていくことをめざします。

②介護支援専門員への支援（介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職）

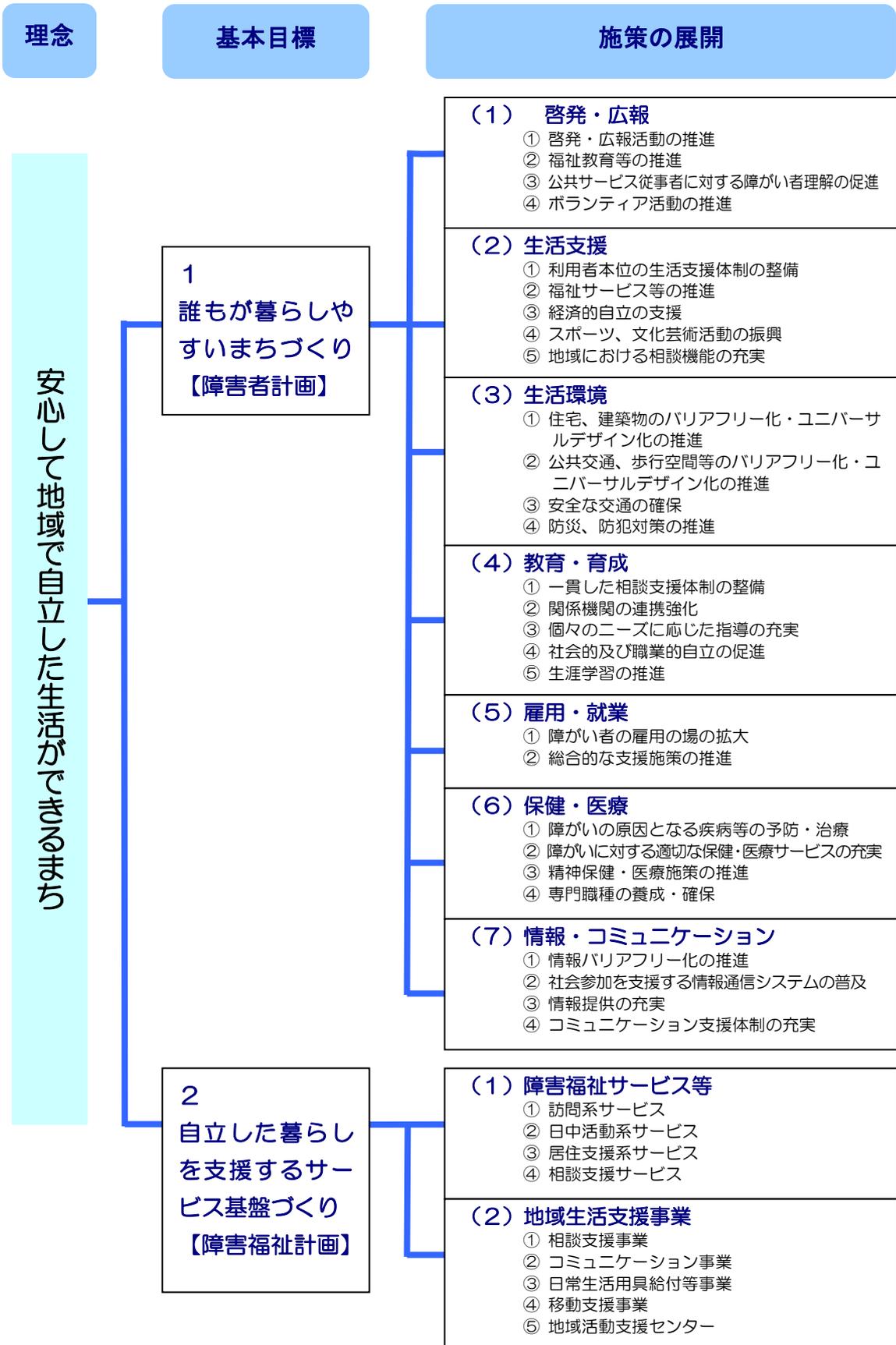
項目	内容
介護支援専門員への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。 ・業務を円滑にすすめるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。 ・個別な困難事例へ対応できる専門員の助言・支援します。

3 障害者計画・障害福祉計画



平成21年3月 障害福祉計画 変更

< 施策の体系 >



3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

■基本理念等

①法令の根拠

障害者基本法第9条

②趣旨

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会・文化・スポーツ等のあらゆる分野への参加を促進するために策定するものです。

③基本的な考え方

障がい者の年齢や障がいの特性に応じた施策を展開し、障害福祉計画との整合性を図りながら、障がい者の自主性を十分尊重し可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにします。

■計画の期間

始期：平成18年10月1日

終期：平成23年3月31日

(1) 啓発・広報

◆現状と課題◆

○障がい者が地域で自立し安心して生活するためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識をもつ必要があります。本町においては、啓発のため、町広報紙で関連記事を掲載したり、制度説明会や講演会を開催したりしているほか、各サービス提供事業者（施設等）が機関紙を発行するなどの取り組みを行っています。しかし、障がい者を対象としたアンケート調査では、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じる人が少なくないことがわかりました。啓発、広報活動の積極的な推進により、障がいや障がい者についての正しい理解を図る必要があります。

○福祉教育の取り組みとしては、障がい者（児）と保育所、学校が交流したり、各サービス提供事業所（施設等）が直売所を開設したりイベントを実施するなど、地域住民との交流を積極的に図っています。しかし、交流教育もその場だけで終わっていたり、単なるイベントになっています。今後は交流内容の検討が必要です。

○障がい者を対象としたアンケート調査で、相談先として、役場の職員を頼りにしている人が多いことがわかりました。障がい者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員をはじめとする各種公共サービス従事者、とりわけ、社会福祉や保健・医療、教育等に携わる職員への障がいや障がい者に関する理解の促進を図る必要があります。

○ボランティアセンターや既存のボランティアグループが施設訪問や奉仕作業など様々な活動をしています。しかし、個人として必要としている人への対応ができていなかったり、活動の場が限られている状態です。

◆今後の方向◆

①啓発・広報活動の推進

項目	内容
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、町民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。

②福祉教育の推進

項目	内容
福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。

③公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

項目	内容
公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進します。

④ボランティア活動の推進

項目	内容
既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

(2) 生活支援

◆現状と課題◆

- 障がい者が自立した生活を送るためには、利用者本位の生活支援体制の整備が求められており、具体的には相談支援や権利が擁護されていることなどが大切です。相談体制としては、福祉課等、各担当課や町内3か所に設置された自立支援法に基づく相談支援事業所において相談が行われており、そのほか保健所、県立西部総合福祉センター「いわみーる」などの相談窓口があります。
- アンケート調査によると、身体障がい者では、現在の生活の場は「自宅」が大半を占めており、今後希望する生活の場では「今のままでよい」「家族と一緒に暮らしたい」が大半を占めていることから、在宅志向が強いことがうかがえます。知的障がい者では、障害者施設に住む人が約半数となっています。精神障がい者では、施設で暮らす人が約半数となっていますが、そのうち2割は「家族と一緒に暮らしたい」と希望しています。

現在自宅に住んでいる人については、自宅での生活を続けていくことへの支援が重要であるとともに、現在自宅以外で生活しており、かつ、自宅復帰を望んでいる人に対する受け皿と生活支援体制確保が望まれます。
- 成年後見制度については市町村長申立の事案があれば福祉課で対応し、権利擁護事業については社会福祉協議会を窓口、ケース内容に応じて行政も関わり円滑な運営が図られるような体制となっています。一方、相談窓口が周知されていないなどの課題があり、今後広報が必要です。また、成年後見制度においては後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を検討する必要があります。
- 地域で障がい者が生活をする上で、福祉サービスの利用は極めて重要ですが、障がいの特性にあったサービス提供事業所（施設等）の種類が少ないため、自立支援計画を作成する際に影響があるとともに、サービス利用計画を作成する機関が障がい者に伝わっていないなどの課題がうかがえます。アンケート結果でも「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分にあっているのかよくわからない」との回答があり、障がい者の個々のニーズを掴みきれていないことがうかがえ、地域や行政等における助言・指導者の存在や充実が必要と考えられます。
- 経済的自立の支援としては、各種制度の周知をし、活用されています。邑南町が独自におこなっている各種の医療費助成・交通費助成制度も一定の役割を果たしていますが、今後対象者が増加すると考えられ、町財政の負担増加が課題となります。
- スポーツや文化芸術活動を行うことは、心身の鍛錬とともに心ゆたかな生活を送るのに役立ちます。そのためにも、誰もが気軽に参加できることが必要です。県・郡内のスポーツ大会や、圏域を単位とした施設入所者の交流会や当事者会への参加などがあります。また、県の美術展や地域で行われている作品展への出品やパソコン

教室への参加などが行われています。運営面において参加者の固定化や重度化に対応したスタッフの充実や参加会場のバリアフリー化などを考慮する必要があります。

- 専門職種の養成・確保はサービスを提供する上で、基本となることであり自立支援制度においては、制度の評価にもつながり利用者負担に対する意識の問題にも深く関わっていくことが考えられます。障がい者が地域での生活や活動をする上で、相談においては気軽にいつでも相談できる環境が求められます。また、身体・知的障害者相談員制度に関する広報の充実や民生委員などへの研修の推進が必要です。

◆今後の方向◆

①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。
成年後見制度の申請 手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。

②福祉サービス等の推進

項目	内容
障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。

③経済的自立の支援

項目	内容
権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。

④スポーツ、文化芸術活動の振興

項目	内容
各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。

⑤地域における相談機能の充実

項目	内容
相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。

(3) 生活環境

◆現状と課題◆

- 障がい者が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおける物理的なバリアを解消することや、普段からいざというときの備えができてることが重要です。
- 外出の手段として、自家用車が最も多く使われており、公共交通機関の利用が不便だと考えている人が多いことがわかりました。
- 住宅に関しては、身体障がい者を中心として住宅改造を必要とする人が多いことなどがわかりました。
- さらに、安全面に関しては、災害時に一人で避難できるとする人は5割程度にとどまっているなど、災害に対する不安が大きい状態にあることがわかりました。
- 今後は、自分や家族が車を運転することが難しい人も含め、物理的な理由で外出をためらう人が減るように、福祉のまちづくりや交通の整備をいっそう進めていくとともに、家の内外での安全が確保されることが必要です。

◆今後の方向◆

①住宅、建築物の※1 バリアフリー化・※2 ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。 ・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。

※1 バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障がいを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン 年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にあらゆる限り利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるように、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 ・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。

③安全な交通の確保

項目	内容
快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。

④防災、防犯対策の推進

項目	内容
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。

(4) 教育・育成

◆現状と課題◆

- 平成 18 年 4 月 1 日現在、本町の 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は 8 人、療育手帳所持者は 13 人となっています。町内の保育所では障害児保育を 9 か所で実施しており、障害児学級については町内小学校・中学校あわせて 7 校に設置しています。町内には県立石見養護学校があり、23 名の児童・生徒が通っています。その他、町外の特殊教育諸学校（平成 19 年 4 月からは特別支援学校）に在籍する生徒がいます。また、不登校児童を対象にした「たけのこ学級」があります。
- アンケート調査では「地域でともに学べる保育・教育内容の充実」を求める声があがっているほか、大田・邑智地区生活支援会議においては、学校卒業後の就職などに向けた情報や就労の場が少なく、選択が難しい状況がうかがえました。今後は療育・保育や教育に関する相談支援体制を充実し、障がい児の教育・育成に関わる各機関が連携を強めながら、これらの課題を解決していく必要があります。
- また、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などにより、教育・療育に特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な対応が求められています。
- さらに、アンケート調査からは、スポーツや文化などの成人の生涯学習活動について、参加しやすい場をつくってほしいとの声がありました。学習活動等を通じた生活の質の向上を図るため、今後は、必要な支援と情報提供に力を入れていく必要があります。

◆今後の方向◆

①一貫した相談支援体制の整備

項目	内容
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。（窓口の一本化）・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。

②関係機関の連携強化

項目	内容
任意団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 ・障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。 ・発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。

③個々のニーズに応じた指導の充実

項目	内容
就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。
※特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 ・教育設備の整備・充実に努めます。 ・学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 ・スクールカウンセラーの充実に努めます。 ・児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。

※ 特別支援教育 これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

④社会的及び職業的自立の促進

項目	内容
社会的・職業的自立の促進	・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも養護学校卒業児で就労に適応できなかった児童へのセーフティーネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。

⑤生涯学習の推進

項目	内容
生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。

(5) 雇用・就業

◆現状と課題◆

○本町における障がい者の就労の状況をアンケート調査でみると、身体障がい者・知的障がい者で就労している人は18歳から64歳までの年齢区分でも、常勤・非常勤を含めて5割以下にとどまっています。また、精神障がい者では1割程度に限られています。就労をしていない理由としては、「病気の症状が辛い」「体力がついていかない」など、障がいとうまくつきあいながら就労する困難さがうかがえます。それでも今後は「正社員・従業員として働きたい」「パート・臨時・アルバイトとして働きたい」や「職業に就くための力や技術を身につけたい」との希望が多く、働く場の確保など、就労支援の充実が求められます。また、公共職業安定所（ハローワーク）や県障害者職業センターなど就労機関における諸制度がありますが、町の広報が不十分であるとともに※ジョブコーチ制度など十分な活用に向けた体制整備が未確立で、制度として機能しにくいものもあります。

○アンケート調査でみると、希望する仕事に就く上で「就労を支援する相談窓口」「事業主の理解」が必要なこととして求められています。

今後は、職場実習連絡協議会での障がい者と事業主との関係から公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制づくりや支援が必要です。

○雇用の場の拡大等継続した就労支援の中で、生活基盤を整えることは不可欠であり、グループホームなど生活の場を充実することが必要です。

○就労している障がい者へのアフターケアとして相談支援が必要と思われ、設置機関が遠方にあるなど地理的課題はあるものの、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等が行っている就労相談員や就労相談の活用や、これらの関係機関からの情報提供を利用し充実した支援体制が必要です。

※ ジョブコーチ 一定期間、職場に付き添って支援を行い、障がい者の仕事の自立を助ける人。

◆今後の方向◆

①雇用の場の拡大

項目	内容
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。 ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては職場実習連絡協議会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制となるよう支援します。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。

②総合的な支援施策の推進

項目	内容
就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 ・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。 ・具体的には、商工会や公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。 ・施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。

(6) 保健・医療

◆現状と課題◆

- 障がいに関する保健・医療施策では、まず障がいの予防と早期発見・早期対応が求められています。アンケート調査によると、身体障がい者の障がいの主な原因は、心臓疾患、労働災害、脳血管障害、骨・関節疾患が多くなっています。また、障がい者が、年齢に伴って生活習慣病等を併発するケースも少なくありません。これらの疾病を防ぐためには、講演会、研修会などを開催し、啓発・普及が必要です。今後とも乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフサイクルに応じた一貫した保健サービスを提供し、充実していくことが必要です。
- アンケート調査では、困っていること・不安に思っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介護者の健康状態が不安」を多くの方があげています。外出の機会が限られている障がい者も多い現状を踏まえ、健康づくりの取り組みを進めていくことが必要です。
- 町内に救急病院として公立邑智病院がありますが、精神科入院ができないなど、より専門的な療育、治療は困難な現状があります。町外、圏域外の医療機関との連携が必要です。

◆今後の方向◆

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

項目	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。・ 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。
リハビリテーション・療育体制の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。

③精神保健・医療施策の推進

項目	内容
精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。・ 新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。

④専門職種の養成・確保

項目	内容
専門職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。

(7) 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

- 今日の情報化社会においては、情報量が増大するとともに、社会生活を営んでいく上で必要な情報の入手や伝達は不可欠のものとなってきています。視覚障がい者や聴覚障がい者には、情報・コミュニケーションの面で大きな制約があります。こうした障がい者の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障がいに応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保などを進めていく必要があります。
- 邑南町の取り組みとしては、防災行政無線で放送する内容の文書化や※SP コードによる読み上げ、パソコン教室の開催などを行っています。
- また、円滑なコミュニケーションを支援するため、ボランティア団体による手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っていますが、イベント時などに限定されているため、日常的な支援を行うためにコミュニケーション事業の実施やスタッフの養成が求められています。障がい者に対して、各種の制度や、町単独事業の利用や改正などの情報が伝えきれておらず、今後は外部の情報の収集や伝達を図るための情報通信システムの普及が必要です。

※ SPコード 文字情報を内包した二次元コードの一種。専用の読取装置をあてると音声で文字情報が読み上げられる。

◆今後の方向◆

①情報バリアフリー化の促進

項目	内容
IT 利用促進	・画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、聴視覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。

②社会参加を支援する情報通信システムの普及

項目	内容
※1 F T T H事業の検討	・防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、※2 デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてF T T Hの整備を促進します。

※1 F T T H 光ファイバーを家庭に引いて、各種情報を提供するシステム。

※2 デジタルCATV デジタル信号で映像データを伝送する有線放送のテレビ。

③情報提供の充実

項目	内容
情報提供の充実	・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行ったり、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。

④コミュニケーション支援体制の充実

項目	内容
コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。

3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり

【障害福祉計画】

(1) 基本的理念等

①法令の根拠

障害者自立支援法第 88 条

②趣旨

障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

③基本的理念

障がい者の自立と社会参加を基本とした障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等については、次の理念に基づいて整備を図ります。

○障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること。

○市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、町を基本とする仕組みに統一され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、立ち後れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること。

○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること。

④目的

障がい者が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 町内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(2) 計画期間及び見直しの時期

①計画期間

第1期障害福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

第2期障害福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

第3期障害福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

②見直しの時期

平成23年度において、第2期障害福祉計画に係る必要な見直しを行い、第3期の障害福祉計画を策定します。

③計画の推進体制

各年度において、計画を効果的に推進するため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として平成19年度に「邑南町地域自立支援協議会」を設置しました。

その構成員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、企業、障害当事者団体、学識経験者、となっています。

その他、学校、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等、ボランティア団体や県・国とも連携を取りながら計画を推進します。

(3) 平成 23 年度の数値目標

①施設入所者の地域生活への移行

基本的考え方

今後加速される障がい者の地域生活への移行に備え、基礎的な条件整備を早急に進める必要があります。

居住の場としては、グループホーム整備事業（県単独事業）を活用するなどして、障がい者等が自立するためグループホーム・ケアホーム等の整備を進め生活の場の確保に努めます。

また、日中活動の場としては、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための自立訓練等の推進を図ります。

目標値の設定

- ・自立訓練事業等の推進やグループホーム、ケアホームの整備等により、前期計画策定時点の施設入所者数の **1 割** が地域生活に移行することをめざします。
- ・施設入所者の地域生活移行により、平成 23 年度末において、前期計画策定時点の施設入所者数の **8 %** を削減することをめざします。

②退院可能精神障がい者の地域生活への移行

基本的考え方

国が示した平成 23 年度における数値目標は「受け入れ条件が整えば病院を退院することが可能な者」の数を基準としており、障害福祉サービスを受けない人も含まれています。

このことから、本町では入院中の精神障がい患者の地域生活への移行という観点に立ち、退院可能とされた患者（退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない人や 65 歳以上の高齢者で退院先が介護保険施設等である場合は除く。）の内、障害福祉サービスの基盤整備を進めることによりグループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場を得て、地域生活への移行することが可能となる者の数を目標数値とします。

目標値の設定

- ・平成 24 年度までに退院可能な精神障がい者のうち、グループホームやケアホームなどの居住の場を得たり、日中活動系サービスを利用しての自宅復帰するなどにより地域生活への移行が可能なるすべてが退院できることをめざします。
- ・平成 23 年度末における、退院可能精神障がい者の減少目標値を **2 人** とします。

③福祉施設利用者の一般就労への移行

基本的考え方

島根県では一般就労を推進するため、障害者就業・生活支援センターを松江・雲南・出雲・浜田・益田圏域に設置し、障害者就労支援センター（県単独事業）を大田・隠岐圏域に設置しています。平成21年度には、大田圏域においても障害者就業・生活支援センターの設置が予定されています。

本町では、これらの障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、障がい者が安心して、様々なステップにチャレンジができる環境をつくることにより、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、圏域内企業の一般就労の状況、障がい者のニーズを勘案して目標数値を設定します。

目標値の設定

- ・サービス提供事業所（施設等）から一般就労へ移行する者を前期計画策定時点の実績の **1 倍** とすることをめざします。
- ・平成23年度末までに、前期計画策定時現在の福祉施設利用者の **3.4割** が就労移行支援事業を利用することをめざします。
- ・就労継続支援事業利用者のうち、希望する人が就労継続支援事業 A 型（雇用型）を利用できる体制をめざします。

《障害福祉計画(数値目標)》

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値		備 考
現在の施設入所者数	50	人	※平成17年10月1日の全施設入所者数とする
【目標値】 地域生活移行者数	5	人	※現在の全入所者のうち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行した者の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	10	%	
【目標値】 削減見込	4	人	※平成23年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
	8	%	

注1) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。

注2) 現在の施設入所者数(平成17年10月1日)には、新規整備予定の施設入所者数は含まない。

2. 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数 値		備 考
現 在	11	人	※現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	2	人	※上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

注)退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は平成 14 年度)における精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」とする。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値		備 考
現在の年間 一般就労移行者数	2	人	※平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数県送付人数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	2	人	※平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	1	倍	

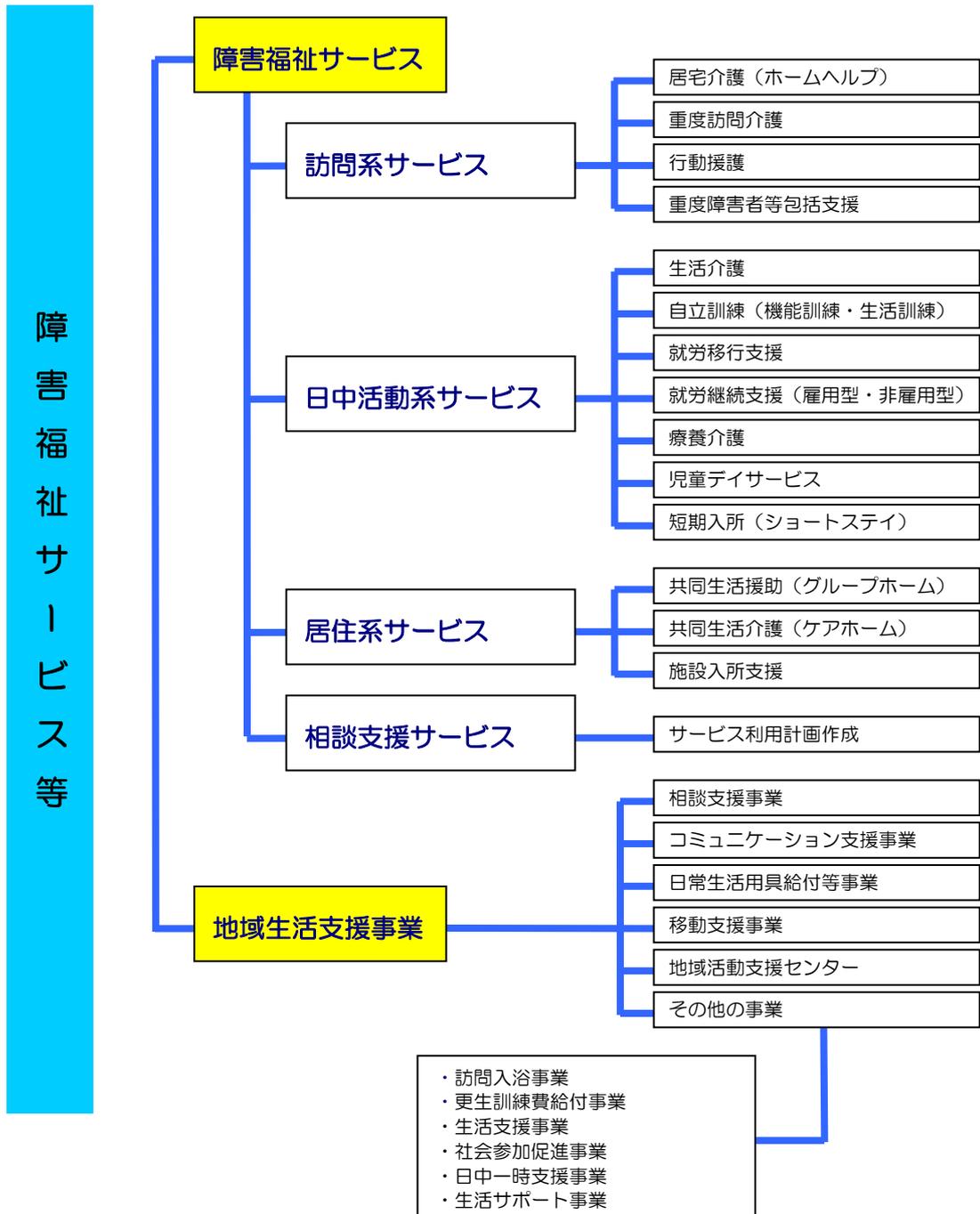
注)一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項目	数 値		備 考
現時点施設利用者数	88	人	※平成 17 年度における施設利用者数
【目標値】目標年度までの就 労移行支援事業利用者数	30	人	※平成 23 年度までの就労移行支援事業の利用人員見込数
	3.4	割	

(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保のための方策

①障害者福祉サービス等の体系、見込量及び実施に関する考え方

<障害者福祉サービス等の体系>



見込量

《新体系サービス見込量》

サービスの種類		単位	21年度	22年度	23年度	実施事業所
訪問系	居宅介護	人分 時間分	24 314	27 353	30 392	社協、ひまわり、瑞穂西居宅介護事業所
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	人分 人日分	41 871	48 1030	57 1190	社協、緑風園、くるみ邑美園、愛香園、いずみの里邑智園、島根療護園ほか
	自立訓練(機能訓練)	人分 人日分	0 0	0 0	0 0	
	自立訓練(生活訓練)	人分 人日分	7 87	8 109	9 131	はあもにいはうす、緑風園
	就労移行支援	人分 人日分	11 191	12 213	13 235	はあもにいはうす、愛香園
	就労継続支援(A型)	人分 人日分	0 0	0 0	0 0	
	就労継続支援(B型)	人分 人日分	37 667	38 689	39 711	はあもにいはうす、緑風園、愛香園、いずみの里、邑智園ほか
	療養介護	人分	1	1	1	松江病院
	児童デイサービス	人分 人日分	13 24	13 26	13 28	あゆっこ
	短期入所	人分 人日分	3 45	4 55	5 65	愛香園、緑風園、安養学園
居住系	共同生活援助	人分	22	23	25	ハートホーム、愛香園ホームサポート、緑風園ほか
	共同生活介護					
	施設入所支援	人分	38	45	46	愛香園、緑風園、くるみ邑美園、邑智園、島根療護園ほか
相談支援		人分	10	15	20	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園

《旧体系サービス見込量》

区 分		単位	17 年度	21 年度	22 年度	23 年度	実施事業所
日中活動系	旧入所サービス分 (※1)	人日分 (※4)	1100	181	44	0	島根療養園、ラポール宝生園、庄原もみじ園、山楽園、広島ひかり園
	旧通所サービス分 (※2)	人日分	836	0	0	0	
居住系	旧入所サービス分 (※3)	人分	50	8	2	0	島根療養園、ラポール宝生園、庄原もみじ園、山楽園、広島ひかり園

※1 日中活動系の旧入所サービス分とは、身体障害者療養施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設の各入所施設においておこなわれる日中活動系サービス相当分をいう

※2 日中活動系の旧通所サービス分とは、身体障害者療養施設(通所)・身体障害者更生施設(通所)・身体障害者授産施設(通所)・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・精神障害者生活訓練施設・小規模通所授産施設(身体・知的・精神)・福祉工場(身体・知的・精神)の各通所施設においておこなわれる日中活動系サービス相当分をいう

※3 居住系の旧入所サービス分とは、身体障害者療養施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・知的障害者通所寮・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設・精神障害者福祉ホーム(B型)の各入所施設等においておこなわれる居住系サービス相当分をいう

※4 「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」 なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出したい場合は、「月間利用人員」に、「日中活動系(旧入所サービス分・旧通所サービス分)」においては「22日」を乗じることで算出することが考えられる。

実施に関する考え方

1) 訪問系サービス

在宅の障がい者を対象とした居宅介護の量的、質的充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

就労移行支援などの推進により福祉施設から一般就労への移行を図ります

3) 居住系サービス

地域での居住の場としてグループホーム等の充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスの利用による、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

なお、新たに施設に入所できる障がい者は、グループホーム・ケアホーム等での生活が困難であり、施設入所が真に必要であると判断される人としてします。

4) 相談支援

障害福祉サービスの利用が見込まれる在宅の障がい者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な人に計画的な支援をするため、サービス利用計画を作成します。

②見込量確保のための方策

1) 訪問系サービス

障がい者の生活の実態を把握し、必要な人が必要なサービスが受けられるようサービス提供事業所（施設等）に対し、専門的人材の確保と質の向上を図るよう働きかけていきます。

また、必要な人にサービス情報が届くよう、情報の提供に努めます。

2) 日中活動系サービス

障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導を活用するとともに、邑南町地域自立支援協議会・公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・身体障害者相談員や知的障害者相談員等との連携を図り、就労に関する相談等の事業を進めます。

障がい者のニーズ及び適性・能力に応じた就労ができるよう、福祉的就労の場の確保を図り、障がい者の生活の安定と就労意欲を高めるため、施設等の機能強化とともに各施設・作業所等の製品や請負作業のPRを支援して製品の販路拡大に努めます。

3) 居住系サービス

働きながら自立生活を望む障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム・ケアホームの整備を働きかけるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

サービス利用計画作成を必要とする人に、指定相談支援事業所で適切に対応できる体制を整備します。

なお、本町には福祉施設が7か所、地域生活支援センターが1か所あり、入所302人、通所107人の利用があります。入所者のうち、本町出身者は45人で、残る257人は他市町村からの利用者です。通所者のうち、本町出身者は67人で、残る40人は他町村からの利用者です。

グループホーム・ケアホームについては、現在、53人が入居されていますが、平成23年度には77人分が必要となります。現在、各サービス提供事業所は、その必要量の確保に向け、県の補助制度などを活用しながら施設整備に取り組んでいます。

日中活動系の利用者は平成23年には332人と、平成18年時点に比べ495%増加すると見込まれています。その中で、就労継続支援B型の利用者が大幅に増加することとなり、それに伴う就労の場及び作業メニュー、指導体制の充実が求められています。

また、平成18年時点の施設入所者60人は、平成23年には25%減少することが目標とされていますが、現在の施設入所者は47人となっており既に22%減少しています。

これらの状況を踏まえ、新たな対策が望まれます。

邑南町施設別新体系サービス移行表(事業所移行計画書による)

年度	種別	年度別移行数						日中活動系定員数	左の内訳							左の内訳					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		療養介護	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	地域活動支援センター	居住支援系定員数	施設入所支援	ケアホーム又はグループホーム	福祉ホーム	宿泊型訓練
18	身体障害者小規模通所授産施設				○			19													
	知的障害者更生施設			○				0									106	90	16		
	知的障害者更生施設				○			0								70	70				
	知的障害者授産施設				○			15								65	50	15			
	精神障害者小規模通所授産施設	○						23				6	6	10	1						
	精神障害者地域生活支援センター	○						10							10						
	障害者グループホーム															91		91			
	知的障害児施設															30	30				
	救護施設															80	80				
	合計		2	0	1	3	0	0	67	0	0	0	6	6	0	10	11	442	320	122	0
23	いずみの里				○			12	12												
	緑風園			○				111	80		6			25		90	90				
	ケアホーム緑風園	○													23		23				
	くるみ邑美園				○			80	70					10		70	70				
	愛香園				○			67	30			12	25		40	40					
	愛香園ホームサポート	○													41		41				
	はあもにいはうす	○						39	6		6	7	20								
	精神障害者地域生活支援センター	○						23						23							
	ハートフルみずほ	○														13		13			
	ハートホーム	○																			
	知的障害児施設														10	10					
	くるみ学園														80	80					
	救護施設																				
さつきの園																					
合計		5	0	1	3	0	0	332	0	198	0	12	19	0	80	23	367	290	77	0	0

(5) 地域生活支援事業の実施に関する事項

①実施する事業の内容

1) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援を適切に実施していくため、「邑南町地域自立支援協議会」において、相談支援事業の運営評価、具体的な困難事例への対応方法、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源の開発、改善などについて協議します。

また、虐待の防止・早期発見に関し、「邑南町地域自立支援協議会」の活用を図るとともに、虐待に関する相談、通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な対応ができる体制整備を行います。

生活困窮障がい者で成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の一部を助成します。

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・ピアカウンセリング
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営

2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者や視覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣

3) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者を対象に、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図るため経済的な支援に努め、地域での生活を支えます。

4) 移動支援事業

外出に個別的支援が必要な場合に、介助員を派遣しマンツーマンでの支援を実施します。

5) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がい者の地域生活を支援します。

6) 上記のほか実施が必要な事業

訪問入浴事業、更生訓練費給付事業、生活支援事業、社会参加促進事業、日中一時支援事業、生活サポート事業を実施し、在宅サービスの充実に努めます。

- ・訪問入浴事業 訪問入浴介助
- ・更生訓練費給付事業 更生訓練費の支給
- ・生活支援事業 生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援

- ・社会参加促進事業 スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得
- ・日中一時支援事業 長期休暇中のサポート
- ・生活サポート事業 ホームヘルパーの派遣（生活支援・家事援助）

②各年度における事業の種類ごとの見込量及び実施に関する考え方

見込量

《市町村障害福祉計画〔地域生活支援事業〕見込量》

事業名	21年度		22年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数	
1 相談支援事業							
(1)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	3		3		3		
②地域自立支援協議会	有		有		有		
(2)市町村相談支援機能強化事業	無		無		無		
(3)住宅入居等支援事業	無		無		無		
(4)成年後見制度利用支援事業	有		有		有		
2 コミュニケーション支援事業		3		3		3	
3 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)							
(1)介護・訓練支援用具		1		1		1	特殊寝台等
(2)自立生活支援用具		2		2		2	入浴補助用具等
(3)在宅療養等支援用具		2		2		2	透析液加温器等
(4)情報・意思疎通支援用具		2		2		2	点字器等
(5)排泄管理支援用具		40		40		40	ストマ用装具等
(6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1	
4 移動支援事業 (「実利用見込み者数」上段は見込み者数、下段は延べ見込み時間数)		19 480		19 480		19 480	外出時の介護
5 地域活動支援センター	1	23	1	23	1	23	
6 訪問入浴事業	1	1	1	1	1	1	
7 更生訓練費給付事業	1	1	1	1	1	1	
8 生活支援事業	3	400	3	400	3	400	生活訓練等、本人活動支援、ボランティア活動支援
9 社会参加促進事業	2	200	2	200	2	200	スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得
10 日中一時支援事業	2	5	2	5	2	5	
11 生活サポート事業	1	1	1	1	1	1	

実施に関する考え方

相談支援事業を中心にサービスの充実を図ります。

町内にサービス提供事業所（施設等）がないメニューについては、可能な限り事業への参入を促すとともに、近隣のサービス提供事業所（施設等）の情報を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。施設サービスが充実していることが、本町の障害者福祉資源の特徴といえますが、町内の施設は平成 21 年に新体系へ移行することを予定しており、これに関連するサービスメニューについては特に、数的な不足が生じないように、関係施設をはじめサービス提供事業者との連絡調整や支援を行う必要があります。

③見込み量確保のための方策

1) 相談支援事業

現在相談支援事業はハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園に委託して実施しています。今後も邑南町地域自立支援協議会を核として事業所相互及び町との連絡体制を強化していきます。

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者情報センターやライトハウスライブラリー、関係市町等との連携を強化し、啓蒙・啓発を行い、必要なときに支援が受けられる体制整備を推進します。

また、手話奉仕員等の養成については、関係機関と連携し、ボランティア等の人材育成に努め、資格取得を目指す人を支援していきます。

3) 日常生活用具給付等事業

情報提供とニーズ把握に努めます。

4) 移動支援事業

現在、事業所は、ひまわり、浜田ふかふか、出雲市社会福祉協議会の 3 か所ありますが、利用する要件など制限があり気軽に利用できない状況です。今後とも町内の事業所に参入を促すなど、利用しやすい体制整備を推進します。

5) 地域活動支援センター

ハートフルみずほに委託し、1 か所で 10 人以上を対象に実施しています。障がい者の地域生活を支援するためにも実施場所の増加が必要です。町内の事業所へ参入を促します。

6) 上記のほか実施が必要な事業

- ・訪問入浴事業 訪問入浴介助を社会福祉協議会に委託して実施しています。
- ・更生訓練費給付事業 更生訓練費の支給
- ・生活支援事業 生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援をします。
- ・社会参加促進事業 スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得事業
- ・日中一時支援事業 長期休暇中のサポート
- ・生活サポート事業 ホームヘルパーの派遣（生活支援・家事援助）

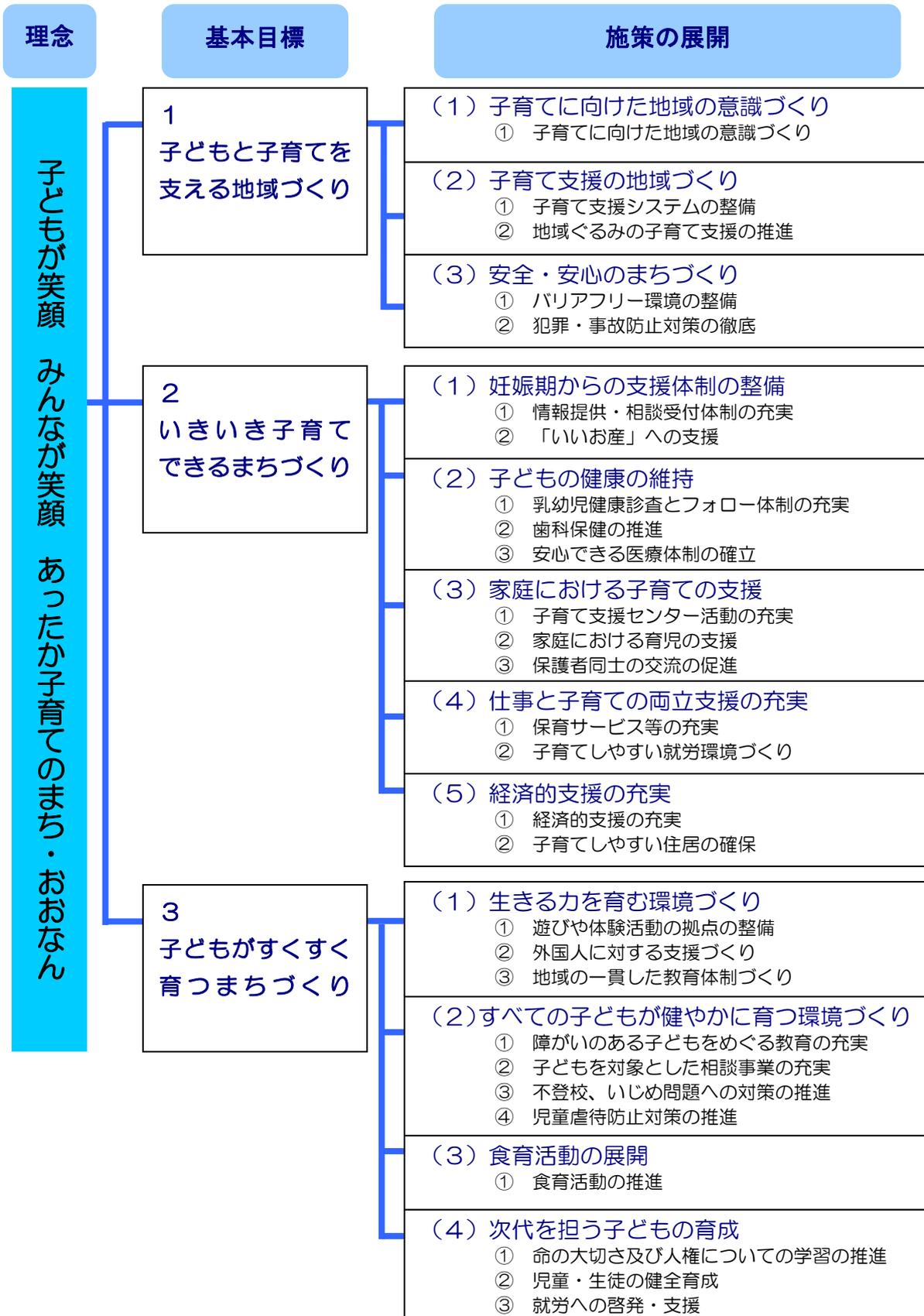
4 次世代育成支援行動計画

【後期計画】

平成 22 年度～平成 26 年度

島根県 邑南町

<施策の体系>



第4章 施策の展開

1 子どもと子育てを支える地域づくり

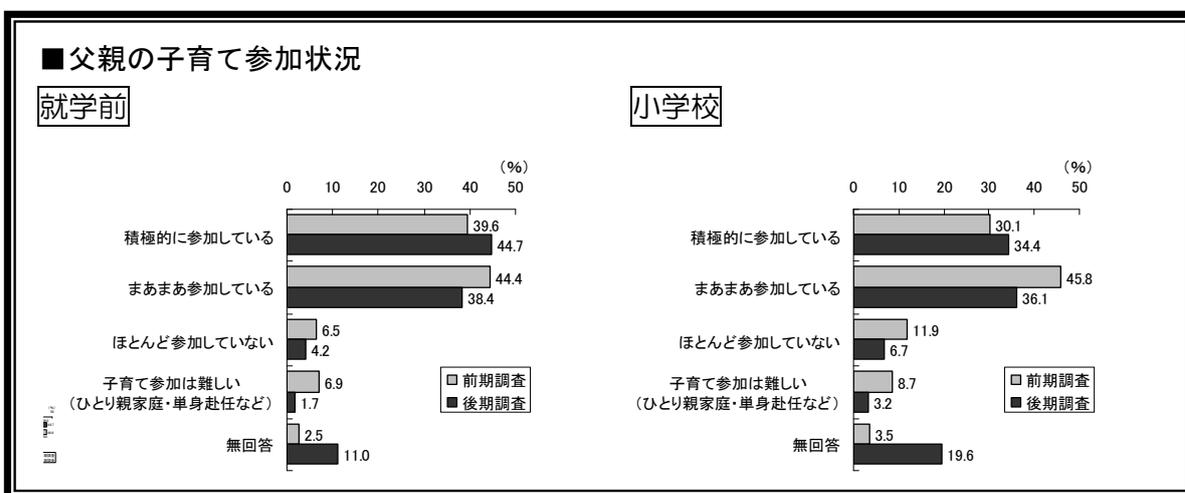
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

◆現状と課題◆

○周囲の人があたたかく迎えてくれることが、出産・育児において大きな安心要素になるといえ、次世代育成支援においてはまず、すべての住民が子どもを大切に、子育てを見守る意識をもつことが大切です。

○女性の社会参加は進みつつあり、男性の子育て参加率も徐々に高くなってきていますが、男女の固定的な役割分担意識の解消は十分とはいえず、女性へ過度の負担がかかる傾向があります。本町では、男女共同参画計画を策定し、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて事業を展開しており、町の広報や講演会等を開催し、啓発も行っています。今後も引き続き、事業を実施し、子育ては母親だけでなく、家族ぐるみで行う意識づけを行い、父親・母親がともに支えあい、子育ての喜びを共有できるよう、家庭のみならず地域全体に男女共同参画の理念が浸透していく必要があります。

○昭和56年の国際障害者年を契機に障がい者と健常者がともに地域で生活することをめざすといったノーマライゼーションの理念が普及しつつあります。今後、さらに地域社会で共生できるよう、障がい者を取り巻く周辺環境改善に努めます。



◆今後の方向◆

①子育てに向けた地域の意識づくり

項目	内容
子育て意識や男女共同参画意識の啓発	・引き続き町広報紙などの活用や講演会を行うほか、女性セミナーの開催、公民館での女性学級の開催などにより、子育て意識や男女共同参画意識の啓発を行います。 ・男女共同参画計画との連携と整合を図ります。
子どもの権利に関する啓発	・子どもの人権に関する学習会などを行い、子どもの権利を尊重する意識を育てていくとともに、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの理念について、町民に対する意識啓発を進めます。
障がいのある子どもや障がいへの理解促進	・町広報紙などの活用、「障がい者の日」や「障がい者週間」等の周知や交流事業の実施により、障がいのある人・子どもや障がいへの理解の促進を図ります。

(2) 子育て支援の地域づくり

◆現状と課題◆

○少子化や核家族化が進行している中で、身近なところに相談相手や子育て仲間が見つけにくい実態があり、子育てに対する不安を抱える保護者が増えています。こうした不安を軽減するため、町内では、民生委員・児童委員や青少年育成会議などの組織や、自主サークル、ボランティアなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。地域によっては、これら子育てに関わる団体や関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かしつつ、横のつながりを強化していくため、ネットワーク協議会を立ち上げているところもあります。今後も引き続き、これらをベースに、地域で子育てに関わるものを中心として、親と子の育ちをサポートしていきけるような取り組みや連携が必要です。

また、子育てサロンやサークルの形成を促進するなど、さらに定期的に親同士の交流を深めることのできる体制づくりが求められます。特に、ひとり親家庭、子どもの養育が困難な家庭や、育児不安による孤独な子育てをサポートし、昔ながらの子育てのよい部分を伝承していくことが大切です。

○一番身近な生活の場である地域において、保護者の不安や負担感が軽減され、子どもが安心して過ごせるよう、アドバイスや手助けを気軽に行う人が増えることが期待されます。地域における子育て力を活用し、交流の場づくりを進めるとともに、関係機関等と連携しながら子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①子育て支援システムの整備

項目	内容
子育て支援システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育てに関わる団体・機関により、子育て支援ネットワークを築き、現状や課題の共有と連携を図ります。 ・ネットワークの構成員は、定期的に子ども・子育てに関する現況の把握と対策の検討・実施のために協議します。また、この計画の進捗状況について確認・検討します。 ・子育て支援ネットワーク協議会を開催することにより、子育てに関する関係機関等との情報の共有及び横断的な取り組みに努めます。

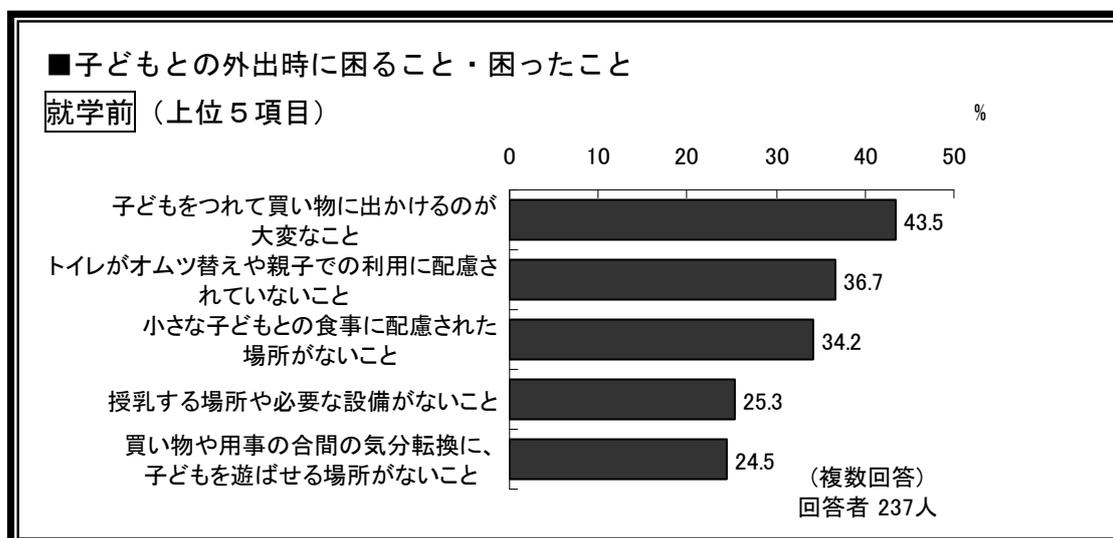
②地域ぐるみの子育て支援の推進

項目	内容
民生委員・児童委員の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ、子育てサロン等を通して親子に関わり、子どもや子育て家庭と地域のパイプ役になり、直接の手助けともなるよう活動を推進します。
【新規】 地域ぐるみの子育て支援人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成邑南町民会議をはじめとして、各グループの子育て支援の実践をもとに評価し、今後の子育てサポーター養成の広がりにつなげていきます。 ・子育てサークルやその経験者、公民館指導者などに、子育てを精神的に支える「子育てサポーター」の役割を委嘱し、保護者の身近な相談相手として養成します。 ・子育て講座等と連携し、子育てサポーター養成の講座（講演会）を開催します。 ・ファミリーサポートセンターに準じた相互援助事業の実施を検討します。
子ども育成会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成会のニーズに応じた研修会の開催や学習機会についての情報提供、各種イベントでの交流の促進を図ります。

(3) 安全・安心のまちづくり

◆現状と課題◆

- 子どもとの外出時に困ることとして、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「授乳する場所や必要な設備がないこと」などが上位意見として挙げられており、子どもづれに優しい設備等の普及が求められています。
- 近年、子どもたちが巻き込まれる凶悪な犯罪が増えており、子どもや保護者が安心して外出できるよう防犯体制の充実が望まれます。本町では、邑南町子ども安全センターにおいて青色防犯パトロールによる巡回を実施しています。また、保育所・小中学校においては、緊急通報装置を設置しており、防犯体制の充実に努めています。
- 交通事故や犯罪、災害から子どもを守るために、警察署や消防署等関係機関との連携のもと、小中学校ごとに防犯教室や交通安全教室、消防避難訓練、救命救急講習、地震訓練を実施しており、子どもたちの防犯意識、交通安全意識の醸成を図っています。今後も引き続き防犯・交通安全教育の充実や意識の醸成を図っていく必要があります。
- 心肺停止等緊急時の備えとして、すべての保育所、児童クラブ設置場所、小中学校及び公民館に AED を設置しています。



◆今後の方向◆

①バリアフリー環境の整備

項目	内容
バリアフリー環境の整備	・公共施設において、トイレにベビーシート・ベビーチェア・フィッティングボードを設置するなどバリアフリー化を進めます。
バリアフリー状況の調査と周知	・町内の施設のバリアフリー状況を調査し、今後の整備に活かすとともに、情報をまとめた子育てマップを作成し、配布することを検討します。

②犯罪・事故防止対策の徹底

項目	内容
地域の協力による防犯対策の強化	・子ども110番の家の設置を継続するとともに、子ども安全センターの活動として青色防犯パトロールなどによる見守り活動の推進を図ります。
保育施設・学校等の安全対策の強化	・保育や学校施設などの子どもに関連する施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を進めます。 ・AEDの使用方法等を周知し、緊急時対策に努めます。
防災・交通安全対策の充実	・道路や施設の危険か所の改善を関係機関と協力しながら進めます。
安全教育の充実	・子ども自身が防犯・防災意識や交通安全への意識をもち、自分の身を守ることができるよう、安全教育の充実を図ります。
児童生徒の安全対策の充実	・邑南町子ども安全センター連絡会議により、子どもの安全を確保する対策の方針、計画の立案を行い、本部・支部それぞれ役割を分担し、子どもの安全確保のための活動を進めます。

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

◆現状と課題◆

○近年、若年でのおめでた婚や夫婦別居、未就学など生活基盤や生活力が安定していない背景の妊婦が多くなっています。安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つ環境づくりのため、妊娠・出産・乳幼児期からの健康教育や保健指導、相談体制の充実引き続き取り組んでいく必要があります。

○平成 20 年度から邑智病院産婦人科が再開し、徐々に町内での出産割合が増えています。妊娠・出産の経過に満足することはその後の子育てによい影響を与えることから、すべての妊婦が「いいお産だった」と感じられる環境づくりが大切です。本町では、妊婦と家族が安心して出産を迎えることができるよう、次のような事業を行っています。

■妊婦を対象とした支援事業

事業名	実施概要
母子健康手帳交付時の相談、指導	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 妊婦 ●内容 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（妊娠中の健康管理、公費負担制度、妊娠中・出産後の女性労働者に対する男女雇用機会均等法等に基づく各種措置などについて） ・妊婦の状況把握 ・保健師の相談受付の紹介 ・制度の紹介（妊娠健診 16 回助成、妊婦歯科検診助成、新生児聴覚検査全額助成）
妊婦一般健康診査受診票の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 妊婦 ●内容 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康管理の徹底を目的に、妊婦健診を 16 回助成。あわせて子宮頸部がん検診、歯科検診を全額助成。 ・診療情報提供のあった妊婦に対して訪問でフォローを行う。
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ハイリスク妊婦、妊産婦、新生児、各健診未受診者、要指導者
ハイリスク妊婦保健指導連絡事業	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ハイリスク妊婦 ●内容 <ul style="list-style-type: none"> 連絡票をもとにハイリスク妊婦の家庭訪問を行い、医療機関との情報交換を行う。
両親学級	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 妊婦とその夫 ●内容 <ul style="list-style-type: none"> 正しい情報の提供と仲間づくりのために開催

- 安心して安全な満足できる「いいお産」を行うことは、母子の健康にとって大変重要なことです。「いいお産」を行うには、父親をはじめ家族の協力を得て出産を迎えるなどの環境整備とともに、父親や家族が妊娠・出産や子育てについて意識を高められるような機会の提供が必要です。
- 現在行っている両親学級には初妊婦の約 2 割の方が参加されていますが、妊婦同士の仲間は、妊娠中の不安を和らげ、その後の出産・子育て期においてもよい仲間となることが多いため、妊婦同士の交流を促進することが大切です。
- 母性健康管理指導事項連絡カードについては、活用方法の認知度が低く、職場の状況からも利用しにくいといった意見もでており、今後も活用しやすいように説明していく必要があります。
- ハイリスク妊婦については、保健所の協力のもと、県内の医療機関との連携体制が整備されつつありますが、県外の医療機関で妊婦健診を受診した妊婦については、情報が入りにくく、即時対応ができていない状況となっています。また、近年、低出生体重児や周産期のトラブルが多くなっており、医療機関や保健所との連携をより一層図る必要があります。
- 不妊治療についての相談は少ない状況ですが、現代夫婦の約 10～15%が不妊であるといわれており、情報提供に努める必要があります。
- 家庭訪問事業では、出生後できるだけ早期に全戸訪問し、保護者の相談への対応や情報提供を行い育児不安の軽減に努めています。また、訪問を行うことにより、相談窓口がより明確になり、その後の育児不安等の支援機能が円滑になっています。
- 健康長寿おおなん推進会議のたばこ部会を通じて、地域への啓発活動の検討や実態把握を行っています。今後は、10 歳代や妊婦の喫煙の実態を把握し、10 歳代の喫煙経験の予防、家庭内分煙、地域の分煙対策を検討する必要があります。

◆今後の方向◆

①情報提供・相談受付体制の充実

項目	内容
相談受付体制の充実 (コーディネート機能の整備)	・子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、役場・各支所・子育て支援センター・教育機関などのそれぞれに窓口を配置し、各課の連携を密にし、充実した相談受付ができるようにします。
情報提供の充実	・各窓口における情報提供のほか、町広報紙や無線放送、ホームページにおいて、子育て支援の情報を充実させ総合的に提供します。 ・携帯サイト (QR コード) における情報の提供を検討し、対象者が利用しやすいようにします。 ・「知っておきたいこの制度」を作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供します。

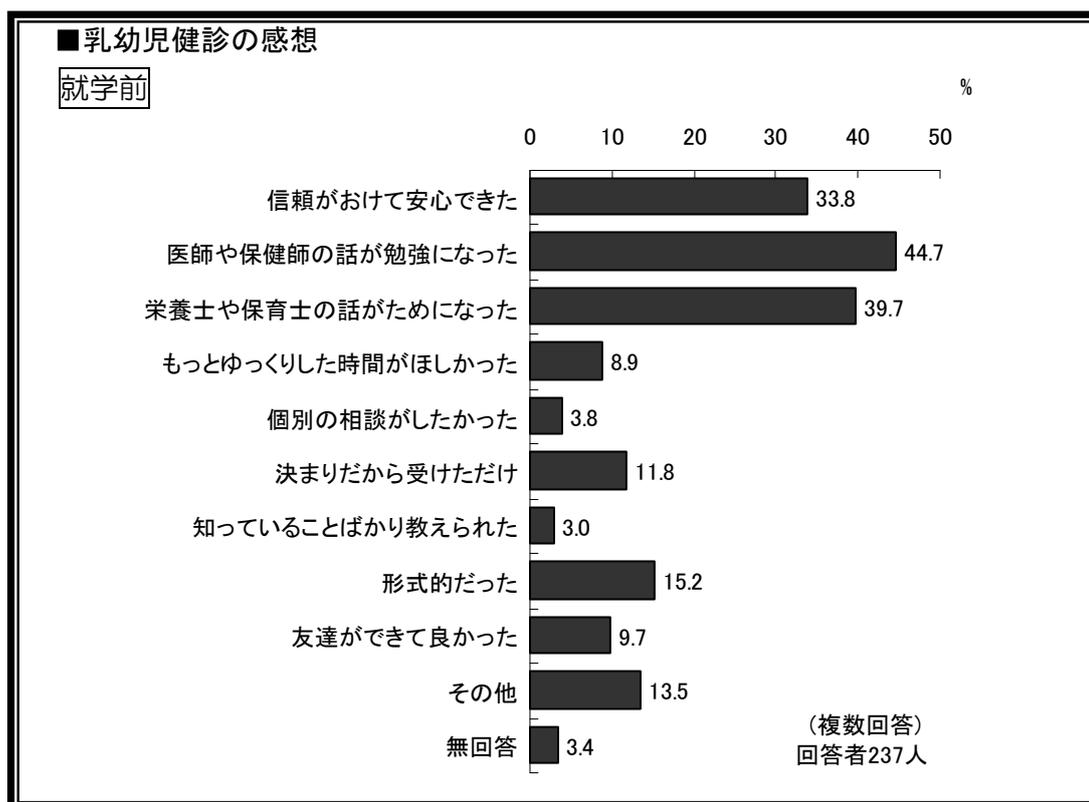
②「いいお産」への支援

項目	内容
就労している妊婦への健康維持に向けた指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に就労している人に、母性健康管理指導事項連絡カードや育児と就労に関する各種制度について説明し、活用できるよう努めます。
ハイリスク妊婦等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の協力を得て県外の施設も含む医療機関との連携について体制を整備し、地域でフォローをしていく必要のある妊婦への支援を充実していきます。
両親学級の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とその夫を対象とした両親学級を夜間、休日開催し、正しい情報の提供、仲間づくりを行い、家族が妊娠、出産、子育ての意識を高める機会を提供します。
不妊治療に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページにより県の不妊専門相談センターや不妊治療支援事業など不妊治療に関する情報の提供を図ります。その他、近隣の相談できる機関についての情報提供に努めます。 ・不妊治療助成に関する県内の情報収集を行うとともに、町単独助成についても検討します。
喫煙防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児等のリスク予防として、10歳代や妊婦の喫煙防止対策を行います。また、健康被害を予防するため、家庭内喫煙者の分煙、地域での分煙対策を進めます。 ・両親学級で妊婦へのたばこの害について情報提供を行います。 ・喫煙の実態把握後、学校、家庭、地域における取り組みを検討し、各機関、地域の組織、町民が役割分担をして喫煙防止に取り組みます。
乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師が訪問し、育児不安の軽減に努めます。

(2) 子どもの健康の維持

◆現状と課題◆

- 健やかに子どもを生き育て、子どもの健康を保持・増進し、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。本町では、疾病・障がいの発生予防・早期発見・早期療育を確実にを行うため、各種の健康診査を行っています。今後とも、健康診査の精度を上げ、一人ひとりに応じた支援がさらに充実することが課題となっています。また関係機関が連携し、必要な支援が必要な時期に提供できるような支援体制や、生涯にわたって支援が継続できるよう関係機関のネットワークづくりが必要です。
- ニーズ調査による乳幼児健診の感想では、「医師や保健師の話が勉強になった」「栄養士や保育師の話がためになった」などが多く挙げられており、健診を受けた方の満足度の高さが見られます。



- 4歳児健康診査は、他の健康診査に比べ受診率が1割程度低い状況です。未受診者の把握を保育所と連携して行い、受診率を向上させていく必要があります。
- 発達クリニックでは、就学に向けて支援が必要な子どもに対し、専門医による診察や相談を実施していますが、今後も事業を継続していくためには、西部島根医療福祉センター等専門医の確保が課題です。
- 邑智病院小児科では、診療時間を拡大し、診療に来られた保護者のニーズに対応しています。また、平成21年度より地域と連携して乳児健診など母子保健に取り組んでいます。今後は地域により密着した医療体制の確保を図るため、邑智病院を核とし、医療的なケアが必要な子どもたちが安心して生活できるための医療体制を充実させていく必要があります。

◆今後の方向◆

①乳幼児健康診査とフォロー体制の充実

項目	内容
4歳児健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の専門医による軽度発達障がい等の早期発見の場として、4歳児健康診査を実施します。健診結果に基づき、就学までの個別フォローの徹底、就学に向けての支援を行います。 ・就学に向けての支援が必要な場合は、特別支援体制事業の中で関係機関と連携し支援を行います。
健康診査後のフォローの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設、通級指導教室、児童相談所、保健所、医療機関などとの連携を強化し、児童や家庭の支援に努めます。 ・経過観察の必要な子どもへの診察・相談の場として発達クリニックを実施します。
発達クリニックの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に向けて、あるいは支援の必要な子どもに対して、専門医による診察や相談を保育施設、学校と連携し行います。 ・西部島根医療福祉センターや地域の医療機関の協力のもと継続して実施していきます。

②歯科保健の推進

項目	内容
フッ化物の利用・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全町の保育施設・小学校・中学校でフッ素洗口にあわせ予防教育を充実します。
保育施設・小中学校 歯科教室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設・学校と連携し、歯科保健に対する意識の啓発、予防教育を充実します。

③安心できる医療体制の確立

項目	内容
かかりつけ医の確保の推進	・子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たすかかりつけ医を各家庭で確保するよう、情報の提供や啓発に努めます。
医療体制の充実	・公立邑智病院を核とした、地域に密着した医療体制の確保や救急医療体制の拡充を支援します。また、民間の医療機関や診療所の機能が効果的に発揮されるよう体制づくりに努めます。

(3) 家庭における子育ての支援

◆現状と課題◆

○子育て家庭においては、心理的・肉体的な不安感や負担感、経済的な負担感を強く感じており、特に保育所や幼稚園に通わず在宅で子育てをしている家庭においては、男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、また、社会から疎外感を感じる人が多いといわれています。本町では、保護者の育児を支援する中心的な機関として、子育て支援センターを2か所に設けているほか、様々な教室の開催を通して、子育てに関する知識の提供や保護者同士の交流を図っています。子育てが本来もつ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう家庭、地域、行政等が一体となって、子育ての交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。

■子育て支援センターの設置状況

センター名	概要		
子育て支援センター (東光保育園内)	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦 ●事業内容 電話相談・面接相談・羽須美、瑞穂地域保育所（園）での巡回相談・乳幼児健診での育児相談・羽須美、瑞穂地域での子育てサロンの開催・子育て交流会の開催（毎月1回）・子育てサークルの支援育成・子育て情報の提供 		
	実績利用者数 (のべ)	平成19年度 1,084人	平成20年度 1,336人

センター名	概要		
石見子育て支援センター (東保育所内)	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦 ●事業内容 電話相談・面接相談、石見地域保育所での巡回相談・乳幼児検診での育児相談・子育てサロンの開催・子育て交流会の開催（年2回）・子育て教室の開催（毎月3回）・子育てサークルの支援育成・子育て情報の提供 		
	実績利用者数 (のべ)	平成19年度	平成20年度
		3,230人	2,410人

《参考》社会福祉協議会による地域子育てサロン事業の実施状況

- ・地区単位に1か月1～2回、その地域のボランティアグループが中心となって開催。
- ・地域のサロンを通じて、親たちの子育てへの不安感・負担感の緩和を図る。情報交換・いこいの場となっている。

対象地区	開催場所	開催回数	実践者
羽須美	阿須那保育所 または口羽保育所	月1回（第4水曜日）	子育て支援ボランティア 「ねむの木」
瑞穂	元気館	月1回（第1土曜日）	子育て支援ボランティア 「ドレミファクラブ」
石見	矢上公民館他	月1～2回	子育て支援ボランティア 「こぐまクラブ」

■子育て支援事業の開催状況

事業名	実施地域	実施概要
乳児相談	全町	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 乳児と保護者 ●内容 身体計測、発育・発達相談、育児相談、栄養相談
離乳食教室	全町	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 保護者 ●内容 調理実習を行い、離乳食について指導する。あわせて食生活に対する保護者の関心を高める。
保育所教室	全町	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 保育所（園）児、保護者 ●内容 保育所と連携し、食・歯科をテーマに教室を開催し、子どもの身体と心の健康づくりを支援する。
子育て講座	全町	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 主に保育所年少～年長児の保護者 ●内容 年8回開催、具体的な子育てスキルを提供し、ワークショップを通して子どもへの関わり方を学ぶ。

- 保護者が家庭における子育ての時間を十分に確保できるよう、その重要性を職場や地域の住民を含むすべての人々があらためて認識することが大切です。
- 子育て中の親にとって、子育ての仲間は、共通の悩みを相談しあったり、助けあったりできる心強い存在です。近所に同じ年頃の子どもがいる家庭が少なく、仲間も自然にはできにくい状況もあることから、交流の場を設けることが重要です。
- 育児不安・負担を軽減するため、子育て講座を実施しており、参加者からは子育て不安が軽減した、笑顔が増えた等の感想が多く聞かれました。また、託児スタッフの協力体制もあり、安心して受講できると好評を得ています。子育て不安やストレスをもった保護者は多いので、それらの不安やストレスを解消するとともに、子どもの立場になって考える機会として今後も引き続き実施していく必要があります。
- 乳幼児期は、家庭生活を中心として、徐々に地域とのつながりを広げながら、一人ひとりの基本的な生活習慣や人格形成の基礎づくりをする大切な時期です。心豊かで健やかに育っていくためには、親子のふれあいにより家族の愛情に支えられることが大切です。
- ブックスタート事業は親と子が心とことばを合わせコミュニケーションを図り、そのかけがえのないひとときを、絵本を介してもっていただくことを応援する事業です。アンケート調査結果から絵本を受け取ることにより、絵本を介した時間をもつようになった方が90%以上となっており、引き続き事業を実施し、読書を親子のコミュニケーションを図る手段として活用していく必要があります。また、地域では親子のふれあいの機会として様々な事業を展開しています。絵本の読み聞かせや親子がそろって参加できる地域のふれあい活動を促進し、親と子どもがしっかり向きあい、家庭の絆を深めるための支援が必要です。

◆今後の方向◆

①子育て支援センター活動の充実

項目	内容
子育て支援センター事業の充実	・在宅親子を対象とした保育所体験特別事業に取り組み、各支援センターが管内の保育所と連携してのサロンの開催、保健課、社会福祉協議会と連携して子育て支援を充実していきます。
地域子育てサロンの開催支援	・社会福祉協議会と連携し、ボランティアなどによる地域子育てサロンの開催を支援します。

項目	内容
子育て講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂・石見両地域の子育て支援センターと町内保育施設の合同主催で、子育て講座を開催します。 ・育児不安・負担を軽減するため、親子のよりよいコミュニケーション技術の提供と仲間づくりを目的とし、子育て講座（子育て楽笑講座）を実施していきます。
育児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・育児教室や乳幼児健診時に実施する育児相談を推進します。また、これをきっかけとし、子育て支援センターの利用を促進します。

②家庭における育児の支援

項目	内容
乳児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・発育・発達、離乳食などについての相談を行うとともに、子育てについての情報も提供します。
訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の訪問による相談・指導を、「こんにちは赤ちゃん事業」とあわせて全家庭対象に実施します。
保育所教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加でき、しつけや生活習慣、食事などについて、学習できる場を提供します。
ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のコミュニケーションを促すとともに、生涯を通じた読書習慣を身につけるための第1歩として、乳幼児健診時に受診者へボランティアや図書館司書により絵本の紹介と読み聞かせを行います。読書を通じて子育て教育の支援を行うとともに、幼児期の読み語りだけに留まらず、継続した親子読書へつながるように働きかけます。 ・4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。 ・ボランティア、学校司書と連携を図り、本のリストの作成や講演会の開催を進めていきます。
家庭における事故防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策・救急救命方法について、健診・訪問等の機会を利用して情報提供を行います。

項目	内容
家庭教育の充実に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における子育ての大切さについて再認識を図り、保育施設・学校・地域・家庭で一貫した子育てができるよう、誰もが参加できる家庭学習についての学習の機会を設け、意識啓発や具体的な関わり方の研修を行います。また、インターネット等を利用し情報提供を行っていきます。 ・家庭教育学級・講座や小中学校 PTA との共催による講演会・学習会を開催します。 ・町民大学の1講を、子育てをテーマに開催します。また、PTA や保護者会等の研修会と連携し、参加者を増やすとともに、参加しやすいように託児室を設けます。

③保護者同士の交流の促進

項目	内容
保護者同士の子育てサークルの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士の子育てサークル活動を支援するため、健康センター及び子育て支援センターを拠点に、場所や情報の提供を積極的に行います。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

◆現状と課題◆

○仕事と子育ての両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度や多様な働き方の普及・啓発を進めていく必要があります。一方では、こうした法的な整備は進んだものの仕事を優先する慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気があり、仕事と子育ての両立に向けての努力が町民・事業者に求められます。今後は、男女とも子育てに参加できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、特に、父親の育児への参加は単に母親の育児負担を軽減するというだけではなく、子どもの成長にとっても大きな意義があります。また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続けられ、職場への復帰ができるよう配慮が必要です。

○本町では仕事と家庭の両立を希望する方が多い傾向にあり、就学前では母親の7割以上、小学校では母親の8割以上が就労しています。また、仕事と子育ての両立で大変なことについては、「肉体的・精神的疲労が大きい」「子どもと接する時間が少ない」などが多く挙げられています。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるよう、本町における保育サービスを引き続き実施するとともに、多様化するニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

〈保育施設の状況〉

施設名	公・私	定員	開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
口羽保育所	公	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
阿須那保育所	公	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
東光保育園	私	60	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 一時預かり保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
出羽保育園	私	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
高原保育園	私	30	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45

施設名	公・私	定員	開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
市木保育園	私	20	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
東保育所	公	90	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45
いわみ西 保育所	公	120	開所時間 7:15~18:15	0歳から	延長保育〈月~金曜日〉 18:16~19:30 障がい児保育 病後児保育 一時預かり保育
日貴保育所	公	20	開所時間 7:15~18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月~金曜日〉 18:16~18:45

○子どもの看病のためなどで休暇を取ることが難しいと感じている就労者も多く、子育てをしながら就労することのできる体制づくりや意識の啓発をする必要があります。

○一般的に、出産・育児のために仕事をいったん辞めたあとの再就職は困難な傾向にあり、女性が出産をためらう要因の一つといわれています。本町においても就労していない母親のうち、就学前では9割、小学校では8割弱の方が、就労希望があるとなっています。今後とも、女性が希望する就労形態で再就職することがかなうよう支援が必要です。

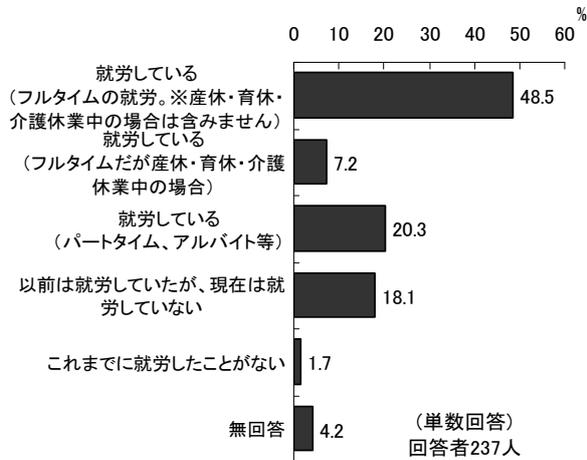
○企業に対して取り組んでほしい制度や支援策については、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度）」が挙げられています。仕事と子育てを両立させるには、企業側の協力が不可欠であり、ワーク・ライフ・バランスについて理解を求め促進していく必要があります。

〈放課後児童クラブ（学童保育）の状況〉

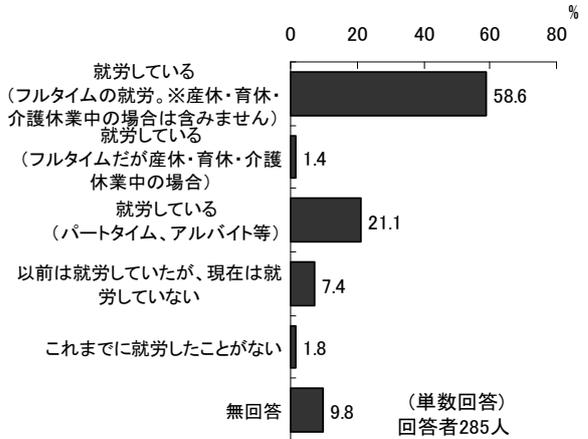
施設名	定員
阿須那放課後児童クラブ	9
みずほ放課後児童クラブ	15
いちぎ放課後児童クラブ	5
たかはら放課後児童クラブ	15
矢上地区児童クラブ	30
石見東児童クラブ	30
日貴児童クラブ	20
〇羽児童クラブ	10

■母親の就労状況

就学前

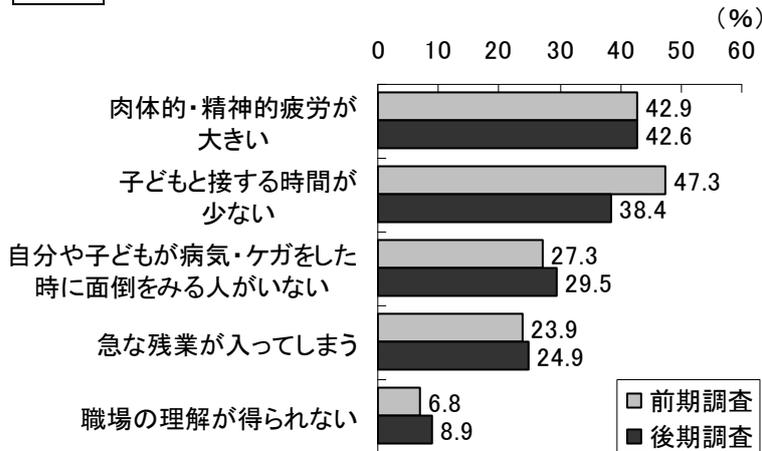


小学校

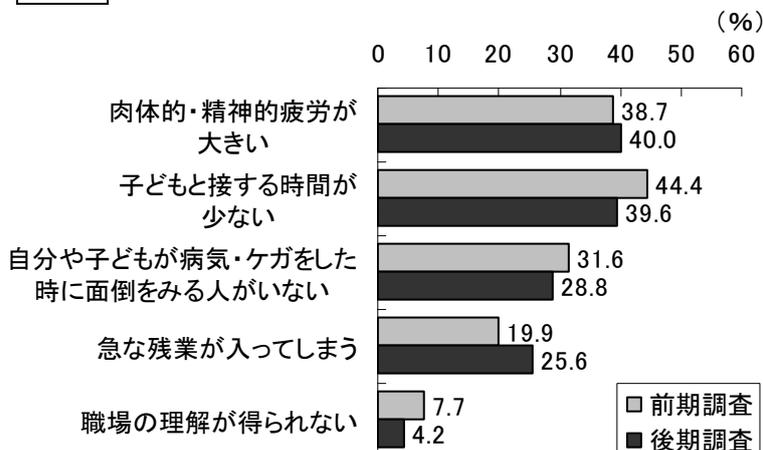


■仕事と子育ての両立で大変なこと

就学前 (後期調査 上位5項目)

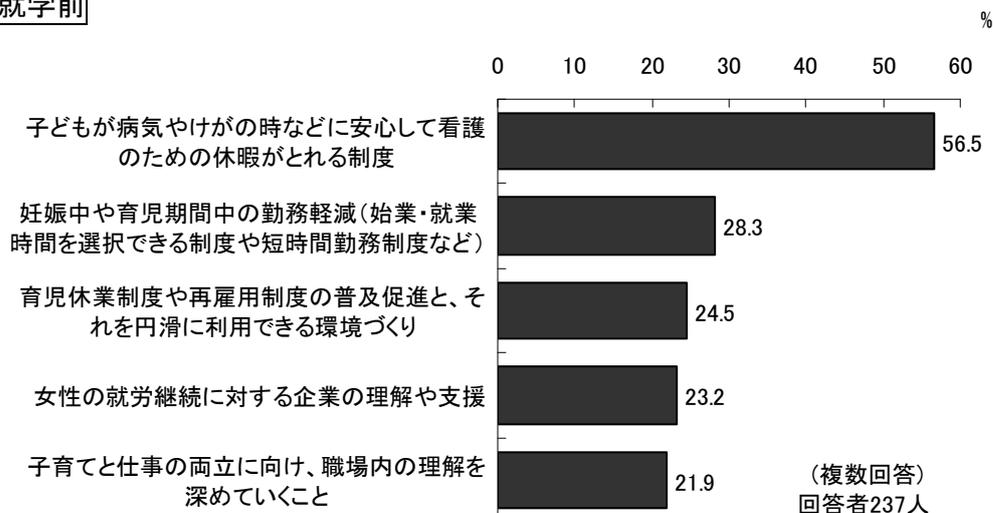


小学校 (後期調査 上位5項目)



■仕事と子育ての両立支援を図るため、企業に取り組んでほしいと思うこと

就学前



◆今後の方向◆

①保育サービス等の充実

項目	内容
保育施設における多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳児の受け入れの拡大を進めます。 ・全保育施設における延長保育を引き続き実施します。 ・一時預かり保育を引き続き実施します。 ・病児・病後児保育を引き続き推進します。 ・土曜日の保育を引き続き推進します。 ・休日保育を実施するよう検討します。 ・保育施設における障がい児保育を引き続き推進し、発達障がい児についても保育内容の充実を図ります。 ・多様な保育サービスに対応できる人材の確保に努めます。
保育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流活動や地域交流活動、食育活動を推進します。 ・各保育施設ごとに地域の特色を活かした事業を行うとともに、保育施設同士の交流事業を実施します。 ・保育施設と保護者との関係づくりを積極的に進めます。 ・研修などを通じ、保育士の資質の向上・カリキュラムの工夫に努めます。
保育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質を確保するため、必要に応じて保育施設の整備を進めます。

項目	内容
在宅児を含めた預かり支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業を2か所で引き続き実施します。 ・病児保育を邑智病院で引き続き実施します。 ・病児・病後児保育の拡充について検討します。
放課後児童クラブ等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じて実施か所を9か所に拡大します。 ・学区外の学校に通う障がいのある子どもについて、受け入れを進めていきます。

②子育てしやすい就労環境づくり

項目	内容
関係法制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等関係法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。
事業主行動計画策定の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定の義務がない常時雇用する労働者が100人以下である企業にも、次世代育成支援対策行動計画の策定を呼びかけていきます。
労働時間の短縮・柔軟化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について企業へ働きかけていきます。
再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労相談員を設置し、再就職に向けた情報の提供や就労相談会を行っていくとともに、スキルアップ教室などの開催を検討します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

(5) 経済的支援の充実

◆現状と課題◆

- 子どもを生みたいと思っても生めない背景には、子どもを生み育てることに対する様々な負担感があります。経済状況が厳しい中、出産、育児、教育、医療等、子育てにかかる費用が家計を圧迫するなど、経済的な負担が少子化の一因ともいわれています。ニーズ調査においても、「保育所にかかる費用負担を軽減してほしい」「児童手当を増額してほしい」など経済的負担感の軽減を望む声が多くなっています。本町においても、経済的支援を行っており、今後も引き続き適切な支援を行っていくとともに、制度の周知を図ることが必要です。
- 本町では平成 20 年度から全国に先駆けてすべての妊婦健診が対象となるように助成を拡大しました。また、平成 21 年度より新生児聴覚検査や乳幼児の医療費についても全額助成を行う等経済的支援を充実させており、今後も引き続き実施していきます。
- 子どもを安心して産み育てるために、子どもをもつ家庭が子育てしやすい生活空間や子育てに適した住居を確保できるよう配慮することが期待されています。

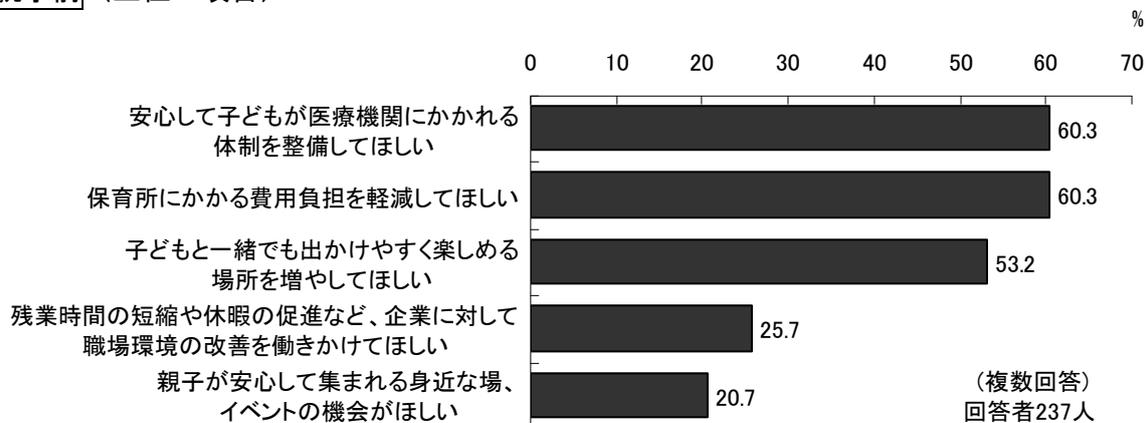
■経済的支援の状況

事業名	実施概要
【助成拡大】 妊婦一般健康診査受診票の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 妊婦受診票 妊婦一人につき 16 回。(うち 1 回は子宮頸がん検診を含む) 妊婦歯科検診受診票 妊婦一人につき 1 回。 乳児健診受診票 乳児一人につき 2 回。 ※妊婦・乳児とも精密検査が必要と診断された場合、町が費用を負担。
【新規】 新生児聴覚検査受診票の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 新生児一人につき 1 回。(全額助成) ※県の事業と連携し、検査・支援のための体制整備を行う。
【助成拡大】 乳幼児等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 乳幼児 ●内容 乳幼児等医療費受給資格証を発行し、県の制度に上乗せし、医療費の自己負担分を全額助成する。
チャイルドシートの貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 0 歳から就学前までの乳幼児
妊産婦、乳幼児に対する医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 妊娠高血圧性症候群患者、未熟児、障がいのある子ども ●内容 妊娠高血圧性症候群対策、未熟児に対する養育医療、障がいのある子どもに対する育成医療を行う。

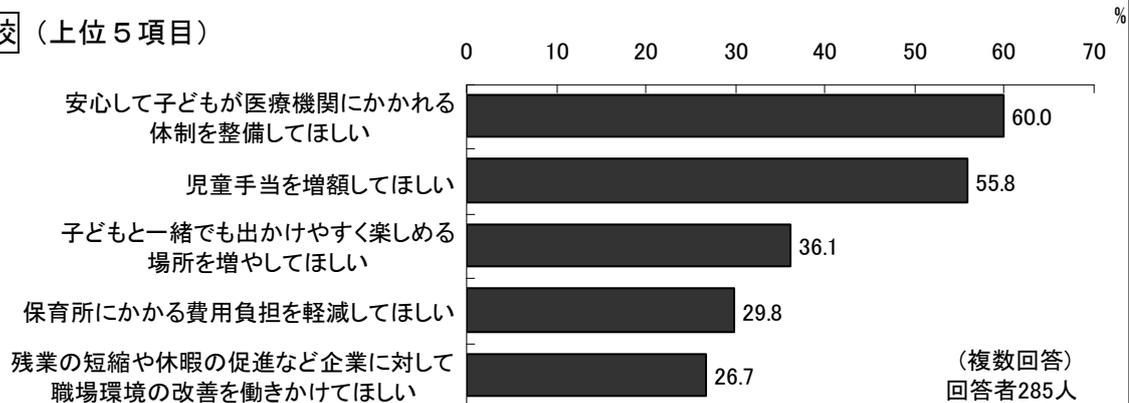
事業名	実施概要
保育料の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 第3子以降、3歳以上半額 3歳未満（第2階層～第7階層）3分の1 3歳以上（第8階層～第16階層）半額 3人同時入所の3人目無料
母子家庭等入学就職支度金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 母子家庭などの児童が入学または就職するときに、支度金を支給する。
遺児育成特別手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 遺児を養育している者に対し、手当を支給する。
スクールバスの料金割引	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 邑南町立小中学校、県立石見養護学校に通う児童・生徒のスクールバス通学利用料金を無料とする。
義務教育通学費の月額助成	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 <ul style="list-style-type: none"> ・学校長が認定する民間バス利用通学者に対し、民間バス利用料金の全額を助成する。 ・徒歩・自転車で通学する距離が4キロメートル以上の児童は3キロメートルを、6キロメートル以上の生徒は5キロメートルをそれぞれ控除した距離に対する通学費助成金を支給する。
児童生徒就学援助費	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒 ●内容 給食費、学用品費、新入学用品、修学旅行費、特定の医療費の補助
特別支援教育就学奨励費	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒 ●内容 給食費、学用品費、新入学用品、修学旅行費、特定の医療費の補助
奨学金制度	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 邑南町に居住している人の子どもで、高校、大学、短大、専門学校等に在籍している学生

■ 充実を求める子育て支援施策

就学前（上位5項目）



小学校（上位5項目）



◆ 今後の方向 ◆

① 経済的支援の充実

項目	内容
健康診査受診票の交付	・妊婦健診・乳児健診等の受診票の交付を継続するとともに、100%利用されるよう呼びかけを行います。
乳幼児等医療費の助成	・乳幼児等医療費の助成を引き続き行います。
保育料の軽減	・第3子以降を対象とした保育料軽減事業を引き続き行います。
放課後児童クラブ負担金の軽減	・多子同時利用家庭や、ひとり親家庭等を対象とした負担金の軽減を行います。
ひとり親家庭等への継続支援	・母子家庭等を対象とした児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給手続きを引き続き行います。

項目	内容
障がいのある子ども のいる家庭への各種 手当・医療費の助成	・障がいのある子どもまたはその保護者に対し、障害児福祉 手当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給 手続きや医療費の助成を引き続き行います。
就学に関する経済的 支援の充実	・奨学金制度を引き続き行います。 ・児童生徒のスクールバス通学利用料金を引き続き無料とし ます。 ・義務教育通学費の月額助成を引き続き行います。 ・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給を引き続き 行います。
出生奨励金給付の 検討	・第3子以降の出生のあった家庭を対象とした奨励金の給付 を検討します。
経済的支援施策の 周知	・必要とする人が適切に各種制度を利用できるよう、周知を 図ります。

②子育てしやすい住居の確保

項目	内容
バリアフリー住宅の 整備	・公営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対応を図って いきます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

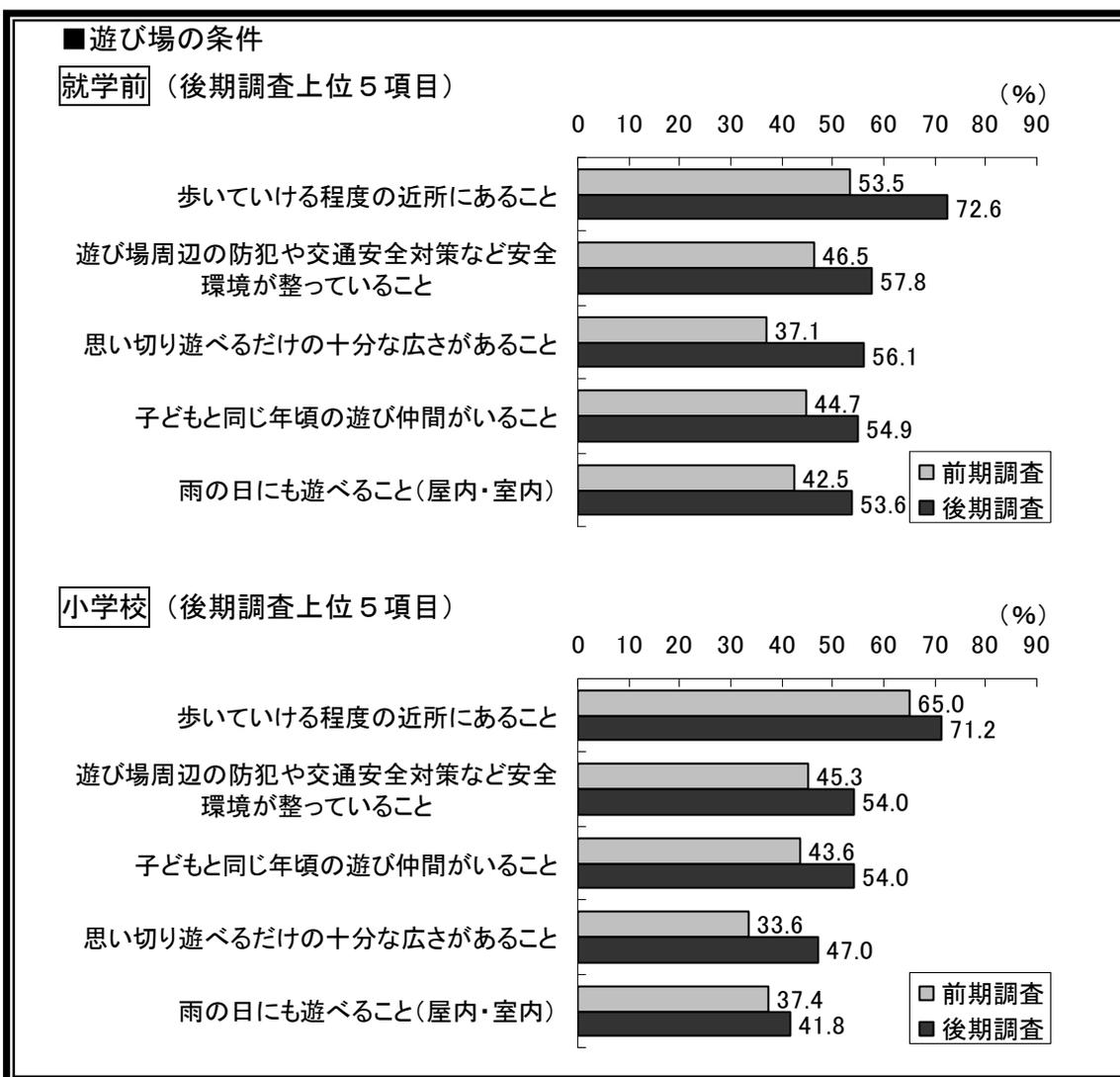
◆現状と課題◆

○近年の少子化・核家族化等の影響で一人で過ごしたり、あるいは同じ年頃の少人数の友人としか遊ぶ機会がなく、子どもが地域や大きな集団の中でいきいきと行動する場面が少なくなってきました。

子どもが、社会の中での様々な体験を通して、自ら学び主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供し、それを地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことが重要です。

○本町では、各公民館及び小中学校が連携し、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした学習活動に取り組んでいます。また、地域コーディネーターや公民館は学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みによる直接的な連携や講師紹介、情報や資料の提供等間接的な支援を行っており、子どもたちが地域の実態や伝承文化への理解を深め、様々な地域住民とふれあう機会の提供に努めています。

○子どもの遊びは時代とともに変化してきました。特に少子化が進む現在、周辺に同年代の子どもが少なくなることによって地域の中で孤立化したり、屋外で遊ぶことが少なくなっています。今回のニーズ調査からも、身近な遊び場や子どもと同じ年頃の遊び仲間がほしいという意見も多く見られ、子ども同士の交流の場、社会性を育てる場として公民館や公園、広場、スポーツ施設等について子どもの視点に立った運営と施設整備が必要です。



◆今後の方向◆

①遊びや体験活動の拠点の整備

項目	内容
健康センターにおける遊び環境の整備	・健康センターにおいて、プレイルームにおもちゃを整備したり、屋外遊具を設置したり、プレイパークを設けたりすることで、季節や天候に左右されない遊び場を確保することを検討します。
公園施設の充実	・既存の公園の整備や遊具の安全点検を徹底します。また、公園の管理が徹底されているかの確認を行い必要に応じて指導に努めます。
自然を活かした遊び環境の整備	・町の自然を利用して、子どもたちが自由な発想で遊んだり親子と一緒に体験活動ができる場を整備します。また、このような場における遊びの指導者の養成を検討します。
遊び場マップの作成	・遊び場のマップを作成し、子育てマップ・ガイドブックに掲載します。

項目	内容
放課後子どもプランの推進	・子どもの安全で健やかな活動場所及び有利な体験活動の場の確保をするなど、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を推進します。
子どもの活動拠点づくり	・公民館・図書館等の施設が子どもにも有効に活用されるよう、子どもへの情報提供や呼びかけに努めるとともに、子どもに向けた講座を開催します。 ・平日放課後の子どもたちの居場所づくりの観点から、安全安心の確保に努めるとともに、教室運営等、企画段階からの参画を求めた事業の実施を検討します。
総合型地域スポーツクラブの推進	・子どもも様々なスポーツを他の世代の人と交流しながら継続的に楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブについて先進地視察や研修会等を実施し、研究を進め、設立や運営を支援します。

②外国人に対する支援づくり

項目	内容
外国人児童生徒等日本語指導協力派遣事業の推進	・町立の小中学校に在籍する入国児童生徒及び帰国児童生徒に対して日本語教育の指導力を有する者を派遣し日本語指導等のサポートを行う事業を、しまね国際センター等との連携のもと推進します。

③地域の一貫した教育体制づくり

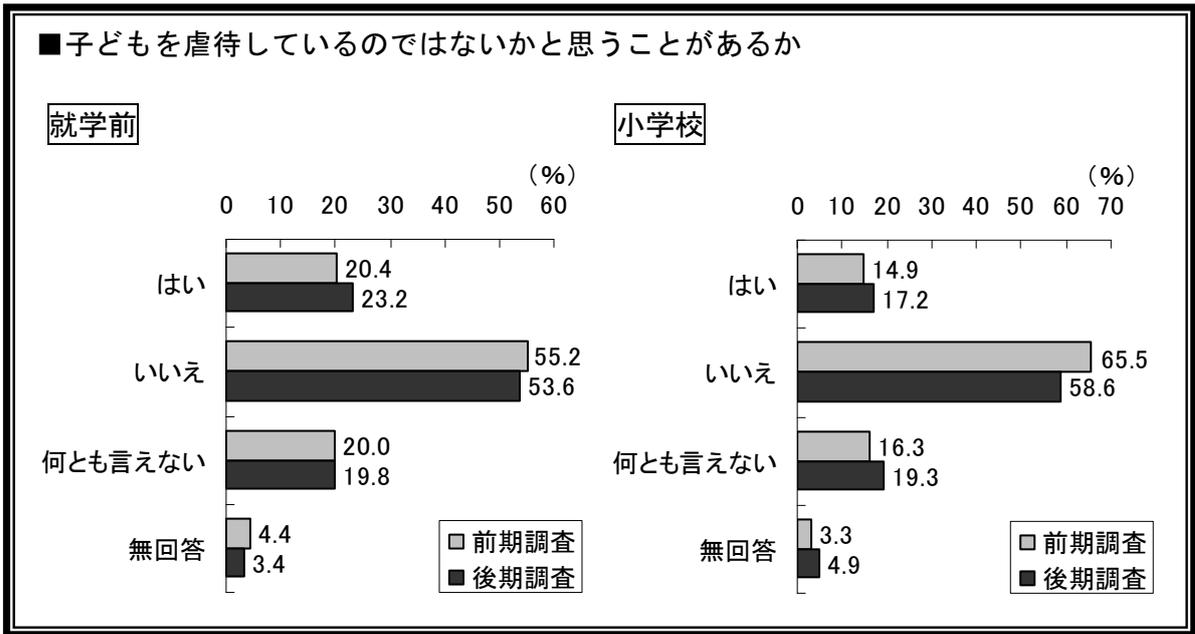
項目	内容
地域ぐるみの教育体制づくり	・家庭教育や地域教育の充実に向けた啓発及び環境の整備を図ります。また、PTA 対象の研修などを行います。 ・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施するとともに、地域コーディネーターと公民館の連携による、学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みや講師紹介、情報や資料の提供等間接的な取り組みを行い、地域での交流や体験を生かした学習を展開します。
学力・体力向上対策の推進	・子どもたちの学力・体力の向上を図るため、教育環境の整備や教育カリキュラムの検討を進め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援を行っていきます。

項目	内容
教育情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが情報機器や情報通信ネットワークを生活の「道具」として気軽に、かつ安全に使うことができるようになるよう、指導を充実します。また、情報メディアを活用し、学校と家庭、地域が一体となった教育を実現する「開かれた学校づくり」の取り組みを進めます。
ふるさと教育・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然や人材を活用した郷土学習や地域文化の継承を推進します。また、県立矢上高等学校、県立石見養護学校と連携を図り、地域における一貫したふるさと教育を行います。 ・保育施設・学校・公民館その他において、世代間交流活動・地域活動等のふるさとに密着した体験活動を積極的に進めます。 ・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施するとともに、ふるさと探検隊、山賊キャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学びあう学習を展開します。
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）を招聘し、積極的に他国の文化や言葉にふれる機会をつくり、保育施設、学校、地域で国際的視野の育成を推進します。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

◆現状と課題◆

- 心身に障がいがある子どもや養育困難な家庭など、特別な支援の必要な子どもと保護者・家庭に対して、町では、保健・医療・福祉・教育・労働の関係者により乳幼児期から学校卒業にいたるまで総合的な相談体制の整備を進めていくとともに、一人ひとりのもっている特性や状況に応じた療育や保育・教育面でのサポートを行うための体制を充実させていく必要があります。また、障がいに対する偏見を取り除き、住み慣れた地域で安心して生活することができ、子どもが健やかに育つよう、地域で支えあえる環境づくりを促進していくことが重要です。
- 障がいがある子どもに対しては、自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を充実させ、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活を送ることができるような支援が求められています。本町では、平成 21 年度より就学指導に向けて専門委員によるすべての保育所巡回を行っており、早期から情報交換やケース検討が行える場を設けています。また、本町では、邑智郡内の生徒を対象とした通級指導教室を瑞穂小学校で実施しています。しかし小学校で積み重ねてきた支援成果が卒業と同時に中断してしまうケースがあり、継続性をもった支援ができにくい現状です。
- 本町では、学校カウンセラーを瑞穂中学校、石見中学校、羽須美中学校、瑞穂小学校に配置しており、児童生徒のいじめ・不登校や問題行動等における相談対応などの充実を図っています。また、必要に応じて他の学校へも配分し実施しています。いじめや不登校問題・友達や親子関係など様々な問題で悩みをもつ児童生徒がいる中、子どもの心の健康が保たれるよう、子どもの様子に気を配り、引き続き相談しやすい体制をつくる必要があります。
- 核家族の増加による家庭の養育機能の低下や、地域の間人間関係が希薄化している中で、育児不安や育児疲れ、悩み・ストレス等から、子どもの虐待にいたるケースもあります。虐待の実態を正しく把握し、虐待の未然防止・早期発見・万が一の場合の適切なフォローが行える体制を整える必要があります。
- 本町においては、邑南町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し早期発見・早期対応に取り組んでいます。しかし、アンケート調査によると、子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるかについて、「はい」と回答した方が前期調査時より若干増えています。今後も、虐待防止ネットワークによる児童虐待防止の取り組みを引き続き実施していくとともに、虐待の未然防止としての子育ての不安や負担感を軽減するための相談体制や情報提供と地域での見守り体制の充実を図る必要があります。



◆今後の方向◆

①障がいのある子どもをめぐる教育の充実

項目	内容
邑南町特別支援体制 推進事業の実施	・特別な支援が必要な子どもとその家族のため、関係諸機関が連携した総合的な相談支援体制を整備し、子どもの生涯にわたって一貫した相談支援を行います。
就学指導の充実	・就学指導委員会（年1回）、就学時健診（年1回）、合同相談会（月2回）を引き続き実施します。各事業に対する事前相談会や訪問等を行い指導の充実を図ります。 ・子ども自身や保護者の希望を尊重し、最適な教育環境を選択・指導できるよう、就学指導委員会、関係機関、家庭の連携強化に努めます。 ・就学前の障がいのある子どもに対して、特別支援体制の専門委員による相談会や保育所巡回を行い、早期から医療機関や関係機関と情報交換を行いながら、保護者が十分な情報のもと就学について検討できるよう努めていきます。
子ども笑顔サポート 事業の充実	・多様なニーズをもつ児童・生徒に対して、きめ細やかな学習支援等を加えることで、教育効果がより上がる体制をつくります。

項目	内容
通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育や保育の場に通いながら、何らかの個別の支援を必要としている子どもに向け、特別な個人指導やグループ指導を行います。 ・今後は、小中一貫の支援が可能となる環境を整えるため、小学校での指導教室に加え、中学校での開設をめざします。 ・在宅児に対しても同様の特別な指導を行うと同時に、教育相談を定期的に実施します。 ・邑智郡ことばを育てる親の会を継続し、個別の援助を必要とする子どもの保護者の不安・悩みの軽減を図ります。
地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが、地域と交流しながら成長していけるよう週1～2回の定期通級及び巡回による指導を行います。 ・瑞穂小学校に担当教諭2名を配置し、邑智郡内全域の小学校児童に対応し、実施します。
障がいのある子どもの自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了後の進路拡大を図るため、労働・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに、その実情に応じた教育内容の工夫に努め、障がいのある子どもの自立を促進します。
教職員の専門能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教職員が一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行っていけるよう、研修などの実施を促進します。
特別支援教育コーディネーターの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要としている子ども一人ひとりの教育ニーズに応じ、教師や職員、保護者、専門家が協力して適切な教育を準備できるよう、校内委員会を開いて対応を協議し、支援します。
障がいへの理解を深める教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの障がいに対する正しい認識と理解を深め、自然な助けあいによって障がいのある子どもの障壁が取り払われる地域づくりを進めます。

②子どもを対象とした相談事業の充実

項目	内容
学校カウンセラーの配置	・瑞穂中学校、石見中学校、羽須美中学校、瑞穂小学校に学校カウンセラーを配置し、相談にあたります。また、必要に応じて他の学校へも巡回し相談にあたります。
思春期相談窓口の設置	・健康センター等に思春期相談窓口を設置し、随時相談に対応していきます。 ・年3回臨床心理士が思春期相談に対応していきます。
思春期心の相談事業の周知・連携	・保健所が実施する「思春期相談」など、相談できる場所の周知を図るとともに、関係機関と連携して子どもの悩みの解決を図ります。

③不登校、いじめ問題への対策の推進

項目	内容
人権教育の充実	・人権教育の充実を図り、不登校やいじめのない明るい学校づくりに努めます。
適応指導教室の充実	・不登校の子どものための教室における取り組みを充実します。 ・矢上地内に「たけのこ学級」を設置し、指導員1名、臨時指導員1名で対応します。 ・個々のケースに応じ、学校との連携をもちながら指導を行います。また、学校訪問指導員を兼ねて実施し、不登校やいじめ等の早期発見、早期対応を図ります。
学校へ行きにくい子どもための場づくりの検討	・学校に行きにくいと感じる子どもが安心して過ごせる場として、公的施設を活用することを検討します。 ・邑南町の学校（小・中・高）の不登校の児童・生徒が学校へ復帰できるよう、関係機関等と連携し子どもや保護者に指導・支援を行います。
不登校の子どもの地域参加に向けた働きかけ	・民生委員・児童委員・ボランティア等の協力を得て、関係機関での検討会議を実施し、不登校の子どもが地域で色々な活動体験ができる場をつくり、少しずつでも地域参加ができるよう働きかけていきます。
いじめ、不登校児への対応に関する研修	・いじめ、不登校児の未然防止、早期発見等が学校・地域で速やかに行えるよう研修や講演会を行います。
関係機関の連携	・特別支援体制推進事業を活用し、早期発見、対応に努めます。
義務教育終了後の支援	・人権を含め、義務教育からの支援体制を引き継ぎ、地域社会での生活について、多面的にサポートする体制の構築に努めます。

④児童虐待防止対策の推進

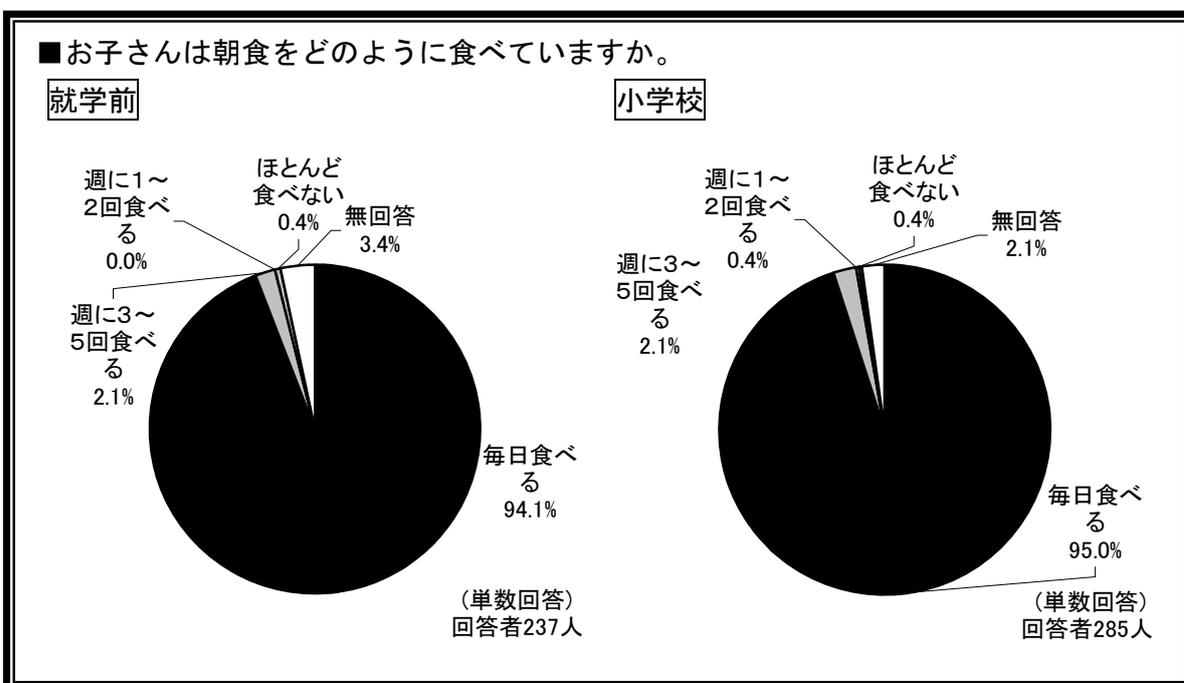
項目	内容
児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑南町要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な体制整備を行います。 ・ 虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、母親の妊娠期から子どもの乳幼児期を通じ継続的な関わりを続け、主任児童委員、民生委員・児童委員と連携をとり、新生児訪問を充実します。 ・ 子育て期の保護者に、子育て支援センターなどの利用を積極的に勧め、孤立の予防を図ります。 ・ 子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者の悩みや不安の解消を図ります。 ・ 庁内実務者会議を定期的で開催し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
育児支援家庭訪問事業実施の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、出産後間もない時期の家庭や、養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、育児に関する具体的な技術指導を行う事業の実施を検討します。
邑南町要保護児童対策地域協議会の活動強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待に関する連絡体制の強化のため、邑南町要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、予防、早期発見・早期対応に努めます。

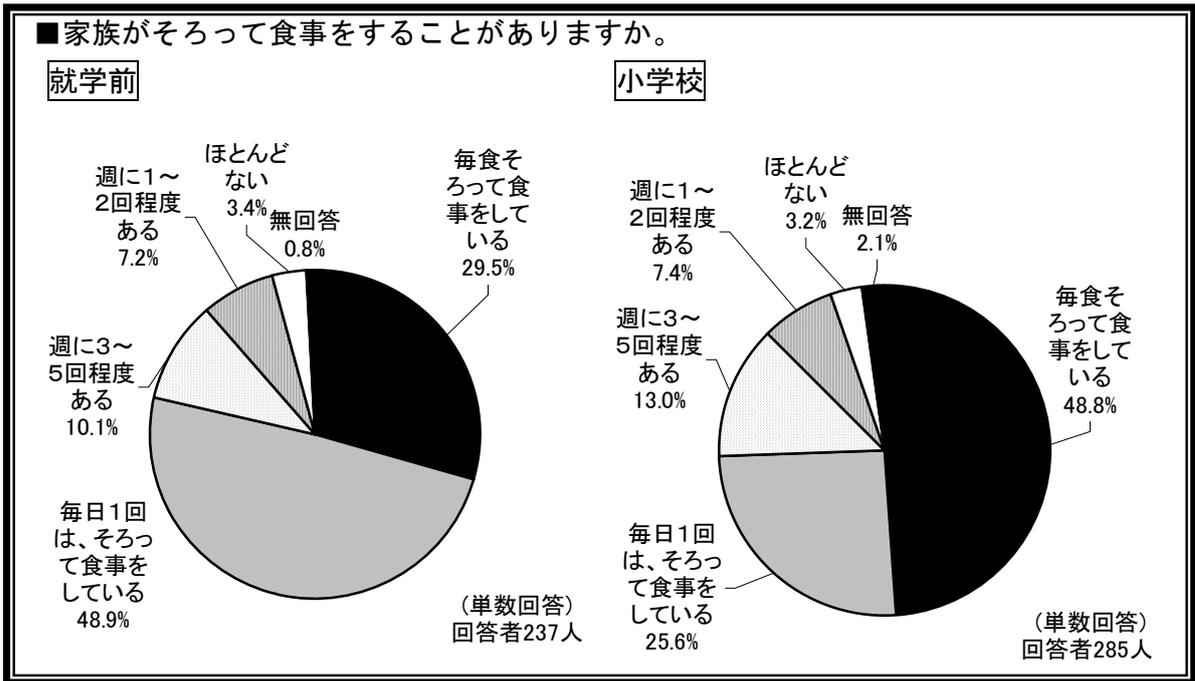
(3) 食育活動の展開

◆現状と課題◆

○近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が広がってきています。このような問題について、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るために、乳幼児期から発達段階に応じて食を営む力を培う取り組みが必要です。本町においても、アンケート調査結果から、お子さんが朝食をどのように食べているかについて、「毎日食べる」と回答された方が就学前、小学校ともに9割となっています。また、家族がそろって食事をすることがありますかについては、「毎食そろって食事をしている」「毎日1回は、そろって食事をしている」をあわせると就学前、小学校ともに7割以上となっています。乳幼児期の規則正しい食生活やバランスのとれた食事は、将来の食習慣の基礎になるといわれ、また、家族そろっての食事を心がけ、あいさつすることは、食べ物への感謝の気持ちを培い、また親子のコミュニケーションを図るために必要です。

食育は、子どもが自ら健康を保てるようになるために、大変重要な取り組みであるとともに、郷土への理解が深まり、命の大切さを見つめなおすきっかけとなるなど、様々な効果が期待され、今後も充実することが期待されます。





事業名	実施概要
離乳食教室	・調理実習を行い、離乳食について指導する。食の基本や重要性についても指導し、家族の食生活を見直す機会にもなるよう努めます。
子ども料理教室	・子どもの食への関心や料理の楽しさ、喜びを体験するため、栄養士が児童クラブ、学校などと連携して企画・実施します。
保育施設における取り組み	・お茶づくり・菜園づくり・米づくり・行事食・クッキング等、保育施設ごとに独自性をもった特色ある取り組みを行っています。
学校における食育の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食、教科学習、総合的な学習の中で食育や農教育を実施する。学校給食は、学校給食法第2条（学校給食の目標）にある <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 ○食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 ○我が国や各地域の伝統的な食文化について理解を深めること。 ○食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。などの目標を達成するために児童生徒に対して、必要な指導助言を学校ごとに行っている。 ・農産物の生産体験、食物の調理体験、消費体験など、生産から消費までの一貫した教育を行うことによって、食物を大切にする気持ちを育むとともに望ましい食習慣の定着を図ります。

◆今後の方向◆

①食育活動の推進

項目	内容
<p>邑南町食育推進計画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児から高齢者まで各ライフステージのつながりのある邑南町食育推進計画に基づき、行政・関係団体・保育施設・学校等の関係者により、食育推進ネットワークを形成し、町全体で食育を推進します。 ・食育実践の場である家庭や保育施設・学校等と、それを取り巻く生産者や食品流通関連産業等の食環境の分野とが共働して、幅広い観点から食育について検討していきます。
<p>学校給食を通じた食育活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターにおいて、地元食材の利用率を高めることに努め、地産地消と安全をテーマとした給食の供給に取り組みます。この給食をはじめとして、学校における食育活動を推進します。
<p>食に関する学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食の推進員協議会・保育施設・学校・公民館・行政機関等の連携により、様々な機会を捉え、食に関する学習機会を提供します。

(4) 次代を担う子どもの育成

◆現状と課題◆

- 邑南町は、お互いの人権が尊重される民主的で住みよいまちづくりをめざして、人権・同和教育の推進に力を入れることとしており、各種研修会等を実施しています。家庭・学校・職場・地域等あらゆる機会を捉えて人権感覚、人権意識を高める取り組みの啓発に努め、どのような差別もない社会を築き、次代を担う子どもたちが夢と希望をもって成長していける環境づくりを進める必要があります。
- 少子化や核家族化の進行から、若い世帯が身近に少ないことが影響し、結婚して家庭をもち、子どもを生み育てることや命の大切さについて考える機会をもたない若者が増えています。また、テレビやゲームに加え、インターネット、携帯電話の普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっているのが現状です。思春期の子どもが乳幼児や乳幼児を育てている親とふれあうことで、命の大切さを知り、親になることへの意識づけを行うため、現在本町では小学生が保育所の年長児と、中学校では家庭科や職場体験等、高校生では部活動等でふれあい体験を行っています。今後もこのように、子どもに命のつながりを知らせ、親になることへの意識づけを行い、次世代の親の育成に向けた取り組みが必要です。
- 妊娠・出産するまでの心と身体の健康づくりの取り組みを、幼少期から行っていくことが必要です。現在本町では、性教育講演会を毎年行っているほか、一部の地域で就学前の子どもを対象としたバースデープロジェクトを行っています。今後は町として、誰が指導にあたって一貫した教育ができる体制を整えていく必要があります。
- 社会の情報化の進展にともない、テレビ、インターネット等のメディア上で性や暴力等に関する有害情報が子どもたちの目にふれやすくなっています。性や暴力等の有害情報に対し、正しい社会性を身につけていけるよう対策が必要です。
- 本町では、卒業を控えた中学生・高校生を対象に、社会にでるにあたって基礎知識を身につけるための講座を設けており、食や消費者問題などについて学ぶ機会を提供しています。今後も、子どもたちが次の世代を担う大人として社会の中でしっかりと生きていけるよう、継続した取り組みが必要です。
- 社会福祉連帯の意識を高め、人間味豊かな思いやりのある心を育てるために、福祉教育と実践活動・ボランティア活動への参加等体験学習、ボランティアの参加の場を提供し活動を支援することが必要です。
- 子どもが将来地域で自立して家庭を築いていくためには、就労の場の確保が必要ですが、昨今の経済不況から、町内の職場は数が限られている状況にあります。本町では就労に向けた関心を高める取り組みや、様々な若者定住促進対策事業を行っており、今後も地域に若い力が活かされるよう地域での就労の場の確保に向けた支援を行うことが必要です。

◆今後の方向◆

①命の大切さ及び人権についての学習の推進

項目	内容
人権・同和教育の推進	・ 邑南町人権・同和教育推進協議会と各学校 PTA 等と連携した研修会を実施します。
小・中学生及び高校生と乳幼児のふれあい促進	・ 学校と保育施設の連携のもと、学校の授業やクラブ活動における乳幼児とのふれあい体験学習の機会を充実します。 ・ 小学校では保育所の年長児と、中学校では家庭科や職場体験等で交流を実施しており、継続して実施していきます。 ・ 高校生では部活動を通じて交流を実施していきます。
邑南町性教育カリキュラムの作成	・ 一貫した視点で性教育を行えるよう、町内保育施設・小中学校・教育委員会・行政関係課の連携のもと、性教育カリキュラムを作成します。 ・ 中学校全学年対象に、町と中学校の連携による講演会を実施します。
性教育講演会の実施	・ カリキュラムに基づき講演会を実施し学校における教育を充実し、あわせて保護者、地域への啓発を行います。

②児童・生徒の健全育成

項目	内容
有害情報への対策	・ 有害情報に子どもが惑わされないよう、関係機関に対し自主規制を働きかけていくほか、情報教育の推進に努めます。
思春期保健指導の充実	・ 薬物乱用・飲酒・喫煙の防止に向けた指導を充実します。
関係機関との連携	・ 青少年健全育成会議や邑智郡保護司会との連携のもと、青少年の健全育成に向けた指導を進めます。
大人になる心構えづくり	・ 卒業を控えた中学生・高校生を対象として、社会にでるにあたって必要な知識を教える講座の開催を継続します。

③就労への啓発・支援

項目	内容
職場体験学習の推進	・ 中学校等における職場体験学習を推進します。
就労への支援	・ 若者定住促進対策事業を推進するほか、県やハローワーク等と連携しながら、就労に関する情報提供を行うなどの支援に努めます。

第5章 実施目標

この計画に基づいて展開する事業の実施量や成果に関する目標を次のように定めます。

【施策評価】

目標達成：前期計画時の数値目標に対し、目標を達成した事業

計画通り実施：前期計画時の数値以外の目標に対し、計画通り実施した事業

※前期計画時の目標に対し、目標が達成できなかった事業及び計画通り実施できなかった事業については、平成21年度の進捗状況を記載しています。

※数値目標については、現状の数値も記載しています。

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

指標	前期目標 (平成17~21年度)	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成22~26年度)
男女共同参画に関する啓発	町広報紙等での啓発 講演会の開催：年3回(旧町村ごとに1回)	【計画通り実施】	平成23年度に見直し予定の男女共同参画計画により目標を設定
子どもの権利に関する啓発	5月の児童福祉週間を活用して町広報紙等での啓発	【計画通り実施】	5月の児童福祉週間を活用して町広報紙等での啓発

(2) 子育て支援の地域づくり

指標	前期目標 (平成17~21年度)	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成22~26年度)
子育てサポーターの委嘱 (読み語りグループ、体験伝承活動支援グループ、スポーツ支援グループ、育児サポーター)	各公民館または小学校区に各1グループ以上	【計画通り実施】	サポーター養成につながる子育て講座(講演会)を各公民館1回以上開催する。

(3) 安全・安心のまちづくり

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置	通学路にある商店、常時居住の家に協力を依頼し設置数を増加	【計画通り実施】	各小学校に子ども 110 番の家の設置
防犯教室、交通安全教室の開催	警察署・消防署の協力により各学校単位で年 1 回開催	【計画通り実施】	リーダー研修などの機会を利用し、社会福祉協議会と連携して開催する。 山賊キャンプ年 1 回（公連協主催）
子どもの安全対策活動の開催	青色防犯パトロールを各地域で開催 CAP 研修等を支部ごとに年 1 回開催	【計画通り実施】	青色防犯パトロール 邑南町子ども安全センター 12 支部で実施 登録車両 100 台

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
コーディネート機能の整備	平成 19 年度に整備	【計画通り実施】	育成会議の実務者会議の開催
子育てマップ・ガイドブックの作成	平成 20 年度に作成	各部署で作成	本計画の策定にあわせて一本化
近くで安心して出産できる医療体制の整備	町内及び近隣の市町村の医療体制を整備する	【計画通り実施】	医療と地域の保健事業の連携体制づくり 母子管理システムの検討

(2) 子どもの健康の維持

指標	前期目標 (平成17~21年度)	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成22~26年度)
乳幼児健康診査精密検査受診率	100.0%	100.0% 【目標達成】	100.0%
フッ素洗口の実施	小・中学校で実施	【目標達成】	小・中学校で実施
3歳児健診1人平均のむし歯数	1本以下	1本以下(一人平均0.38本) 【目標達成】	1本以下
12歳児の1人平均のむし歯数	2本以下	2本以下(一人平均0.37本) 【目標達成】	2本以下

(3) 家庭における子育ての支援

指標	前期目標 (平成17~21年度)	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成22~26年度)
地域子育て支援センター事業	石見子育て支援センターをセンター型に拡充	【計画通り実施】	継続
子育て講座の実施	子育て支援センター・保育施設が実施している子育て講座を継続	【計画通り実施】	子育て支援センター・保育施設・保健課が実施している子育て講座を継続
家庭教育に関する学習機会の充実	家庭教育学級・講座の開催 (公民館単位で年1回以上) 小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催(年3回3会場)	【計画通り実施】	継続
ブックスタート事業	4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施	【計画通り実施】	継続
【新規】 乳児家庭全戸訪問	—	全戸訪問を実施	4か月以内に乳児のいる家庭の全戸訪問

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

指標		前期目標 (平成17~21年度)	現状 (平成21年度)	後期目標 (平成22~26年度)
通常保育定員	0~2歳児 保育	102人	137人	150人
	3~5歳児 保育	348人	244人	245人
延長保育定員		100人(町内全 保育施設)	100人(町内全 保育施設) 【目標達成】	継続
休日保育定員		30人(3か所・ 旧町村ごとに1 か所)	未実施	必要に応じ検討
病後児保育定員		4人(2か所)	4人(2か所) 【目標達成】	4人(2か所)
一時預かり保育定員		15人(3か所・ 旧町村ごとに1 か所)	15人(2か所・ 各法人に1か所)	15人
放課後児童クラブ定員		135人(9か所)	171人(8か所)	180人 (町内9か所)
「働き方の見直し」セミナー 等の開催		年3回(旧町村 ごとに1回)	未実施	継続
就職相談会の実施		ハローワークと 連携し6回	平成19年に定 住企画課内に無 料職業紹介所を 開設	継続 (就職相談員と の連携を保ち、情 報収集に努める)
男女別育児休暇取得率		男性 10% 女性 80%	男性 0.4% 女性 32.1%	男性 10% 女性 80%
事業主行動計画策定の呼び かけ		従業員300人 以下の一般事業 主へ計画の策定 を呼びかける	未実施	従業員100人 以下の一般事業 主へ広報等によ り計画の策定を 呼びかける

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
地域子ども教室の推進	9 校区設置 各小学校区単位 に公民館等の施設 を利用して実施	8 校区設置 放課後児童クラ ブの設置を継続	平成 22 年度よ り実施予定 1 回 / 月 公民 館と連携し、子 どもの居場所に 努める
ふるさと学習の推進	各公民館及び小 中学校が連携し た総合学習の取 り組みを小中学 校 12 校で実施	【計画通り実施】	継続

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
学校カウンセラーの配置	各中学校区単位 で 1 人配置	【目標達成】	全小中学校に訪 問時間を配分し て実施
児童虐待防止ネットワ ークの活動強化	窓口として心理 判定員を配置	【目標達成】	担当職員が研修 を受講し、児童 福祉司任用資格 を取得する

(3) 食育活動の展開

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
邑南町食育推進計画	平成 18 年度に 策定	【目標達成】	年 1 回以上の研 修会を開催 食育関連の情報 の共有や事業の 関連を図り、各 分野での取り組 みを一体化させ る

(4) 次代を担う子どもの育成

指標	前期目標 (平成 17~21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期目標 (平成 22~26 年度)
人権・同和教育学習会の開催	人権・同和教育 推進協議会と各 学校 P T A 等と の連携により小 中学校 12 校で 実施	【計画通り実施】	人権・同和教育 推進協議会と各 学校 P T A 等と の連携により小 中学校 12 校で 1 回以上実施
小・中学生及び高校生と乳幼 児の交流活動	全校で実施	【計画通り実施】	小学校 7 回程度 中学校 3 回程度
邑南町性教育カリキュラム の作成	平成 19 年度に 作成	年間計画を作成 し、指導を行う。 小学校高学年、 中学生対象に講 演会を実施	年に 1 回の全体 講演会を実施す る

5 健康増進計画

--

<施策の体系>

理念

基本目標

施策の展開

一人ひとりが健康で活気あるまち

1
健康的な生活習慣
を確立し、生涯を
通じた健康づくり
をめざす

2
健康づくりをみんな
で進めるための
環境づくりに取り
組む

(1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進

- ① 家庭における正しい食習慣の推進
- ② 生活習慣病予防の食生活の推進
- ③ 地域一体となった食育の推進
- ④ 食環境づくり

(2) 運動による健康づくりの推進

- ① 運動についての正しい知識の普及
- ② 運動が実践しやすい環境づくり
- ③ 運動習慣化への支援
- ④ 運動の推進体制づくり

(3) 心の健康づくりの推進

- ① 心の健康づくりの推進
- ② 地域における支援体制の推進
- ③ 職場における環境整備
- ④ 専門的相談窓口の明確化

(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進

- ① 地域・学校・職場等における意識啓発と環境整備
- ② 禁煙・適正飲酒への支援

(5) 歯の健康づくりの推進

- ① 8020運動の推進
- ② 歯周疾患対策の推進
- ③ 高齢者歯科保健の推進

(6) 生活習慣病予防の推進

- ① 自主的な健康増進と疾病予防の推進
- ② 保健事業の推進
- ③ がん対策の推進
- ④ 地域・団体・学校・企業が行う健康づくり活動の推進
- ⑤ 安心と信頼の医療体制の充実

(7) 生涯現役の推進

- ① 生きがいづくりの推進
- ② 認知症に対する知識の普及
- ③ 認知症の早期発見と個別支援
- ④ 閉じこもり・うつ傾向の人への支援

5-1 健康的な生活習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりをめざす

5-2 健康づくりをみんなが進めるための環境づくりに取り組む

◇施策の方向

(1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進

◆現状と課題◆

- 社会環境や生活スタイルの変化に伴い、食も多様化した反面、食の大切さに対する意識が薄れつつあります。町民が健やかで豊かな生活を送るためには、食に関する学習や食体験の場づくり、食の環境づくりなどをより充実させ、食の意識を高めていく必要があります。
- 私たちの心身の健康を支える家庭の食が徐々に乱れてきています。朝食の欠食、家族団らんの食卓の減少、外食や調理済み加工食品等の増加など、子どもから高齢者まで様々な問題があります。望ましい食習慣を身に付けるのは家庭であり、その家庭の食の重要性を見つめ直す必要があります。
- 生活リズムや食習慣の乱れに、運動不足やストレスなどが相まって、生活習慣病（肥満、糖尿病、高脂血症等）が増加しています。食事や運動などの生活改善を促し、町民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことが求められます。
- 食や健康に関する多くの問題を解決していくためには、町をあげて食育を推進していく必要があります。食べ物を選ぶ力、食事をつくる力、楽しく食べる力等を身につけ、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れることをめざし、乳幼児から高齢者まで一貫した食の取り組みが必要です。

◆今後の方向◆

①家庭における正しい食習慣の推進

項目	内容
食に関する意識啓発と知識の普及	・食に関する意識啓発をし、関心や理解を深めていきます。 ・正しい知識の普及のため、食に関する学習の機会を増やし食の健康づくりを進めます。
家庭の食を営む力を育てる	・家庭の食が心身の健康の基本となるため、様々な学習の場を通して家庭の役割を自覚し、子どもの頃から望ましい食習慣が身に付くよう働きかけます。
家族そろった食卓の推進	・家族で囲む食卓を通して家族のつながりも強まり、人への思いやりや食に対する感謝の心も生まれてきます。人の心を育て心癒す場として大切である家族そろった楽しい食卓を推進していきます。

②生活習慣病予防の食生活の推進

項目	内容
生活習慣病予防のための正しい食習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのよい食事や自分の適量などといった生活習慣病予防食の知識を持ち、正しい食習慣が実践できるよう生活習慣病予防教室などの取り組みを充実します。 ・正しい食習慣が継続されるよう働きかけます。
食生活相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食・生活習慣病予防食・病態別食・介護食など食に関する様々な相談に応じます。 ・一人ひとりの健康状態や食習慣を踏まえながら望ましい食生活が送れるよう個別支援を行います。

③地域一体となった食育の推進

項目	内容
邑南町食育推進計画の策定と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町食育推進計画を策定し、町をあげて積極的に食育活動を展開します。 ・乳幼児から高齢者まで一貫した食育となるよう、家庭・保育所（園）・学校・地域・行政など関係機関と連携を取りながら推進します。
食文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・昔から伝えられてきた食文化には、郷土料理や行事食とともに基本的な食習慣やマナー、食を大切にする心があります。邑南町の食文化を見つめ直すとともに、地元の食文化を体験できる取り組みを進め、次世代へと伝えていきます。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消によって、新鮮なものが味わえ、食べ物の旬を知り、食や農業への関心も深まります。生産者と消費者の安全安心志向を高めながら地産地消を推進し、安全安心の食育を進めます。

④食環境づくり

項目	内容
健康的な食生活を育む食環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・食の健康のためには各家庭での取り組みだけでなく、外食や買い物も含めた食環境整備も必要です。食環境整備を図るとともに食の健康づくりの気運を高めていきます。 ・健康メニューや情報提供のある「健康づくり応援店」の認証を受けるよう、県とともに飲食店へ働きかけます。 ・商工会や商店等に対して、安全安心に配慮した取り組みや高齢者への宅配サービスなど地域のニーズに応じた取り組みを充実するよう働きかけます。 ・町民が食品の安全性など食に関する知識と理解を持って正しい選択ができるよう意識啓発を図ります。

(2) 運動による健康づくりの推進

◆現状と課題◆

○健康づくりのために運動が必要であることは理解していても、意識面をみると自分の運動が不十分だと思っている人が男性 58.3%・女性 67.7%、実践面では、ふだん運動をしていない人が男性 55.2%・女性 54.7%（平成 17 年度基本健診生活習慣調査）と運動不足と感じたり、実際に運動を実践している人が少ないのが現状です。特に、生活習慣病にかかる人が多くなる 40 歳から 50 歳代の人の運動習慣が低いのが問題です。

○これまで、身近に運動する施設や設備がなく、指導者がいないことが、運動が習慣化できない一つの要因でしたが、平成 17 年 9 月に健康・体力づくりの拠点として健康センター「元気館」がオープンし、専門職も配置されたことにより、少しずつ運動に対する気運が高まりつつあります。今後ますます「元気館」を中心に健康づくりを推進していくことが求められています。一方、面積の広い本町においては、「元気館」に通うことのできない人も多いことから、並行して各地域において身近に運動できる場を設けていくことも必要です。

○各年齢層の運動における重点課題としては

- ・子ども…肥満対策・運動不足による体力等の低下予防
- ・成人…※メタボリックシンドローム予防・健康体力増進のための運動習慣づくり
- ・高齢者…運動を通じた介護予防や生きがい・楽しみづくり

であり、今後子どもから高齢者までライフサイクルに応じた運動習慣の普及が必要です。

※ メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満に加え、脂質代謝異常・血圧高値・高血糖のうち、いずれか二つ以上あわせ持っている状態のことをいいます。

◆今後の方向◆

①運動についての正しい知識の普及

項目	内容
正しい知識の普及と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康講演会・健康づくり大会・各種健康教室等の場を利用して、運動の必要性・大切さを啓発し、運動をしてみようという気運づくりに努めます。 ・実技指導を行い正しい運動が実践できるよう支援します。 ・運動が習慣化した人に対しては、運動を継続する意識を保つための支援を行います。

②運動が実践しやすい環境づくり

項目	内容
多様な運動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各自の目的・身体の状態・置かれている環境に応じて、個々の要望に合った運動が選択できるように、多様な運動の場を提供していきます。
地域における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は遠方には出かけにくい人が多いため、集落・自治会単位など身近なところで、手軽に運動ができる場を設けます。 ・介護予防、生活習慣病予防のために運動の必要な人がきちんと教室に参加していけるよう、対象者の把握・参加の勧奨を行います。 ・一番手軽にできるウォーキングを普及するため、ウォーキングしやすい環境整備を行います。
元気館における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地域の人でも元気館に通いやすくするため、交通アクセスの改善に向けた検討、必要によっては送迎の検討をします。 ・元気館で実施している教室の種類や内容を充実・検討し、魅力ある教室運営・施設づくりに努めます。

③運動習慣化への支援

項目	内容
生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病は、運動だけでなく食事・生活・環境等色々な面からの働きかけや正しい知識の啓発が必要となるため、医師・保健師・栄養士・健康運動指導士等の専門職が連携をとり、生活改善への支援を行います。
効果的な運動指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に体力や筋力・生活状況などの評価を行い、それに基づいて運動内容を再検討し、より効果的な運動指導を行います。
スタッフの質の向上・地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業をより推進していくためにスタッフの質の向上・地域リーダーの育成に努めます。 地域運動教室、ウォーキング等が町民により自主的に行われるよう、サポートリーダーの育成・活動支援を行います。

④運動の推進体制づくり

項目	内容
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> より効果的に活動を展開するため、保育所（園）・学校・教育委員会等と連携を取り、ライフサイクルに応じた取り組みを進めます。 各自治会と連携し、健康づくり活動を組み入れ、地域をあげて運動をする気運を高めます。 現在提供しているサービスだけにとらわれず、その時の状況に一番適したサービスを提供できる体制をつくるため、保健・医療・福祉の連携を強化していきます。 効果的に事業を展開していくため、運動推進計画（短期・中期・長期目標と推進体制の計画づくり）を関係機関と連携を取りながら策定します。

(3) 心の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

- 社会環境の変化に伴い、子どもから大人まで強い心的ストレスを感じている人が多くなっています。また、そのストレスの対処法がわからないまま、問題を抱え込んでいる人が多くみられます。
- 本町の自殺者の推移を※年齢調整死亡率で比較してみると、男性全体での自殺者は人口10万人あたり79人（島根県40人）で高い傾向にあります。特に壮年期男性の自殺は113人（島根県61人）で昭和63年以降漸次上昇傾向にあります。平成16年度島根県健康調査のストレスの内容調査結果からみると、仕事や職場の人間関係などで悩んでいる人の割合は男性全体の65%~80%を占めており、心の健康を保つ環境の整備が必要です。またこの調査では、これらのストレス解消法として男性は趣味、スポーツにうちこむ、女性は人に話をするなどが多くなっています。ストレス解消法にはさまざまな方法がありますが、このような方法など自分のペースでストレスとうまくつき合いながら生活することが必要です。
- 専門機関が近くにないため、思春期を対象にしたカウンセリング相談や精神科医による専門相談を実施しています。しかし、必要としている時に気軽に相談するには十分な環境とはいえません。身近なところで相談できる窓口の明確化や、専門職員の配置などが必要です。

※ 年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口で補正し、それぞれの集団の死亡率がどのような特徴を持つかを指標として、比較分析する際に使用するものです。→「標準とする人口」の年齢構成であれば、「人口10万人あたりの死亡率はこの程度になる」と推測したものです。

◆今後の方向◆

①心の健康づくりの推進

項目	内容
心の健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の生活の中にストレス解消法を取り入れるなど、心と体のバランスがうまくとれるよう意識啓発・支援を行います。 ・関係機関と連携をとり健康増進・趣味活動・公民館活動等、生きがい対策の場を増やし、参加を呼びかけます。
うつ予防・自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・うつに対する正しい知識をもち、早期発見・早期治療へつなげるよう相談窓口を明確にします。 ・専門家による心の相談・カウンセリング、訪問を定期的に行います。個別支援を行い、重症化を予防します。 ・個人や家族のなど周囲の理解を得るための支援を行います。

②地域における支援体制の推進

項目	内容
心の健康に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な知識の普及のため、講演会や町広報紙による啓発を行います。
地域で情報把握ができる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等との連携を図り、早い段階での情報把握と対策を進めるため、体制整備を検討します。
当事者会や家族会等の仲間づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の促進を図ります。

③職場における環境整備

項目	内容
職場における啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主や従業員への一般的な知識の普及のため、産業保健と連携を取りながら講演会などを実施します。
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の相談窓口を明確にするよう働きかけます。
職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や治療が必要な場合は、その確保ができるように職場環境を整備するよう働きかけます。

④専門的相談窓口の明確化

項目	内容
専門相談の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医や臨床心理士による相談の開催と充実を図るとともに、周知を行います。
行政の窓口の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課を明確にし、担当職員の配置と研修を行います。 ・相談支援事業者や地域活動センターの役割の明確化と内容の周知を行います。

(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進

◆現状と課題◆

○平成 15 年 5 月に健康増進法が施行され、各事業所や公共施設での禁煙や分煙が実施されるようになりました。しかし本町の事業所調査では、完全禁煙、分煙をしているところは3割です。また地域の集会施設等においては、まだまだ分煙もできていないところが多くみられます。特に 40 歳代の働き盛りの人たちの喫煙率は高く、1 日 20 本以上吸っている人が約 3 割になっています。

たばこは、がんをはじめとして各種の疾病発生の高い危険因子であるといえます。

近年増加する生活習慣病のとの関係も深く、一貫した対策が必要です。

また受動喫煙（自分の意思とは無関係に煙を吸うこと）等への対策も必要です。

○平成 17 年度基本健診生活習慣調査をみると「たばこは体に良くない」ことは常識になっており禁煙したいと思っている人は約 3 割います。しかし一人では個人の行動変容に結びつかずなかなかやめられないのが現状です。

○島根県の調査では、高校生男子の喫煙経験、飲酒経験はともに約 3 割あります。たばこやアルコールは個人の嗜好との関係が大きいいため、早期に学校教育、家庭生活、地域の中での総合的な取り組みが求められています。

◆今後の方向◆

①地域・学校・職場等における意識啓発と環境整備

項目	内容
正しい知識の普及・啓発	・たばこ・アルコールと健康について正しい知識を普及するため、講演会、広報活動、情報発信を行います。
学校教育との連携	・未成年者の喫煙、飲酒を予防するために、学校教育と連携して、早期に正しい知識を教育する取り組みを進めます。
職場での環境整備の推進	・壮年期の喫煙予防対策として職場との連携を深め、推進体制として産業保健連絡会を行います。
地域あげての禁煙対策の推進	・公共施設、集会施設、商業施設における禁煙、分煙を地域ぐるみで進めます。 ・受動喫煙から非喫煙者を保護する環境づくりを家庭・地域で進めます。

②禁煙・適正飲酒への支援

項目	内容
禁煙サポート事業の推進	・禁煙したい人への健康相談・健康教育等、個別禁煙サポート支援事業を行います。
禁煙相談窓口の設置	・禁煙外来医療機関の紹介や情報提供を行うとともに、禁煙したい人の個別の相談に対応する窓口を設置し、各種の相談に応じます。
酒害相談窓口の設置	・アルコール依存症で悩んでいる人や家族などを対象とした酒害相談の窓口を設置し、早期に相談に応じます。
断酒会等の自主グループへの支援	・断酒を継続するため、断酒会活動の紹介と支援を行います。

(5) 歯の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

○高齢化の進んだ地域においては、特に自分の歯で食事ができよく噛めることが健康維持に大きく関係しています。歯の喪失がはじまるのは一般的に 40 歳からです。50 歳で進行した歯周疾患に罹患している割合は島根県事業所健診結果からみると、5 割近くになっています。このような疾患から自分の歯を喪失していき、70 歳代から激減しています。

本町では 70 歳代の残存歯は約 10 本程度になっており、徐々に義歯になっていっています。一方定期的に健診を受けている人の割合は、平成 16 年度島根県健康調査結果では男性 17.2%、女性 21.5%ですが、本町では 1.0%と極めて低く、このことは医療機関の数や交通の便と深く関係しています。

○妊娠期、乳幼児期から一貫した取り組みを推進することで、子どもを通して保護者の意識を高め、成人歯科、介護予防へとつなげる歯科対策を推進していくことが必要ですが、地域全体の運動にはまだ至っていません。

○成人歯科対策として、職場健診に歯科検診を導入している事業所はほとんどなく、壮年期対策としての歯周疾患対策が遅れており、高齢者の喪失歯の増大につながっています。

◆今後の方向◆

①8020 運動の推進

項目	内容
正しい知識と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・歯は痛くならないとなかなか治療に結びつかず、早期の治療が残存歯本数に大きく関係することから、ライフサイクルに沿った歯科保健に対する意識啓発を行い、80歳で20本の自分の歯で噛めるよう意識を高めます。
乳幼児・学校・地域一体となった活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のフッ素洗口事業を通して、保護者や地域に対して歯科保健に対する意識を高めます。 ・フッ化物の効果に関する知識と利用を普及します。 ・歯科保健対策検討会で関係機関と連携を図り、歯科保健の調整・検討をします。 ・邑南町の歯を守る運動として、関係機関と連携を図り歯科予防推進計画を立案し展開します。

②歯周疾患対策の推進

項目	内容
成人歯科対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・壮年期から歯周疾患に罹患する人が急増します。この時期の人の口腔衛生に対する意識を高めるため、働き盛りの人たちのいる職場との連携を深め、啓発を推進します。 ・事業所健診に歯科検診をセットしていくよう産業保健分野に働きかけます。 ・早期発見、早期治療のため、壮年期からの定期検診を受ける習慣をつけるよう正しい知識を普及します。

③高齢者歯科保健の推進

項目	内容
正しい口腔ケアの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても残存歯及び義歯の正しいケアができるよう指導します。 ・噛むことの大切さと食べることの必要性について啓発します。

(6) 生活習慣病予防の推進

◆現状と課題◆

- 全国的な傾向と同様に、本町においても心疾患、脳卒中による死亡率は減少していますが、脳卒中発症は減少していません。また腎不全や失明等重度の合併症を引き起こす糖尿病やその予備軍は増加傾向にあり、医療費、介護給付費は上昇傾向にあります。虚血性心疾患、脳血管疾患の最大要因は動脈硬化といわれていますが、その主因となるのは高血糖、高脂血症、及び高血圧です。毎年実施している複合健診、人間ドックでも高血圧、高脂血症、高血糖の要指導者が非常に多い状況です。
- 主要死因についても、全国的な傾向と同様にがん死亡が1位を占め、過去20年間の推移をみても減少していません。特に壮年期死亡が高くなっています。壮年期の健康管理は各保険者が中心であること、町内には小規模事業所が多く健康づくりに積極的に取り組む余裕が個人にも事業所にもないことなどを背景に、脳卒中、がんによる死亡率が高い傾向にあります。

◆今後の方向◆

①自主的な健康増進と疾病予防の推進

項目	内容
正しい生活習慣の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙・食生活・運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響（がん・メタボリックシンドローム等）に関する啓発・知識の普及を図り、予防の重要性に対する理解を深めます。 ・町民の生活の質の向上を通して、将来の医療費の伸びの抑制を図ります。
自主的な健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・職場・行政等が行う健康づくり活動への参加を促します。 ・自主的な健康づくりグループの活動を支援します。

②保健事業の推進

項目	内容
早期発見、早期治療の体制整備 ・健康診査 ・人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ・※「高齢者の医療の確保に関する法律」施行に伴い、他の保険者と連携を図りながら「特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的・効率的な各種健診となるよう内容の見直しと場の確保、ハイリスク者の早期把握と支援体制を整備します。
特定健康診査・事後指導サービス体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の結果、高血圧・高血糖・肥満・高コレステロールなど、メタボリックシンドロームの要因を複数有している人を対象に、生活習慣改善に必要な知識・技術を身につけ健康的な生活習慣を獲得できるよう支援体制を充実します。
健康相談・健康教室・訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。
継続的した評価体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な事業が行われているか関係機関と連携を取りながら、効果・継続性・波及効果・経済性等一定の評価を行います。

※ 「高齢者の医療の確保に関する法律」 生活習慣病予防の徹底を図るため老人保健法を改正するもので、平成 20 年 4 月からは同法に基づき、特定健診・特定保健指導が医療保険者の義務になります。特定健診、特定保健指導者の対象者は 40～74 歳の被保険者、被扶養者であり、その全員に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診・保健指導を計画的に実施していくことがうたわれています。

③がん対策の推進

項目	内容
がんの予防と早期発見の推進	・がん予防に関する正しい知識の普及を行い、がん死亡・罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査者受診率の向上を図ります。
患者会の活動支援	・疾病による身体的な苦痛や精神的社会的な不安軽減のため、がん情報サロンの活動を関係機関と連携しながら側面的に支援します。

④地域・団体・学校・企業が行う健康づくり活動の推進

項目	内容
健康づくりに関わる人材・団体の育成	・町民が気軽に健康づくりができるよう保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図り、全町的な健康づくり活動・環境整備を行います。
家庭・地域・学校・事業所等が連携した健康づくり活動に関する意識啓発、健康教育等の推進	・児童・生徒の発達段階にに応じて心身の健康づくりに関する適切な実践や指導が行えるよう専門家との連携を強化します。 ・町内事業所等との連携を図り、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などに関する具体的な取り組みを促します。
職域保健の推進（定期的健康診断と適切事後指導対策・健康教育・健康相談）	・壮年期の健康指標（がん死亡者・糖尿病有病者・脳卒中発症者等）を改善するため、産業保健関係機関との関係を強化し、健康づくり活動を推進します。

⑤安心と信頼の医療体制の推進

項目	内容
国民健康保険財政、老人医療費の適正化の総合的な推進	・国民健康保険保健事業に積極的に取り組み、総医療費が高額となっている疾病予防に努め、医療費の伸び率を抑える取り組みを行います。
受診体制の充実	・町内バス運行体制を見直し、安心して医療を受けられる体制整備を進めます。 ・緊急時に安心して受けられる医療体制と輸送体制の整備を進めます。
主治医との連絡体制の強化	・健診結果について、主治医と連携を密にし、個人の生活改善に結びつけられるよう支援していきます。
各種医療費助成制度の円滑な運用	・各種医療費助成制度の円滑な運用と住民サービスに努めます。（詳細は障害福祉計画、次世代育成支援行動計画に掲載）

(7) 生涯現役の推進

◆現状と課題◆

- 超高齢社会を迎えた本町においては、一人ひとりが自立し、いくつになってもいきいきと生きがいを持って積極的に日々生活し続けていくことが重要であり、みんなの願いです。しかし、平成 18 年度の基本健康診査時に行った※基本チェックリストの結果によると、軽度認知障がいの疑いのある人・うつ傾向のある人が5人に1人、閉じこもり傾向の人ある人が 10 人に1人みられます。生涯心身ともに元気で過ごすためには認知症、うつ、閉じこもりを予防するための取り組みが重要となります。
- 介護保険認定者のうち、介護度と自立度の関係を見ると、介護度が上がるにつれ認知症が進んでいる人が多くなっています。認知症を予防することが、要介護状態を予防する重要なポイントの一つであることがわかります。
- 「認知症は防げる・治せる」ことをまだまだ認識していない人が多い現状があります。町民の要望として、もっと「認知症は防げる・治せる」ことを全町的に啓発してほしい、また生きがいづくりのための環境整備をしてほしいとの意見が聞かれています。啓発活動、環境整備に今後力を入れていく必要があります。

※ 基本チェックリスト 平成 18 年4月1日から、65 歳以上の高齢者に対して実施。介護予防を目的に「生活機能評価」を行います。

◆今後の方向◆

①生きがいづくりの推進

項目	内容
若い時からの生き方を考える場づくり・地域の中で生きがいの持てる場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・高齢期をいきいきと過ごし、生涯現役で過ごしていくためには、若い時期、特に壮年期の生き方が重要となります。若い時から積極的に保健事業、その他の生涯学習の場に参加し、高齢期をどう迎えるのかを考える気運づくりを行います。・関係機関と連携を取りながら、環境整備を進めます。

②認知症に対する知識の普及

項目	内容
認知症予防講演会の開催	・「認知症は防げる・治せる」をテーマに全町を対象に講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性を周知します。
集落健康教室・出前講座等を通じた知識の普及	・あらゆる場を通して「認知症は防げる・治せる」ことを広く町民に周知します。
啓発パンフレットの作成	・認知症啓発活動の一つとして、本町の現状などを掲載した啓発パンフレットを作成します。
相談窓口の明確化	・地域包括支援センターと連絡を取り、相談窓口の明確化、専門医療機関の周知を行います。
認知症予防教室の育成・支援	・認知症予防教室を開催し、自主グループの立ち上げ・活動を支援し、育成します。

③認知症の早期発見と個別支援

項目	内容
認知症の早期発見・生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防教室や個別訪問等により、二段階方式による脳機能判定スケールを実施し、改善に向けた個別支援を行います。 ・民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、気になる人の情報収集と早期対応に努めます。

④閉じこもり・うつ傾向の人への支援

項目	内容
知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもり・うつに対する正しい知識を普及します。 ・うつは認知症を発症させ、重症になると自殺を誘発させることもあるなど、早期対応の重要性を周知していきます。
家庭訪問	・閉じこもり・うつ傾向の人への家庭訪問を行い、各関係機関と連携を取りながら支援していきます。

◇実施目標

◆基本的な考え方◆

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組む課題です。しかし、健康の実現にはこうした個人の力とあわせて、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠です。これまでの健康づくりは個人の努力に任されていた部分が多く、個人の力だけで生涯にわたって健康で明るく生きがいを持って生活していくことは容易ではありませんでした。

そこで、健康づくりに取り組む人が身近で気楽に行動に移すことのできる設備やサービスの提供を進めるとともに、健康づくりの方法に関する情報の提供、仲間づくりなどを進め、健康づくりに取り組む人を支援していくことが重要となってきます。

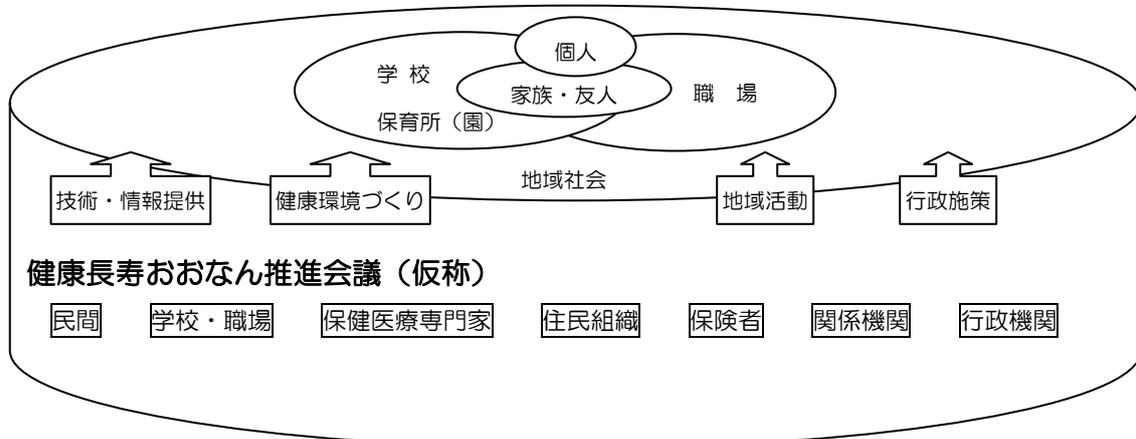
そのためには、個人に関わる家庭・地域・関係機関・行政の役割を明確にし、町民・地域社会・健康に関連するすべての関係機関が目標に向かって一体となって取り組むことが必要です。

ここでは「一人ひとりが健康で元気あるまち」の実現を図るため、特に発病を予防するための一次予防を重視した「健康目標」、さらには本町の現状と課題から、この計画の期間である5年間に特に重点的に取り組む事項についての具体的な「個人の行動目標」、「健康を支援する環境づくり目標」を設定しました。

これら目標の達成に向けた家庭・地域・関係機関・行政それぞれの役割を明確にし、個人と個人を取り巻くすべての関係機関が一体となった健康づくりを推進していきます。このことにより、65歳以上の平均自立期間を延ばし、健康長寿をめざします。

◆推進体制◆

関係機関及び関係団体等が一体的な取り組みを継続的に実施していくために、広く健康に関する関係機関及び関係団体等から構成される中核的な推進組織「健康長寿おおなん推進会議（仮称）」を設置し、推進体制を整備します。



◆健康づくりの目標◆

めざすところ

健康寿命延伸



65歳以上の※平均自立期間を男女とも延ばします。

65歳の平均自立期間 男性7位/県16.77、女性9位/県20.64（H14年）



健康目標

がんによる死亡率の減少

（※壮年期年齢調整死亡率人口10万対）

（全年齢調整死亡率人口10万対）

	現 状	平成22年
胃がん	男 49.2	→ 35.5
	女 6.1	→ 6.1
肺がん	男 23.4	→ 14.8
	女 6.1	→ 0.0
大腸がん	男 7.2	→ 7.2
	女 18.3	→ 15.1
子宮がん	女 0.0	→ 0.0
乳がん	女 14.2	→ 12.1

	現 状	平成22年
全がん	男 178.9	→ 156.1
	女 71.6	→ 53.8
胃がん	男 34.7	→ 23.0
	女 10.9	→ 6.2
肺がん	男 33.8	→ 25.8
	女 7.5	→ 4.0
子宮がん	女 0.0	→ 0.0

脳血管疾患の減少（人口10万対）

	現 状	平成22年
全年齢	男 46.0	→ 45.3
	女 26.1	→ 16.4
壮年期	男 16.2	→ 4.9
	女 22.6	→ 9.4

虚血性心疾患の減少（人口10万対）

	現 状	平成22年
全年齢	男 25.3	→ 23.4
	女 13.4	→ 11.4
壮年期	男 21.5	→ 19.1
	女 14.7	→ 13.1

自殺を減らす（人口10万対）

	現 状	平成22年
全年齢	男 79.0	→ 39.6
	女 12.9	→ 7.7
壮年期	男 113.3	→ 73.8
	女 6.1	→ 6.1

糖尿病有病者の減少

	現 状	平成22年
男	275人	→ 256人（7.0%減）
女	432人	→ 401人（7.3%減）

80歳で自分の歯を20本以上残す

	現 状	平成22年
80歳代	10.7本	→ 12本以上

認知症になる人を減らす

	現 状	平成22年
	47.8%	→ 減らす





健康目標対象分野の目標

健診受診率の向上		肥満者の減少	
	現 状	平成 22 年	※BMI 25 以上者の割合を減らす
基本健診	45.4%	→	現 状
			平成 22 年
胃がん検診	30.1%	→	男 26.8%
			→
肺がん検診	61.4%	→	15%以下
			女 30.1%
大腸がん検診	45.6%	→	→
			20%以下
子宮がん検診	28.4%	→	
乳がん検診	31.9%	→	
		最大血圧の低下	
		最大血圧を 3.8mmHg 低下させる	
	現 状	平成 22 年	
	男 139.3mmHg	→	135.5mmHg
	女 140.2mmHg	→	136.4mmHg



個人の行動目標
(目標達成のための個人の目標)



健康を支援する環境づくり目標
(行動目標を実践していくために家庭や地域・関係機関・行政その他が支援すべきこと「関係機関の役割」)

現状値の根拠 年齢調整死亡率：健康指標のマクロ（1988-2002） その他：平成 17 年保健実績

◆目標値設定の考え方◆

町の現状指標が、県の目標値を達成しているもの	⇒	・新たに目標値を設定 ・ベースラインと過去の低減率を参考に設定
町の現状指標が、県の目標値に達成していないもの、あるいは、町の現状指標がないもの	⇒	・県の数値目標があるものは県にあわせてできるだけ数値を設定する

※平均自立期間とは、65 歳の方が今後元気で活動的に暮らすことができる期間のことをいいます。単に長生きするのではなく、この元気な期間をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病予防と生活機能の低下予防（介護予防）が大きな鍵となります。平均自立期間算出方法は、島根県保健環境科学研究所開発の健康指標計算システムにより、介護認定 2 以上を障害域として計算しています。

※壮年期とは、40～64 歳までをいい、全年齢とは、0 歳以上すべての年齢層をいいます。

「健康目標」のがん、脳血管疾患、虚血性心疾患、自殺については、壮年期、全年齢に分けての死亡率の数値を表示しています。（年齢調整死亡率については、P8 参照。）

※BMI とは肥満の程度を示す指数 BMI=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)

(指数の判定区分～18.5 未満やせ、18.5～25.0 未満標準、25～30 未満軽度肥満、30 以上高度肥満)

◆各分野の目標と取り組み◆

施策の柱	(1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進			
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食をきちんと食べましょう。 ・食塩を減らしましょう。 ・自分にあった食事内容や量を取りましょう。 ・間食を一日一回までにしましょう。(幼児は一日一回～二回まで) 			
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の場を増やします。 ・健康づくり応援店を増やします。 			
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年
	①毎日朝食をきちんと食べている小学生の割合	78.5%	H17 子どもの体力に関する生活実態調査(町)	増やす
	②欠食が多いにはいと答えた人の割合	全体 6.2% 20歳代で 29.2%	H16 健康栄養調査(大田圏域)	減らす 減らす
	③一日の食塩摂取量	11.2g	H16 健康栄養調査(大田圏域)	減らす
	④自分にあった食事内容や量を知っている人の割合	60.6%	H16 健康栄養調査(大田圏域)	増やす
	⑤間食の回数			
	・一日一回までの人の割合	50%	H16 健康栄養調査(大田圏域)	増やす
	・一日三回以上食べる幼児の割合	1.6歳児 13.8% 3歳児 9.2%	H17 幼児健診(町)	減らす 減らす
	⑥栄養成分表示の利用状況	常に見ている人 4.4% 時々見ている人 36.7%	H16 健康栄養調査(大田圏域)	増やす
	⑦健康づくり応援店数(町内)	6店舗	H17(県)	増やす
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・「早寝・早起き・朝ごはん」で生活リズムを整えましょう。 ・子どもの頃から望ましい食習慣をつくりましょう。 ・家族で食事づくりをしましょう。 ・家族そろって楽しい食卓にしましょう。 ・間食は一日一回までにし、量や内容を考えましょう。 ・学習会に参加し、食に関する技術や知識を身につけましょう。 ・食品の栄養成分表示を活用しましょう。 			
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する学習の場を増やし、望ましい食習慣を普及しましょう。 ・料理教室や親子クッキング等、調理体験の機会をつくり、地域から食への関心を高めていきましょう。 			
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所(園)・学校など関係機関が連携を取りながら、年齢に応じた食育を進めていきましょう。 ・食に関する学習の場をつくりましょう。 ・「安心・安全」な食品を提供しましょう。 ・健康メニューや情報提供のある健康づくり応援店を増やしましょう。 			
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・健康センターを拠点とした食育や相談の場を充実します。 ・町民に正しい食の情報を提供します。 ・食に関するボランティアと連携を取って地域の食生活改善に努めます。 ・食環境を整備しながら食の健康づくりの気運を高めます。 ・関係者、関係機関との連携を強めます。 ・邑南町食育推進計画を策定します。 			

施策の柱	(2) 運動による健康づくりの推進			
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・週三回以上の運動習慣を持ちましょう。 ・積極的に運動できる場に参加しましょう。 			
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に運動の場を増やします。 ・学習の場を増やします。 			
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年
	①週三回以上運動している人の割合	男 26.2 % 女 21.9 %	H17 基本健診調査 (町)	増やす
	②健康センター利用者数	延べ 10,118 人	H17 保健実績 (町)	増やす
	③運動教室実施数	地域運動教室 4か所 延べ 103 回	H17 保健実績 (町)	20か所
	④運動に関する講演会・教室数	22 回		増やす
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・家族ぐるみで運動習慣を身につけましょう。 ・運動関係の教室や行事に誘い合って、積極的に参加しましょう。 			
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・運動に関する学習の場を持ちましょう。 ・仲間づくりを行い、運動できる場をつくりましょう。 ・自治会の健康づくり活動として運動を取り入れましょう。 			
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・職場に運動(体操)を取り入れるように努力しましょう。 ・体力づくり、運動について学習の場を計画しましょう。 ・生活習慣病予防について学習の場をつくりましょう。 			
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な施設を利用して運動を普及します。 ・健康センターを拠点にして正しい知識の情報発信をします。 ・運動施設、備品、ウォーキングコースを整備します。 ・個別運動処方により目的に応じた指導を行い、運動が継続できるよう支援します。 ・運動習慣を身につけるための健康教育、運動教室を実施します。 ・運動実践グループを育成します。 ・夜でも安心してウォーキングできる歩道の整備を検討します。 			

施策の柱	(3) 心の健康づくりの推進			
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスの対処方法を持ちましょう。 ・心の病気（うつ病）について理解しましょう。 			
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康についての相談の場を増やします。 ・心の健康づくりに取り組む事業所を増やします。 ・学習の場を増やします。 			
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年
	①ストレスの対処方法を持つ人の割合	男 95.0 % 女 95.2 %	H16 健康調査（県）	100%
	②心の病気（うつ病）について理解している人の割合	男 93.8 % 女 96.8 %	H17 住民認知度調査（県）	増やす
	③心の相談・カウンセリング・講演会実施回数	13回 延べ83人	H17 保健実績（町）	増やす
	④心の健康づくりに取り組んでいる事業所数（町内）	37事業所 (65事業所調査)	H17 事業所健康づくり調査（大田圏域）	増やす
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・家族団らんの時間をつくりましょう。 ・自分なりのストレス解消法を身につけましょう。 ・家族の心の変調に早期に気づき、相談しましょう。 ・心の病気等の学習の場へ参加しましょう。 			
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康、人権について関心を持ちましょう。 ・うつ病について学習する機会を持ちましょう。 ・地域のふれあい、世代間交流などの場をつくりましょう。 			
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスに関する教育を実施しましょう。 ・職場内に気軽に相談できる場をつくりましょう。 ・うつ病の早期発見をし、早期に対応する体制づくりを行いましょ。 			
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康について健康教育・意識啓発を行います。 ・自殺予防のための実態調査、分析を行い予防に努めます。 ・相談窓口を設置し、専門機関へ紹介します。 ・職場との連携を深め、心の健康づくりを推進します。 ・関係機関と連携し、人権教育を進めます。 			

施策の柱	(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進				
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙しましょう。 ・未成年者はたばこを吸わないようにしましょう。 ・お酒を飲み過ぎないようにしましょう。 ・未成年者はお酒を飲まないようにしましょう。 				
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ健康に関する学習、研修会の開催を増やします。 ・分煙施設数を増やします。 ・アルコールと健康、適正飲酒に関する学習の場を増やします。 ・アルコールについての相談窓口を整備します。 				
目標値	指標	現状		データの根拠	平成22年
	①成人の喫煙率	20歳代：43.1% 30代：50.5% 40歳代：55.8%		H16 健康調査（県）	減らす
	②未成年者の喫煙経験率	高校生	中学生	H17 未成年者の喫煙等 についての調査（県）	なくす
		男 32.3%	16.5%		
	飲酒経験率	男 19.9%	10.0%		
女 31.3%		20.0%			
③学習・研修の回数	—			増やす	
④分煙事業所数 (町内)	完全禁煙 13 不完全分煙 23	完全分煙 8 検討中 19	H17 事業所健康づくり 調査（大田圏域）	増やす	
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにたばこを吸わせない、お酒は飲ませないようにしましょう。 ・家庭内分煙・禁煙を実施しましょう。 ・禁煙について家庭で話し合しましょう。 ・週二回の休肝日をつくりましょう。 ・学習会に参加しましょう。 				
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者にたばこ・お酒は飲ませないようにしましょう。 ・地域の会合時は禁煙とし、灰皿は出さないようにしましょう。 ・公共施設・公共の場での禁煙・分煙施設を増やしましょう。 ・酒宴の席でお酒を強要ないようにしましょう。 ・学習の機会をつくりましょう。 				
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の禁煙・分煙対策に取り組みましょう。 ・職場において職員に対する健康教育をしましょう。 ・会議中は禁煙とし、灰皿は出さないようにしましょう。 ・たばこの煙のない飲食店を増やしましょう。 ・小売店は未成年者にたばこ・お酒を販売ないようにしましょう。 ・学校教育の中で喫煙・飲酒防止指導を進めましょう。 				
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ・お酒の害に関する健康教育を実施し、意識啓発を行います。 ・禁煙指導を行い、禁煙したい人をサポートします。 ・公共の場、職場の禁煙、分煙への取り組みを進めます。 ・禁煙相談・酒害相談窓口を開設し、個別相談に応じます。 ・断酒会の活動支援を行います。 				

施策の柱	(5) 歯の健康づくりの推進			
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・夕食後または寝る前の歯磨きをしましょう。 ・歯周疾患予防のために定期的に歯科医にかかりましょう。 			
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の普及・啓発をします。 ・歯周疾患予防の学習の場を増やします。 			
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年
	①夕食後または寝る前の歯磨き	夕食後 35.3% 寝る前 44.3%	H17 住民認知度調査 (県)	増やす
	②定期的に歯科医に受診している割合	男 17.2% 女 21.5%	H16 健康調査 (県)	増やす
	③歯周疾患予防教室の回数	成人 4 回 (母子 60 回)	H17 保健実績 (町)	増やす
	④残存歯数 (町)	40 歳代 28.5 本 60 歳代 18.1 本 80 歳代 10.7 本	H17 県民残存歯数及び 歯周疾患の状況調査(県)	29 本以上 22 本以上 12 本以上
	⑤成人歯科検診実施回数	—		増やす
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で食後の歯磨きを実践しましょう。 ・みんなで年一回かかりつけ歯科医で口腔清掃しましょう。 ・むし歯・歯周病にかかったら早めに治療しましょう。 ・フッ化物を積極的に利用しましょう。 ・学習の場へ積極的に参加しましょう。 ・間食の回数・量・内容について家族で話し合しましょう。 			
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健に関する学習の場を企画しましょう。 ・地域行事のお菓子は、内容や量を考えましょう。 			
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健に関する学習の場を計画しましょう。 ・食後の歯磨きの習慣づくりをしましょう。 ・職場に歯科検診を導入するよう努力しましょう。 ・関係機関と連携し介護予防への取り組みを進めましょう。 			
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健に関する健康教育を行います。 ・フッ化物の利用について PR します。 ・職場への歯科検診導入の働きかけをします。 ・成人歯科保健の取り組みを進めます。 ・早期から介護予防への取り組みを進めます。 ・歯科保健対策検討会を開催します。 ・ライフサイクルに応じた歯科予防推進計画を立案します。 			

施策の柱	(6) 生活習慣病予防健診の推進				
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健診を年に一回受け、自分の健康状態を知りましょう。 ・精密検査は必ず受診しましょう。 ・学習の場に参加しましょう。 				
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習や相談の場を増やします。 ・健診の受診率を上げます。 ・健康づくりに取り組む事業所及びグループを増やします。 				
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年	
	①年一回以上定期健診を受けている人の割合	基本健診	45.4%	H17 老人保健事業報告(町)	増やす
		胃がん検診	30.1%		増やす
		肺がん検診	61.4%		増やす
		大腸がん検診	45.6%		増やす
		子宮がん検診	28.4%		増やす
		乳がん検診	31.9%		増やす
②精密検査を受けている人の割合	基本健診	83.5%	H17 保健実績(町)	増やす	
	胃がん検診	89.3%		増やす	
	肺がん検診	85.5%		増やす	
	大腸がん検診	74.0%		増やす	
	子宮がん検診	100%		現状維持	
	乳がん検診	100%		現状維持	
③健康教育・相談回数と参加者数	健康教育	107回 延べ2,281人	H17 保健実績(町)	増やす	
④健康づくりに取り組む事業所及びグループ数(町内)	事業所数	26事業所 (62事業所調査)	H17 事業所健康づくり調査(大田圏域) H16 県央保健所調査	増やす	
	アドバイザー活用	2グループ		増やす	
⑤事業所健診結果を全員に通知している事業所(町内)	事業所数	58事業所 (61事業所調査)	H17 事業所健康づくり調査(大田圏域)	増やす	
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に誘い合って年一回の健診を受けましょう。 ・正しい食生活や運動の知識と技術を身につけるため、学習会に参加しましょう。 ・家庭で健康意識を高める話し合いをし、正しい生活習慣を家族ぐるみで身につけましょう。 				
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に誘い合って年一回の健診を受けましょう。 ・疾病について正しい知識を持つ場を設定しましょう。 ・生活習慣病を予防する取り組みをグループで行いましょう。 ・自治会・公民館を拠点に健康づくりの取り組みを行いましょう。 				
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい生活習慣の啓発活動、健康学習を行いましょう。 ・職場健診を充実させましょう。 ・産業保健連絡会へ参画しましょう。 ・学校で健康教育を推進しましょう。 				
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策を乳幼児期から推進します。 ・健康づくりに関する意識啓発と健康教育を推進します。 ・生活習慣病予防の栄養・食生活・運動の情報提供をします。 ・年一回健診を受けるよう働きかけます。 ・保健所・医療機関・事業所等関係機関と連携しながら職域保健を推進します。 				

施策の柱	(7) 生涯現役の推進			
個人の行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持った生活をしましょう。 ・人との交流を持ちましょう。 ・地域活動やボランティア活動に参加しましょう。 ・認知症予防教室に参加しましょう。 			
環境づくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の場を増やします。 ・認知症予防教室を増やします。 ・認知症の早期発見をします。 			
目標値	指標	現状	データの根拠	平成22年
	①70歳代で役割を持っている人の割合	男：73.9% 女：78.6%	H16 健康調査（県）	男女 100%
	②70歳代で趣味を持っている人の割合	男：69.4% 女：64.8%	H16 健康調査（県）	男女 100%
	③70歳代で気軽に話しあえる仲間がある人の割合	男：80.6% 女：85.5%	H16 健康調査（県）	男女 100%
	④70歳代で地域の行事や集まりに積極的に参加する人の割合	男：66.4% 女：57.2%	H16 健康調査（県）	男女 100%
	⑤認知症予防教室に参加している人の数	延べ 146 人	H17 保健実績（町）	増やす
	⑥認知症予防講演会及び学習会の回数	講演会 3 回 学習会 10 回	H17 保健実績（町）	増やす
	⑦認知症予防教室の開催か所	2 か所	H17 保健実績（町）	17 か所
家庭でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で役割を持ちましょう。 ・地域の行事や集まりに積極的に参加するよう声かけをしましょう。 ・家庭で団らんの時間を持ちましょう。 ・認知症予防教室に参加するよう働きかけましょう。 ・認知症予防講演会に家族で誘い合って参加しましょう。 ・気になることがあれば早期に相談窓口にご相談しましょう。 			
地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に関する学習の場を持ちましょう。 ・自治会館・集会所など身近なところで趣味や楽しみを積極的に開催しましょう。 ・地域の行事や集まりに積極的に参加する気運をつくりましょう。 ・認知症予防教室や講演会に誘い合って参加しましょう。 ・認知症予防教室を自主的に運営しましょう。 ・閉じこもり傾向の人へ声をかけ合って地域で支えましょう。 			
関係機関でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員などの関係者は、日頃から閉じこもり・うつ傾向の人の見守り、声かけ、関係機関への情報提供を行いましょ。 ・ボランティア組織を育成し、参加しやすい体制をつくりましょう。 ・高齢者の持っている知識・技術・経験を活用する場をつくりましょう。 			
行政でできること	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいのある生活が心身ともに健康であるという意識啓発を行います。 ・認知症に対する正しい情報を提供します。 ・認知症予防教室を各地域で開催します。 ・相談窓口の周知を行い、早期に相談できる体制をつくりましょ。 ・関係機関と連携を取り、閉じこもり・うつ傾向など気にかかる人へのアプローチを早期に行いましょ。 			

6 計画の推進方策



(1) 行政内部の推進体制の確立

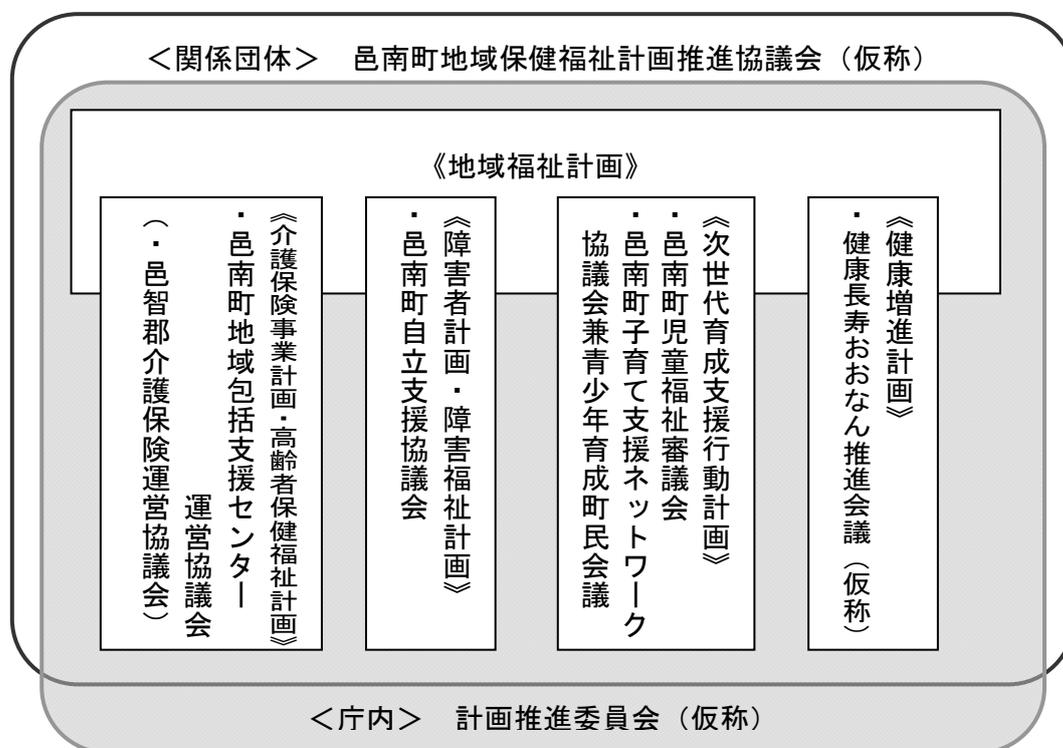
本計画は、福祉、保健、医療、労働、男女共同参画、情報、まちづくりなどの幅広い領域を含んだ計画です。このため、計画の推進にあたっては、庁内関係各課により「計画推進委員会（仮称）」を設置して連携を図り、全庁的な体制で一貫性のある施策の展開を図ります。

(2) 町民と一体となった推進体制の確立

本計画に包含される部門別の計画の推進にあたっては、行政・企業・学校・住民・NPOその他の関係団体が一体となってきめ細やかな取り組みを行うことが必要です。このため、部門別の計画ごとに、関係団体による推進組織を設け、この組織を中心として進捗状況を確認・検討し、計画の推進を図ります。

また、各部門別計画の領域は相互に関連しているため、地域全体の保健福祉を向上させていく上では、部門の枠を越えた総合的な観点を持ちながら施策を展開していくことが必要です。このため、部門別計画の推進組織の代表からなる「邑南町地域保健福祉計画推進協議会（仮称）」を設け、計画全体の進捗状況を確認・検討し、全体として効果的・効率的な計画の推進を図ります。

邑南町地域保健福祉計画推進体制



(3) 国・県等との連携

本町の住民を取り巻く環境や情勢の変化に適切に対応していくため、国・県と町の間で適切な役割分担を図りながら、密接な情報交換や連携を行い、計画の着実な推進を図ります。

なお、町独自で実施するよりも広域圏単位で実施するほうが効果的、効率的な事業及び専門性の高い事業については、行政間の広域的連携を図りつつ、サービス等の提供体制の整備を図ります。

(4) フォローアップと見直し

計画を着実に推進するため、「計画推進委員会（仮称）」により、計画に基づく各施策・事業の実施状況や数値目標について年度ごとに整理し、点検・評価を行います。

これとともに、各部門別計画の推進組織や「邑南町地域保健福祉計画推進協議会（仮称）」において、計画の進捗状況について確認・検討し、見直しに反映します。

(5) 計画内容や進捗状況の周知

町広報紙や町ホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く住民に周知するとともに意見を募ります。

(6) 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、住民ニーズの多様化、人口の変動、経済状況の変化など、社会環境の変化が予想されるとともに、国の社会保障制度や医療保険制度についても変更されることが予測されます。

策定された計画は十分尊重されるものですが、これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、各計画の変更は必要に応じた見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

資料編

■ 邑南町地域保健福祉計画策定委員会委員名簿

	役職	氏名	所属	
1		岸本 泰子	島根県	県央保健所長
2		日高 亘	邑南町議会	総務教育常任委員長
3		山本 忠徳	邑南町	邑南町助役
4		三上 巖信 ・大隅 泰 兼任	医療機関の代表	邑智郡医師会
5		服部 巖	各種団体の代表	社会福祉協議会会長
6		三上 巖信		徳祐会理事長
7		日高 勝明		おおなん福祉会理事長
8		洲濱 哲夫		瑞穂福祉会理事長
9		大隅 泰		石見さくら会理事長
10		日高 昭登		邑智福祉振興会理事長
11		嘉戸 哲治	学校代表	阿須那小学校校長
12		能美 恭志	PTA代表	邑南町連合PTA会長
13		柘植 三義	住民組織の代表	邑南町老人クラブ連合会会長
14	副会長	吉貝 光雄		邑南町民生児童委員会会長
15		平野 寿昭		邑南町身体障害者福祉協会会長
16		小泉 義則		邑南町手をつなぐ親の会会長
17		益田 勲		邑南町精神障害者家族会会長
18		天川 藤信	住民代表	公 募
19		鍵本 和雄	住民代表	
20		三上 照江	住民代表	
21	会 長	服部 一伸	学識経験者	

■ 邑南町地域保健福祉計画作業部会委員名簿

地域福祉作業部会			所 属
1	委員	上田 実	社会福祉協議会
2		森脇 伶	民生児童委員
3		天津 多満江	住民
4	(部長)	森脇 幹夫	住民
5		前田 幸子	住民
6		中村 昌史	住民
7		和田 恵子	福祉課職員
8	庶務リーダー	日高 久志	福祉課職員
9	庶務	竹野 勝治	福祉課職員
高齢者作業部会			所 属
1	委員	三上 保	社会福祉協議会
2		長谷川美智子	介護サービス提供者
3	(部長)	曾根田 勇	あさざり
4		三上 佐代子	徳祐会
5		川中 幸子	桃源の家
6		植田 利江	香梅苑
7		井上 晃紀	民生児童委員
8		土崎 しのぶ	保健課職員
9		青木 美鳥	福祉課職員
10	庶務リーダー	高橋 美貴子	福祉課職員
11	庶務	片桐 政彦	福祉課職員
障害者福祉作業部会			所 属
1	委員	井川 隆英	社会福祉協議会
2		坂口 秀司	瑞穂福祉会
3	(部長)	川中 静親	緑風園
4		山本 明子	はあもにいはうす
5		服部 卓夫	愛香園
6		三宅 幸徳	くるみ学園
7		森本 幸子	県央保健所健康増進G課長
8		岸本 茂子	民生児童委員
9		安田 裕子	保健課職員
10		新田 英隆	福祉課職員
11	庶務リーダー	佐々木 孝義	福祉課職員
12	庶務	賀美 敦	福祉課職員

児童部会			所 属
1	委員	古川 浩子	羽須美地域保育所代表
2		酒井 眞知子	瑞穂地域保育所代表
3	(部長)	白川 富美子	石見地域保育所代表
4		森脇 真由美	子育て支援センター
5		宮本 規子	子育て支援センター
6		森田 順子	教育委員会学校教育課
7		服部 幸朗	教育委員会生涯学習課
8		坂本 晶子	保健課職員
9	庶務リーダー	升田 進	福祉課職員
10	庶務	田村 哲	福祉課職員
健康21作業部会			所 属
1	委員	沖原 典子	県央保健所健康増進G
2		木原 典子	矢上小学校養護教諭
3		的場 秀夫	石見町商工会指導員
4	(部長)	大矢 寿々美	食の推進員副会長
5		伊藤 岩夫	運動サポーターリーダー
6		片岡 幸子	健康づくり自主グループ
7		洲濱 信夫	生涯学習課
8		上田 秀敏	町民課国保係
9		井上 涼子	保健課・保健師
10		上田 郁子	保健課・保健師
11		上田 千香子	保健課・保健師
12		沖野 幾子	保健課・栄養士
13		藤住 由紀子	保健課・歯科衛生士
14	庶務リーダー	大矢 輝美	保健課職員
15	庶務	甲山 尚江	保健課職員

■ 邑南町地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 邑南町地域保健福祉計画の策定にあたり、町民や関係者の意見を反映させるため邑南町地域保健福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 邑南町全体の保健、福祉の実態を把握し、総合的なサービスの評価と課題

(2) 邑南町全体の保健福祉のサービスの方向性

ア 母子保健施策に関すること。

イ 地域福祉施策に関すること。

ウ 高齢者施策に関すること。

エ 子育て支援に関すること。

オ 障害者施策に関すること。

(策定委員の組織)

第3条 策定委員会委員は、21名とする。

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成18年度末までとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部 会)

第6条 策定委員会に作業部会を置く。

2 部会員は、町長が委嘱する。

3 各部会に部長をおき、互選により選任する。

4 部会は、第2条の具体的な検討を行う。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、邑南町役場福祉課において処理する。

(委 任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年8月9日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

■ 邑南町地域保健福祉計画策定経過

年月	策定委員会	地域福祉作業部会	高齢者作業部会	障害者福祉作業部会	児童部会	健康 21 作業部会	事務局会議
平成 18年 8月							11日 第1回庶務担 当者会議
9月				4—25日 アンケート調査 票配布・回収			8日 第2回庶務担 当者会議 15日 第3回庶務担 当者会議 28日 第4回庶務担 当者会議
10月	12日 第1回策定委員 会	5日 第1回作業部会	5日 第1回作業部会	4日 第1回作業部会		3日 第1回作業部会 27日 第2回作業部会	12日 第5回庶務担 当者会議
11月		6日 第2回作業部会 21日 第3回作業部会	7日 第2回作業部会 20日 第3回作業部会	17日 第2回作業部会 30日 第3回作業部会	9日 第1回作業部会		17日 第6回庶務担 当者会議
12月		13日 第4回作業部会	21日 第4回作業部会	7日 第4回作業部会 20日 第5回作業部会		13日 第3回作業部会	22日 第7回庶務担 当者会議
平成 19年 1月		19日 第5回作業部会		19日 第6回作業部会	17日 第2回作業部会	16日 第4回作業部会	24日 第8回庶務担 当者会議
2月	1日 第2回策定委員 会						1日 第9回庶務担 当者会議
3月							

■ 邑南町地域保健福祉計画庶務担当者会議経過

年月	策定委員会	地域福祉作業部会	高齢者作業部会	障害者福祉作業部会	児童部会	健康21作業部会	事務局会議
平成18年8月				11日 第1回			11日 第1回庶務担当者会議
9月			29日 第1回	15日 第2回 28日 第3回	13日 第1回	13日 第1回 21日 第2回 26日 第3回	8日 第2回庶務担当者会議 15日 第3回庶務担当者会議 28日 第4回庶務担当者会議
10月	12日 第1回策定委員会	26日 第1回 31日 第2回	19日 第2回 23日 第3回 26日 第4回	2日 第4回 4日 第5回 12日 第6回	2日 第2回 26日 第3回	17日 第4回 26日 第5回	10日 第6回庶務担当者会議 12日 第7回庶務担当者会議
11月			8日 第5回 13日 第6回	8日 第7回 15日 第8回		22日 第6回 27日 第7回	17日 第6回庶務担当者会議
12月		7日 第3回 12日 第4回	1日 第7回 13日 第8回 15日 第9回	7日 第9回 13日 第10回		5日 第8回 7日 第9回 27日 第10回	22日 第7回庶務担当者会議
平成19年1月			17日 第10回	10日 第11回 22日 第12回	10日 第4回	9日 第11回 16日 第12回	24日 第8回庶務担当者会議
2月	1日 第2回策定委員会						1日 第9回庶務担当者会議
3月							

■ 邑南町障害者計画・障害福祉計画策定に係る調査結果考察

(本資料は、邑南町障害者計画・障害福祉計画策定に係る調査の中から概要をまとめ、考察を加えたものです。)

◇調査の概要

【調査方法】

調査の種類	① 身体障害者・知的障害者調査		
	② 精神障害者調査		
調査対象者	平成 18 年 9 月 1 日現在で町内に在住する 70 歳までの障害者手帳所持者		
	① 身体障害者手帳及び療育手帳所持者	調査数	501 名 (身体 409 名 知的 92 名)
	② 精神障害者保健福祉手帳所持者		261 名
	合 計		762 名
抽出方法	悉皆(ただし、精神障害者保健福祉手帳を含む複数の手帳を所持する場合は、精神障害者調査の対象とし、身体障害者・知的障害者調査の対象からは除いている)		
調査方法	郵送による配布回収		
調査期間	平成 18 年 9 月 4 日から 9 月 25 日		
調査票回収数	①	250 名	回収率
	②	127 名	
	合 計	377 名	
			49.9%
			48.7%
			49.5%
	※白紙票は回収数に含めず		

【対象者の属性】

<年齢>

単位:%	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	無回答
身体・知的障害者調査(N=250)	1.6	6.8	36.0	50.0	5.6
身体障害者手帳所持者(N=210)	1.4	3.8	34.8	57.6	2.4
療育手帳所持者(N=47)	4.3	25.5	53.2	8.5	8.5
精神障害者調査(N=127)	7.1	37.0	42.5	1.6	11.8

<居住地区>

単位:%	口羽	阿須那	市木	田所	出羽	高原	布施・八色石	井原	中野	矢上	日和	日貫	無回答
身体・知的障害者調査(N=250)	6.4	10.0	6.0	10.0	6.4	5.2	0.8	4.8	22.4	16.8	4.4	5.2	1.6
在宅	5.2	9.6	6.0	8.4	6.0	5.2	0.4	4.8	12.4	15.6	4.0	4.4	0.4
施設	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2	0.4	0.4	0.8	1.2
病院	0.8	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.8	0.0	0.0	0.0
その他・不明	0.4	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害者調査(N=127)	1.6	5.5	0.8	7.9	7.9	4.7	1.6	3.9	48.8	8.7	3.9	1.6	3.1
在宅	1.6	4.7	0.8	4.7	0.8	3.9	1.6	3.1	8.7	7.1	3.9	0.8	1.6
施設	0.0	0.8	0.0	1.6	7.1	0.8	0.0	0.0	39.4	0.0	0.0	0.8	1.6
病院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他・不明	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.6	0.0	0.0	0.0

<生活の場>

身体・知的障害者調査				
区分	在宅	施設	病院	その他・不明
全地区(N=250)	82.4	12.8	2.8	2.0
口羽地区(N=16)	81.3	0.0	12.5	6.3
阿須那地区(N=25)	96.0	4.0	0.0	0.0
市木地区(N=15)	100.0	0.0	0.0	0.0
田所地区(N=25)	84.0	4.0	0.0	12.0
出羽地区(N=16)	93.9	0.0	6.3	0.0
高原地区(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0
布施・八色石地区(N=2)	50.0	0.0	50.0	0.0
井原地区(N=12)	100.0	0.0	0.0	0.0
中野地区(N=56)	55.4	41.1	1.8	1.8
矢上地区(N=42)	92.9	2.4	4.8	0.0
日和地区(N=11)	90.9	9.1	0.0	0.0
日貫地区(N=13)	84.6	15.4	0.0	0.0
無回答(N=4)	25.0	75.0	0.0	0.0

精神障害者調査				
区分	在宅	施設	入院	その他・不明
全地区(N=127)	43.3	52.0	0.0	4.7
口羽地区(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0
阿須那地区(N=7)	85.7	14.3	0.0	0.0
市木地区(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0
田所地区(N=10)	60.0	20.0	0.0	20.0
出羽地区(N=10)	10.0	90.0	0.0	0.0
高原地区(N=6)	83.3	16.7	0.0	0.0
布施・八色石地区(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0
井原地区(N=5)	80.0	0.0	0.0	20.0
中野地区(N=62)	17.7	80.6	0.0	1.6
矢上地区(N=11)	81.8	0.0	0.0	18.2
日和地区(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0
日貫地区(N=2)	50.0	50.0	0.0	0.0
無回答(N=4)	50.0	50.0	0.0	0.0

1. 生活の場について

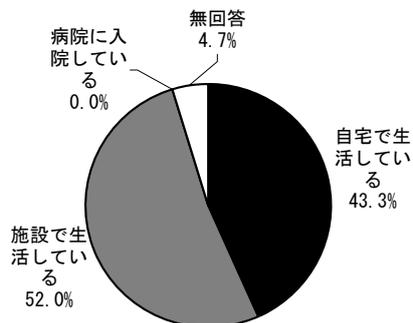
現在の生活の場については、身体では、自宅が大半を占めており【身・知：問7】、今後希望する生活の場では「今のままでよい」「家族と一緒に暮らしたい」が大半を占めていることから【身・知：問9】、在宅志向が強いことがうかがえる。知的では、障害者施設に住む人が約半数となっている。精神でも、施設で暮らす人が約半数となっているが、そのうち2割は「家族と一緒に暮らしたい」としている【精：問5、問8生活の場別クロス】

現在自宅に住んでいる人については、自宅生活を続けていくことへの支援が重要であるとともに、現在自宅以外で生活しており、かつ、自宅復帰を望んでいる人に対する受け皿と生活支援体制確保が望まれる。

【身・知：問7 所持手帳別クロス】(上位5項目) 現在のお住まい、あるいは生活の場はどこですか。

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者手帳 (N=210)	自分の家 86.7	障害者施設に入所 5.2	病院に入院 3.3	借家・アパート 1.0(同率4位)	公営住宅(県営・町営) 1.0(同率4位)
療育手帳 (N=47)	障害者施設に入所 48.9	自分の家 38.3	知的障害者グループホーム 6.4	借家・アパート 2.1(同率4位)	その他 2.1(同率4位)

【精】 問5 (SA) N=127 生活する場所はどこですか。



【身・知：問9 所持手帳別クロス】(上位5項目) 今後、暮らしたいと思うのはどれですか。

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者手帳 (N=210)	今のままでよい 71.4	家族と一緒に自宅で暮らしたい 32.9	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 6.2	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 5.2	無回答 1.9
療育手帳 (N=47)	今のままでよい 46.8	家族と一緒に自宅で暮らしたい 34.0	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 17.0	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 12.8	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 8.5

【精：問8 生活の場所別クロス】(上位5項目) 今後、暮らしたいと思うのはどれですか。

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
自宅で生活している (N=49)	今のままでよい 77.6	家族と一緒に自宅で暮らしたい 34.7	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 12.2	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 4.1(同率4位)	その他 4.1(同率4位)
施設で生活している (N=64)	今のままでよい 53.1	家族と一緒に自宅で暮らしたい 23.4	専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい 20.3	一人暮らしや結婚のために家を借りたい 10.9(同率4位)	生活の練習をするための施設やサービスを利用したい 10.9(同率4位)

2. 障がい者の抱える不安と相談相手について

現在の生活で困っていること・不安に思っていることについて、障害別で特徴を見ると、身体と精神では、「自分の健康や体力に自信がない」が、知的については「一人での外出が不安」が、それぞれ最も多くの回答として挙がっている【身・知：問 10、精：問 16】。身体では「交通機関の利用が不便」、知的では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、精神では「働くところがない」がそれぞれ5位以内に入っている。

困ったときの相談先は、3障害とも「家族」が最も多い【身・知：問 11、精：問 15】。知的では「サービスを受けているところの職員」が2位となっており、サービス提供者が相談先としても重要な役割を果たしていることがうかがえる。精神では「病院の医師」が2位となっており、医療とのつながりが深い実情がうかがえる。

これらのことから、障がい者の不安解決にあたっては、個々人の状況に応じて、相談先として選択されている医療機関やサービス提供事業者等との連携と情報共有も重要と言える。

【身・知 問 10 所持手帳別クロス集計(上位5項目)】困っていること・不安に思っていること

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者手帳 (N=210)	自分の健康や体力に自信がない	特に困っていることはない	生活に十分な収入が得られない	家族など介護者の健康状態が不安	交通機関の利用が不便
	36.7	33.8	20.0	19.0	18.6
療育手帳 (N=47)	一人での外出が不安	特に困っていることはない	家族など介護者の健康状態が不安	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	親友・友人がいない
	29.8	27.7	21.3	17.0	14.9

【精 問 16(上位5項目)】困っていること・不安に思っていること

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
精神障害者保健福祉手帳 (N=127)	自分の健康や体力に自信がない	特に困っていることはない	生活に十分な収入が得られない	一人での外出が不安	働くところがない
	29.1	25.2	22.8	18.9	18.1

【身・知 問 11(上位5項目)】相談相手

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者手帳 (N=210)	家族	友人・知人	病院	町役場福祉担当課	隣近所の人
	79.0	24.8	22.9	15.2	11.4
療育手帳 (N=47)	家族	サービスを受けているところの職員	友人・知人	病院	町役場福祉担当課
	53.2	46.8	14.9	8.5	8.5

【精 問 15(上位5項目)】相談相手

単位:%	1位	2位	3位	4位	5位
精神障害者保健福祉手帳 (N=127)	家族	病院の医師	友人・知人	病院	地域生活支援センター/相談する人はいない
	52.0	32.3	24.4	22.8	11.0

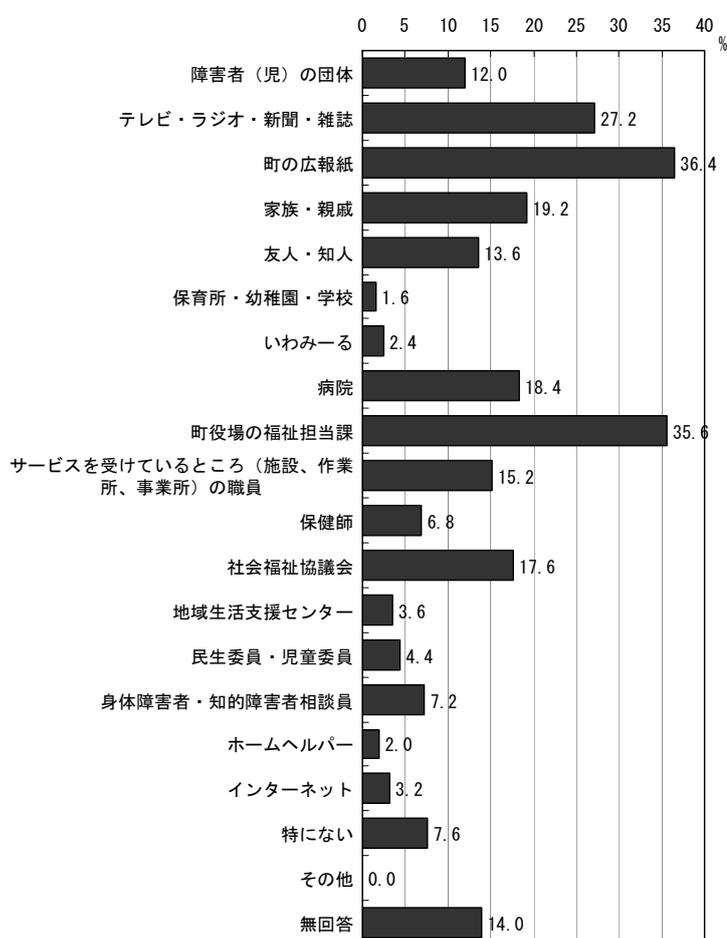
3. 情報提供について

情報の入手先については、「町の広報誌」「町役場の福祉担当課」に続き、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「家族・親戚」「病院」「社会福祉協議会」となっており【身・知：問 14】、町の果たす役割が大きいことがうかがえる。

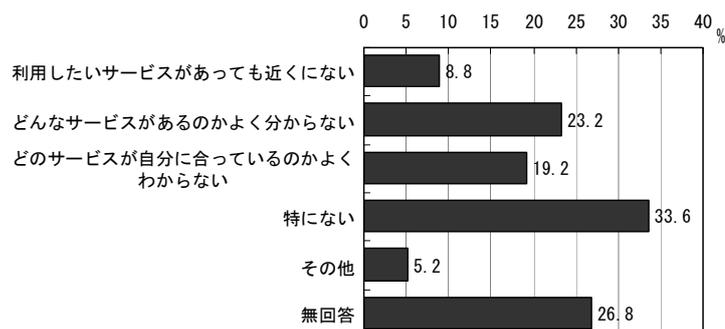
また、これまでサービス利用について不満や困ったことがあるかたずねた設問では、「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」がそれぞれ2割程度となっており【身・知：問 15】、今後とも確実な情報提供が望まれるとともに、ケアマネジメントの必要性がうかがえる結果となっている。

【身・知】

問14 (MA) N=250 サービスに関する情報の入手先



問15 (MA) N=250 サービス利用についての不満・困ったこと



4. 就労について

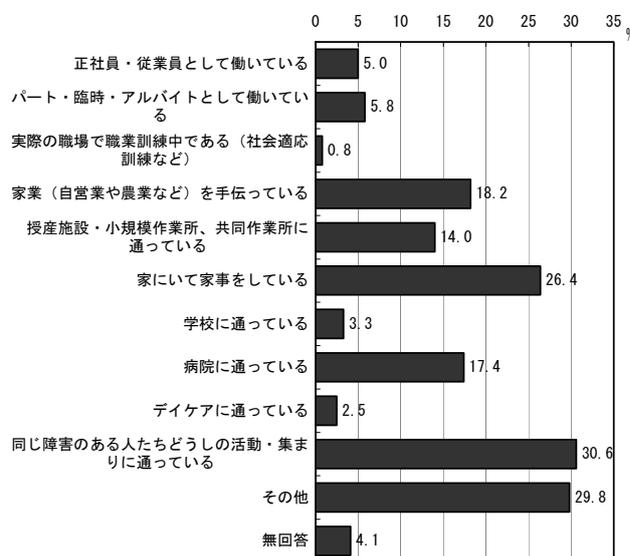
現在の就労状況は、身体・知的では18歳から64歳までの年齢区分でも、「常勤で仕事をしている」「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」の双方を合わせて5割以下にとどまっている【身・知：問27-(1)年齢別クロス】。精神では就労している人は1割程度に限られており【精：問9】、就労していない理由としては、「病気の症状が辛いから」「体力がついていかない」などが多く挙がっており【精：問11】、障害とうまくつきあいながら就労する困難さがうかがえる。その状況の中でも、今後の過ごし方として「正社員・従業員として働きたい」「パート・臨時・アルバイトとして働きたい」や「職業に就くための力や技術を身につけたい」は現状の倍以上となっており、就労支援の充実が求められる。身体・知的でも、「現在は仕事をしていないが探している」が一定数挙がっており、希望する仕事に就くうえで解決を求める課題としては、「事業主の理解」や「専門的な支援員の配置」「他の従業員や顧客などの理解」等が比較的多く挙がっている【身・知：問30】。

【身・知：問27-(1) 年齢別クロス】(上位5項目) 就労の状況や形態

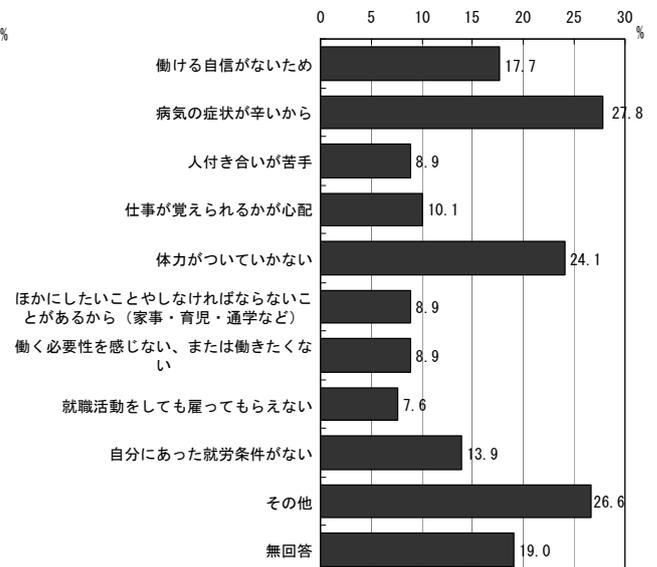
単位：%	1位	2位	3位	4位	5位
18歳未満 (N=4)	常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む) 50.0	学校へ通っている 25.0(同率2位)	無回答 25.0(同率2位)	パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている 0.0	現在は仕事をしていないが探している 0.0
18~39歳 (N=17)	常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む) 47.1	無回答 23.5	その他 17.6	現在は仕事をしていないが探している 11.8	パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている 0.0
40~64歳 (N=90)	常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む) 28.9	仕事をしていない(就労を希望していない) 23.3	無回答 20.0	パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている 11.1	その他 8.9
65歳以上 (N=125)	無回答 50.4	仕事をしていない(就労を希望していない) 27.2	その他 13.6	現在は仕事をしていないが探している 4.0	常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む) 2.4

【精】

問9 (MA) N=121 日中の過ごし方

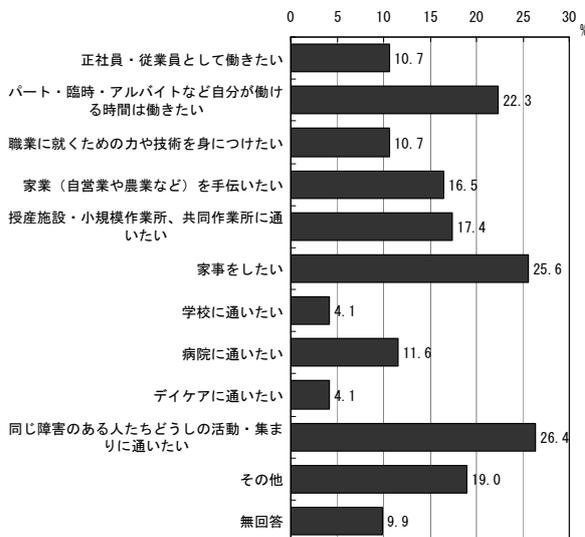


問11 (MA) N=79 働いていない理由



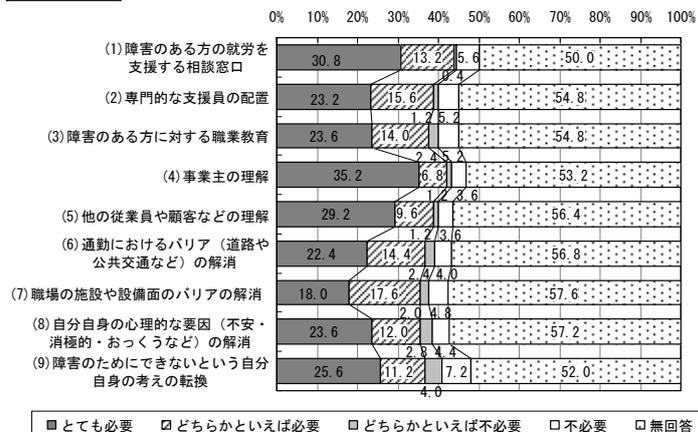
【精】

問10 (MA) N=121 今後の日中の過ごし方



【身・知】

問30 (SA) N=250 仕事に就くために解決が必要な課題

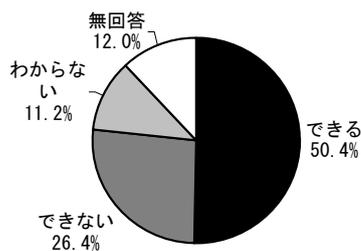


5. 災害対策について

災害が発生した場合、一人で避難することが「できる」とする割合は、身体・知的では約半数【身・知：問 35-(2)】、精神では約4割【精：問 18】となっている。逆に、半数以上の方は非難に不安を持っている状態といえ、地域防災の取組などを通じ、日ごろから災害時の不安を軽減しておくことが期待される。

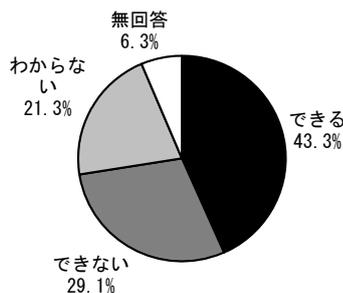
【身・知】

問35-(2) (SA) N=250 災害時に一人で非難できますか。



【精】

問18 (SA) N=127 災害時に一人で非難できますか。



6. 障害の地域理解について

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることもあるかたずねた設問では、身体と比較して、知的の方がやや強く感じている傾向にある【身・知：問31】。差別・偏見を感じる場面としては、「人間関係」「地区の行事・集まり」「街角での人の視線」の割合が高く【身・知：問32】、身近な場面での関わりについて、地域住民が意識を高められる取組が期待される。

精神でも、障害があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」人が4分の1を超えている。

【身・知 問31 所持手帳別クロス集計】日常生活において差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。

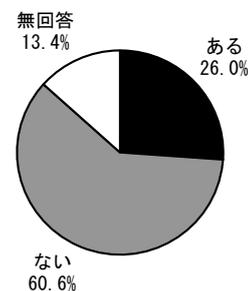
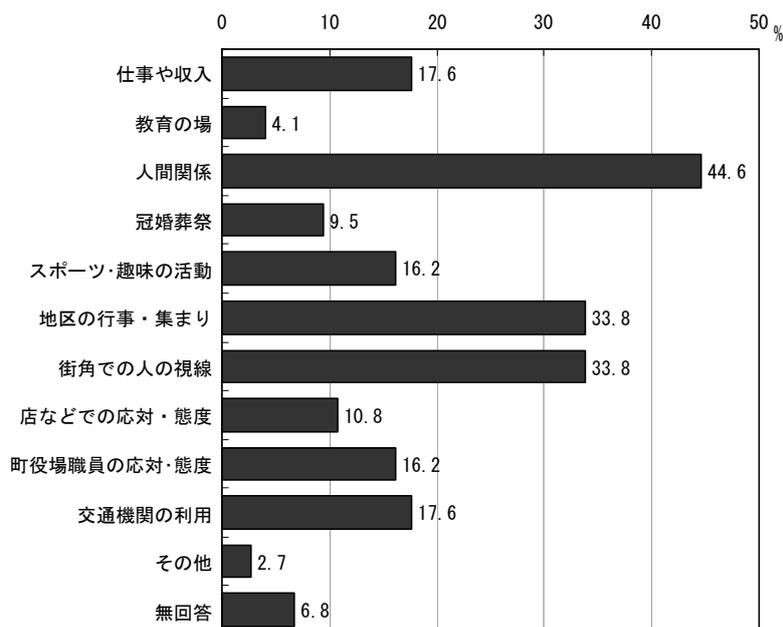
単位：%	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
身体障害者手帳(N=210)	9.0	27.5	33.5	29.9	9.0
療育手帳(N=47)	14.3	25.7	34.3	25.7	14.3

【身・知】

【精】

問32 (MA) N=74 差別や偏見、疎外感を感じたとき

問19 (SA) N=127 障害があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

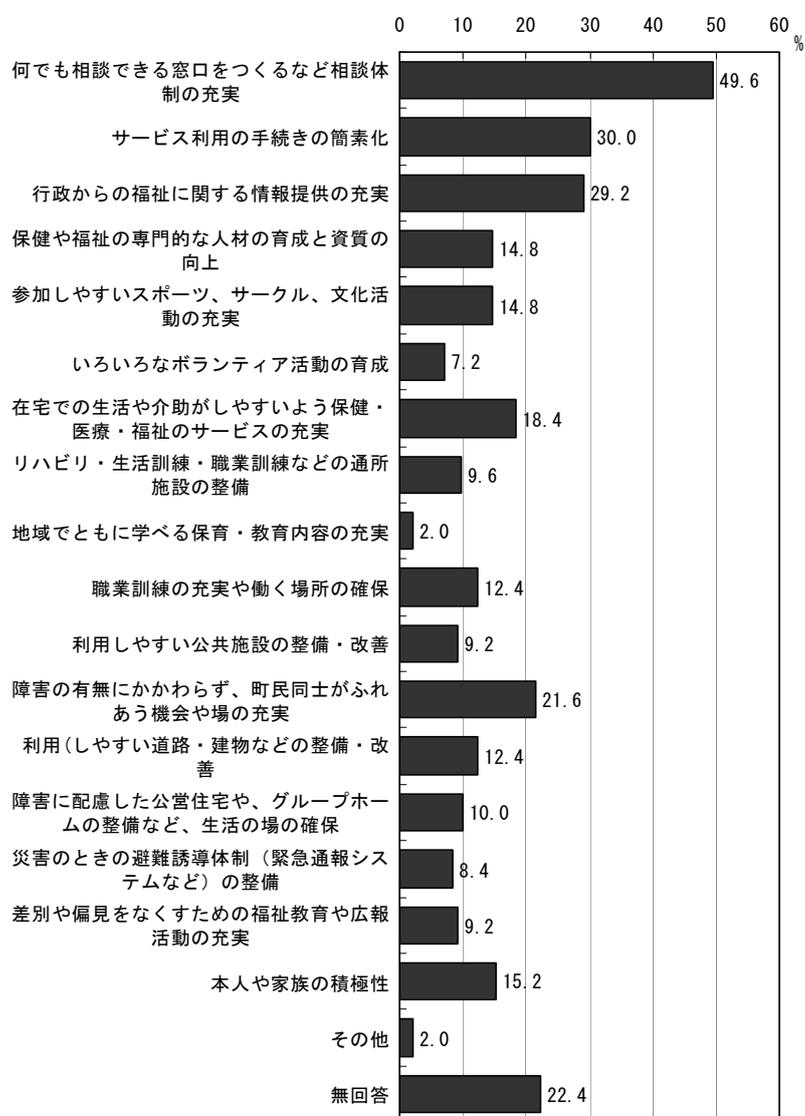


7. 住みよいまちづくりについて

障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なことを聞いた設問では、特に「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」がほぼ半数の人に求められており【身・知：問38】、このことによって様々な不安の解消につなげていくことが期待される。また、「サービス利用の手続きの簡素化」や「行政からの福祉に関する情報提供の充実」を求める人も多く、当事者および介護者の高齢化にも配慮しながら、適切な対応をしていくことが期待される。

【身・知】

問38 (MA) N=250 住みよいまちづくりに必要なこと



■ 邑南町健康増進計画各目標値のデータ根拠

(基本目標)

当初目標	ベースライン	データ根拠	目標値 (H22 年)	データ根拠
健康寿命の延伸	65 歳男 16.77(7 位) 女 20.64(9 位)	平成 14 年県平均自立期間	65 歳以上の平均自立期間を男女とも延ばす	県平均自立期間

(健康目標)

当初目標	ベースライン	データ根拠	目標値 (H22 年)	データ根拠※
がんによる死亡率の減少	全がん(全年齢) 男 178.9 女 71.6	平成 14 年県年齢調整死亡率:健康指標のマクロ(1988~2002)	男 156.1 女 53.9	男女とも圏域目標値を達成しているため町独自設定 男は 1995 より 2000 の死亡率が上がったため、1995 の状態まで下げる 女は 1995 死亡率より 2000 が下がったため、低減率で算出 (71.6/95.2) × 71.6
	胃がん(全年齢) 男 34.7 女 10.9	//	男 23.0 女 6.2	男女とも圏域目標値を達成しているため町独自設定 男は県の目標値を設定 女は低減率で算出 (10.9/19.1) × 10.9
	肺がん(全年齢) 男 33.8 女 7.5	//	男 25.8 女 4.0	男は圏域目標値を設定 女は圏域目標値を達成しているため町独自設定 1995 の状態まで下げる
	子宮がん(全年齢) 女 0.0	//	女 0.0	圏域目標値を達成しているため町独自設定 ベースラインを維持
	胃がん(壮年期) 男 49.2 女 6.1	//	男 35.5 女 6.1	男は圏域目標値を設定 女は圏域目標値を達成しているため町独自設定 ベースラインを維持
	肺がん(壮年期) 男 23.4 女 6.1	//	男 14.8 女 0.0	男女とも圏域目標値を達成しているため町独自設定 男女とも 1995 の状態まで下げる
	大腸がん(壮年期) 男 7.2 女 18.3	//	男 7.2 女 15.1	男女とも圏域目標値を達成しているため町独自設定 男はベースラインを維持 女は 1995 の状態まで下げる

当初目標	ベースライン	データ根拠	目標値 (H22年)	データ根拠※
がんによる死亡率の減少 (続き)	子宮がん(壮年期) 女 0.0	//	女 0.0	圏域目標値を達成しているため町独自設定 ベースラインを維持
	乳がん(壮年期) 女 14.2	//	女 12.1	圏域目標値を設定
脳血管疾患の減少	全年齢 男 46.0 女 26.1	//	男 45.3 女 16.4	男は圏域目標値を設定 女は圏域目標値を達成しているため町独自設定 女は低減率で算出 (26.1/41.6) × 26.1
	壮年期 男 16.2 女 22.6	//	男 4.9 女 9.4	男女とも圏域目標値を達成しているため町独自設定 男は低減率で算出 (16.2/53.2) × 16.2 女は 1995 の状態までもどす
虚血性心疾患の減少	全年齢 男 25.3 女 13.4	//	男 18.6 女 9.7	男女とも圏域目標値を設定
	壮年期 男 21.5 女 14.7	//	男 19.1 女 13.1	男女とも圏域目標値が示されていないので町独自設定 男は 1995 の状態までもどす 女は低減率で算出 (14.7/16.5) × 14.7
糖尿病の有病者の減少	男 275 人 女 432 人	平成 17 年町保健衛生事業実績書	男 256 人 (7%減) 女 401 人 (7.3%減)	健診で糖尿病有病者数(要観察、要注意、要医療の人) × 県の減少割合の目標
自殺を減らす	全年齢 男 79.0 女 12.9	平成 14 年県年齢調整死亡率:健康指標のマクロ (1988~2002)	男 39.6 女 7.7	男女とも圏域目標値を設定
	壮年期 男 113.3 女 6.1	//	男 73.8 女 6.1	男は圏域目標値を設定 女は圏域目標値を達成しているため町独自設定 ベースラインを維持
80歳で自分の歯を20本以上残す	80歳代 10.7本	平成 17 年県民残存歯調査 P40-41	80歳代 12本以上	県目標値を設定

当初目標	ベースライン	データ根拠	目標値 (H22年)	データ根拠※
認知症になる 人を減らす	47.8%	H17年度介護保 険認定者の介護 度と認知症老人 日常生活自立度 との割合介護保 険認定者 996 人、自立度Ⅱa～ Mの476人 476人/996人	減らす	介護保険認定者の介護度と認知症 老人日常生活自立度との割合 介護保険認定者 A 人、自立度Ⅱa ～MのB人、A人/B人

※圏域目標値はH18年3月発行の「大田圏域健康長寿いきいきプラン」の中間評価結果P37～42参照、
県目標値は「健康長寿しまね中間評価結果報告書 健康目標の達成状況P4参照」

(対象分野の目標)

当初目標	ベースライン	データ根拠	目標値 (H22年)	データ根拠
健診受診率を上 げる	基本健診 45.4% 胃がん検診 30.1% 肺がん検診 61.4% 大腸がん検診 5.6% 子宮がん検診 28.4% 乳がん検診 31.9%	H17 年 老人保 健事業報告	60.0 % 32.5% 65.0% 46.0% 30.0% 32.0 %	基本健診、肺がん検 診、子宮がん検診は 圏域目標値 胃がん、大腸がん、 乳がんは目標達成し ているため独自設定
肥満者(BMI25 以下)の減少	男 26.8% 女 30.1%	平成 17 年町保 健衛生実績書	BMI25 以上者の割合 を減らす 15%以下 20%以下	圏域目標値を設定
最大血圧の低下	男 139.3 女 140.2	平成 17 年町保 健衛生実績書	最大血圧を 3.8mmhg 低下させる 男 135.5 女 136.4	基本健診の平均血圧 —圏域目標値を設定

■ 邑南町地域保健福祉計画変更経過（平成21年3月変更）

（平成22年3月変更）

-
- 2 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり
- 平成21年2月26日 第4期邑智郡介護保険事業計画策定
- 平成21年2月26日 邑南町地域包括支援センター運営協議会開催
- 第4期邑智郡介護保険事業計画策定に伴う変更（案）の検討・承認
- 3 障害者計画・障害福祉計画 3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり【障害福祉計画】
- 平成20年11月12日 邑南町地域自立支援協議会開催
- 第1期計画の現状と第2期計画の策定について説明
- 平成20年12月24日 邑南町地域自立支援協議会開催
- 第2期計画（素案）の検討・承認
- 平成21年2月24日 邑南町地域自立支援協議会開催
- 第2期計画（案）の検討・承認
- 4 次世代育成支援行動計画 全般
- 平成21年11月18日 児童福祉審議会開催
- 計画素案の検討・承認
- 平成22年 1月29日 児童福祉審議会開催
- 計画案の検討・承認

邑南町地域保健福祉計画

- 平成21年3月3日 邑南町地域保健福祉計画推進協議会開催
- 邑南町地域保健福祉計画変更（案）の検討・承認
（介護保険事業計画及び第2期障害福祉計画）
- 平成21年3月19日 邑南町議会開催
- 邑南町地域保健福祉計画変更（案）議決
（介護保険事業計画及び第2期障害福祉計画）
- 平成22年2月25日 邑南町地域保健福祉計画推進協議会開催
- 邑南町地域保健福祉計画変更（案）の検討・承認
（次世代育成支援後期行動計画）
- 平成22年3月18日 邑南町議会開催
- 邑南町地域保健福祉計画変更（案）議決
（次世代育成支援後期行動計画）

邑南町みんな^{しあわせ}幸福プラン

邑南町地域保健福祉計画

～こころ響きあい健やかに暮らす町づくり～

発行年月●平成19年3月

●平成21年3月改訂

●平成22年3月改訂

発行・編集●島根県邑南町

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000

TEL : 0855-95-1111

FAX : 0855-95-2351